

# 美里町 都市計画マスタープラン

2023年3月

美 里 町





# 目 次

## 序章 はじめに

1. 計画策定の目的 .....	1
2. 都市計画マスタープランとは .....	1
3. 計画期間 .....	3
4. 計画の構成 .....	3

## 第1章 美里町を取り巻く現状

1. 美里町の概況 .....	4
2. 人口動向 .....	5
3. 産業動向 .....	7
4. 土地利用 .....	11
5. 都市機能 .....	14
6. 安全・安心 .....	17
7. 行財政 .....	20

## 第2章 まちづくりに対する町民意向

1. まちづくり意向調査の概要 .....	23
2. まちづくり意向調査結果 .....	24

## 第3章 社会情勢と上位・関連計画の整理

1. 社会情勢・法制度の変化 .....	28
2. 上位・関連計画の整理 .....	32

## 第4章 まちづくりの課題

1. 町民生活に関する課題 .....	34
2. 土地利用に関する課題 .....	35

## 第5章 全体構想

1. まちづくりの基本的な考え方 .....	36
2. まちの将来像 .....	37
3. 将来都市構造 .....	40
4. 部門別方針 .....	43

## 第6章 拠点構想

1. 拠点構想の考え方.....	6 1
2. まちづくり中心拠点地区の現況 .....	6 2
3. まちづくり中心拠点地区の課題 .....	6 8
4. まちづくり中心拠点地区の目標 .....	6 9
5. まちづくり中心拠点地区の方針 .....	7 0

## 第7章 実現化方策

1. 多様な主体との連携 .....	7 5
2. 施策・事業の推進.....	7 6
3. 計画の進行管理 .....	7 7

## 資料編

1. 都市計画審議会 .....	7 8
2. 用語解説.....	8 3

# 序章 はじめに

## 1. 計画策定の目的

本町は児玉都市計画区域に含まれ、町全域が都市計画区域に指定されていますが、市街化区域と市街化調整区域の区域区分及び用途地域の指定はありません。町の北西部と南西部にあるゴルフ場を除く、約9割が農業振興地域、そのうち約4割が農業振興地域農用地区域に指定されており、これまでは都市的土地利用は抑えられてきました。そのため、工業用地については農村産業法（旧農村地域工業等導入促進法）に基づき、農業と工業等が併存する土地利用を進めてきました。

一方で、国道254号線や県道31号線等の幹線道路沿道における開発、農地転用がされ、建物用地が増加しています。さらには、寄居スマートインターチェンジ（以下、寄居スマートIC）の開通や産業団地の整備等により、都市的土地利用のニーズが高まっています。

このような状況を踏まえ、本町の自然環境を次代へ継承し、都市的土地利用と調和した魅力あるまちづくりを進めるにあたっては、計画的な土地利用の転換や社会情勢を捉えた新たな拠点づくりを図る必要があります。本計画は、これらの背景を踏まえ、将来の持続可能なまちづくりに向け、新たなまちの将来像や長期的な都市づくりの方向性を示し、都市計画手法の導入に向けた検討をすることを目的とします。

## 2. 都市計画マスタープランとは

### （1）都市計画マスタープランの役割

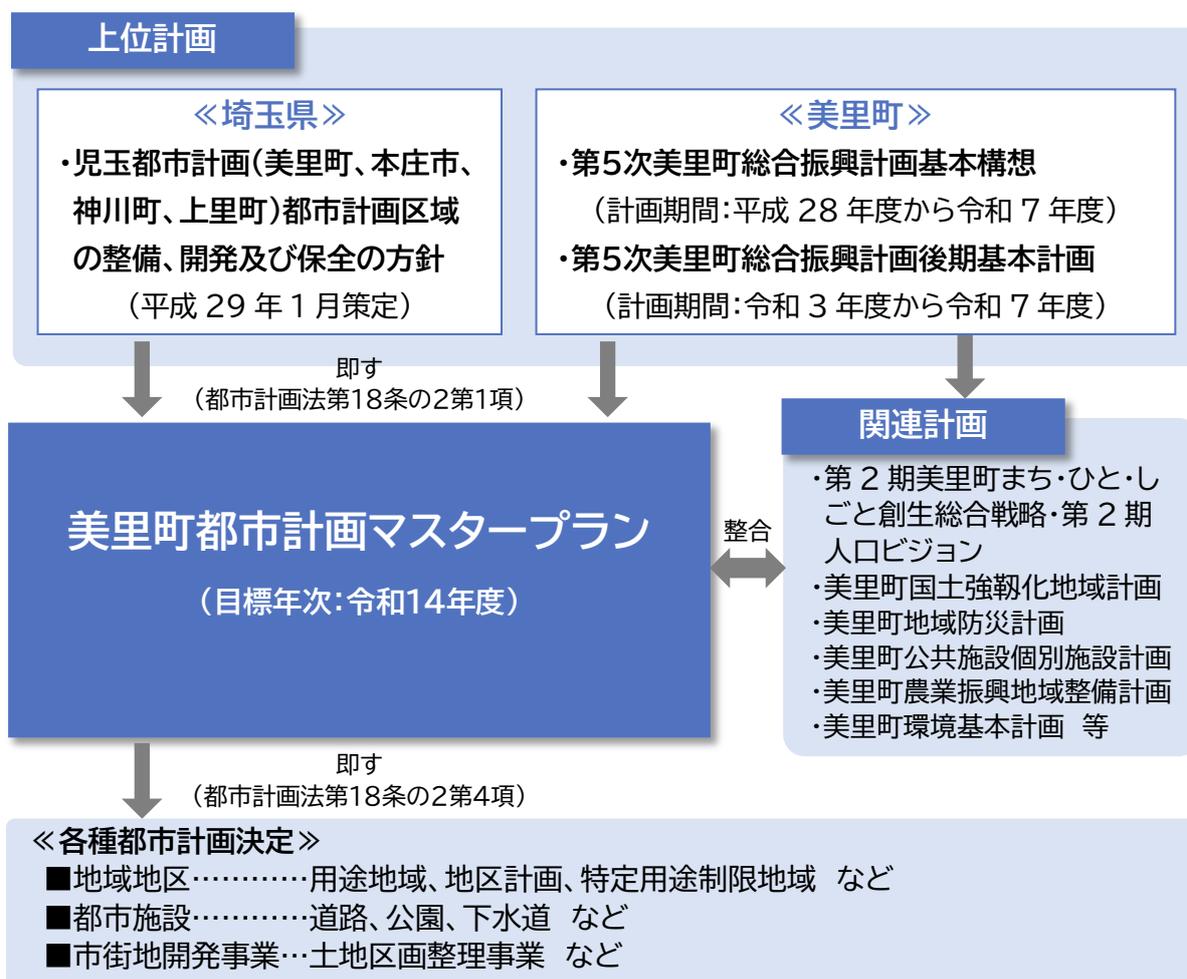
都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2の規定に基づき策定する「市町村が定める都市計画に関する基本的な方針」です。住民に最も近い立場にある市町村が、その創意工夫の下に、住民の意見を反映させて、都市づくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、都市づくりの基本的な考え方、土地利用の方針、都市施設の整備方針等を明らかにし、新しい拠点の創出やネットワークの構築といった具体的な都市計画を定める際の総合的な指針となります。

- 目指すべきまちの将来像を明確にするものです。
- 町が具体的な都市計画を定める際の総合的かつ基本的な方針となります。
- 住民の意向を把握しながら、地域課題に対応した都市計画の整備方針や手法を定めるものです。
- 基本的な方針に基づき、国や埼玉県と連携しながらまちづくりを進めます。

## (2) 都市計画マスタープランの位置づけ

本計画は、「第5次美里町総合振興計画基本構想・後期基本計画」や県が定める「児玉都市計画（美里町、本庄市、神川町、上里町）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即して、都市の将来像や土地利用等の方針を明らかにし、町の都市計画に関する基本的な方針を定めるもので、用途地域の指定や都市施設の整備等、町が定める個別の都市計画の決定などの根拠となるものです。

### ■法体系における都市計画マスタープランの位置づけ



## (3) 対象地域

対象地域は、都市計画区域内とします。本町は、町域全域が都市計画区域のため、町域全域が対象となります。

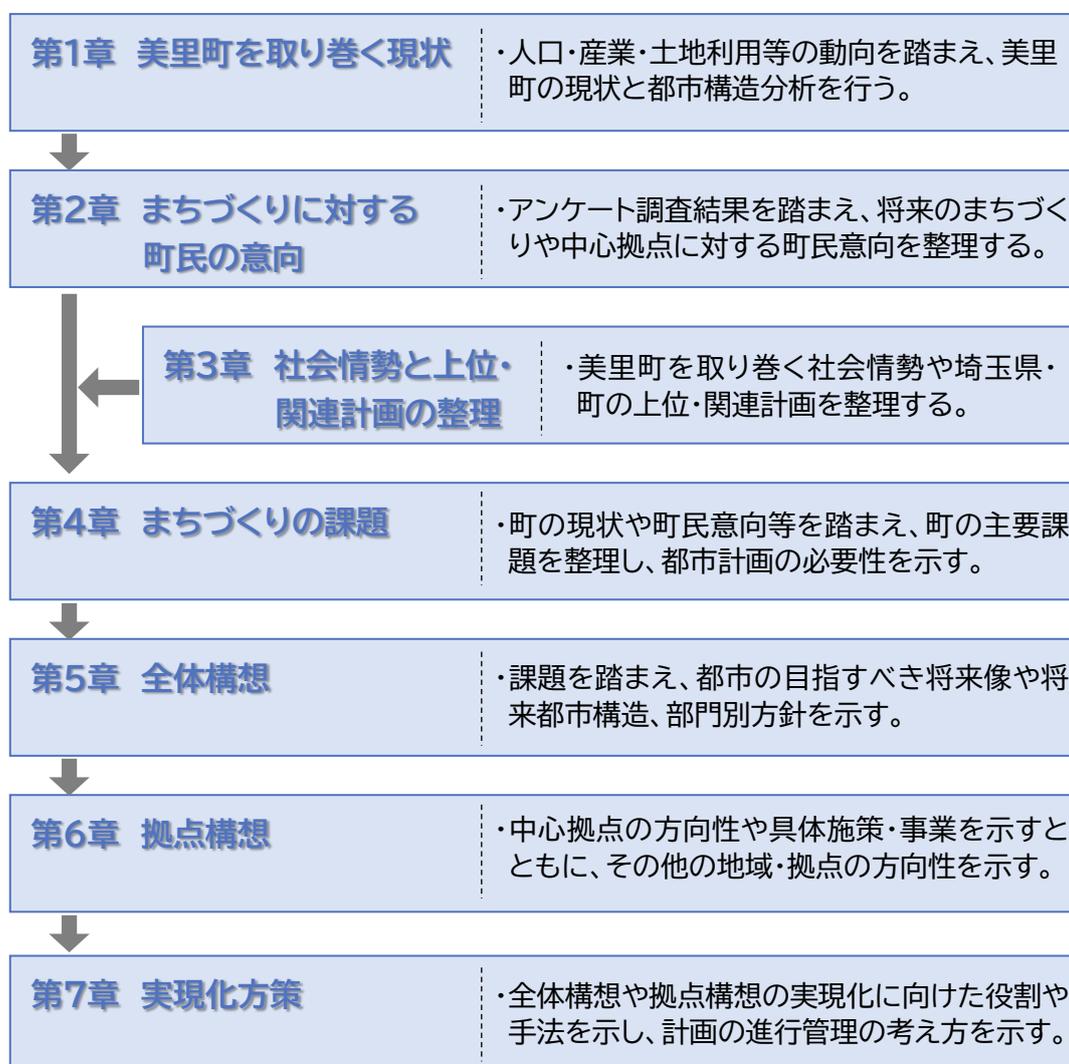
### 3. 計画期間

本計画は、概ね20年先の目指すべき都市の姿を見据え、計画期間を10年間とします。

### 4. 計画の構成

本計画の内容は、本町の変遷や現状分析から町の特性・課題を整理し、全体構想で町を目指すべき将来像や部門別方針を示し、拠点構想で具体的な手法を示します。さらに全体構想、拠点構想を掲げた取組みを進捗管理し、実現化するための方策を示します。

#### ■都市計画マスタープランの構成



# 第1章 美里町を取り巻く現状

## 1. 美里町の概況

本町は、埼玉県北西部圏域に位置し、高速道路網が整備されるなど、都心部からの交通アクセスに優れた地域となっています。地形は東西に約5.5km、南北に約9.0km、総面積は、33.41km<sup>2</sup>、中央部以北の平坦地と、北部から南部へ向かって高度を増すならかな丘陵地を形成しています。

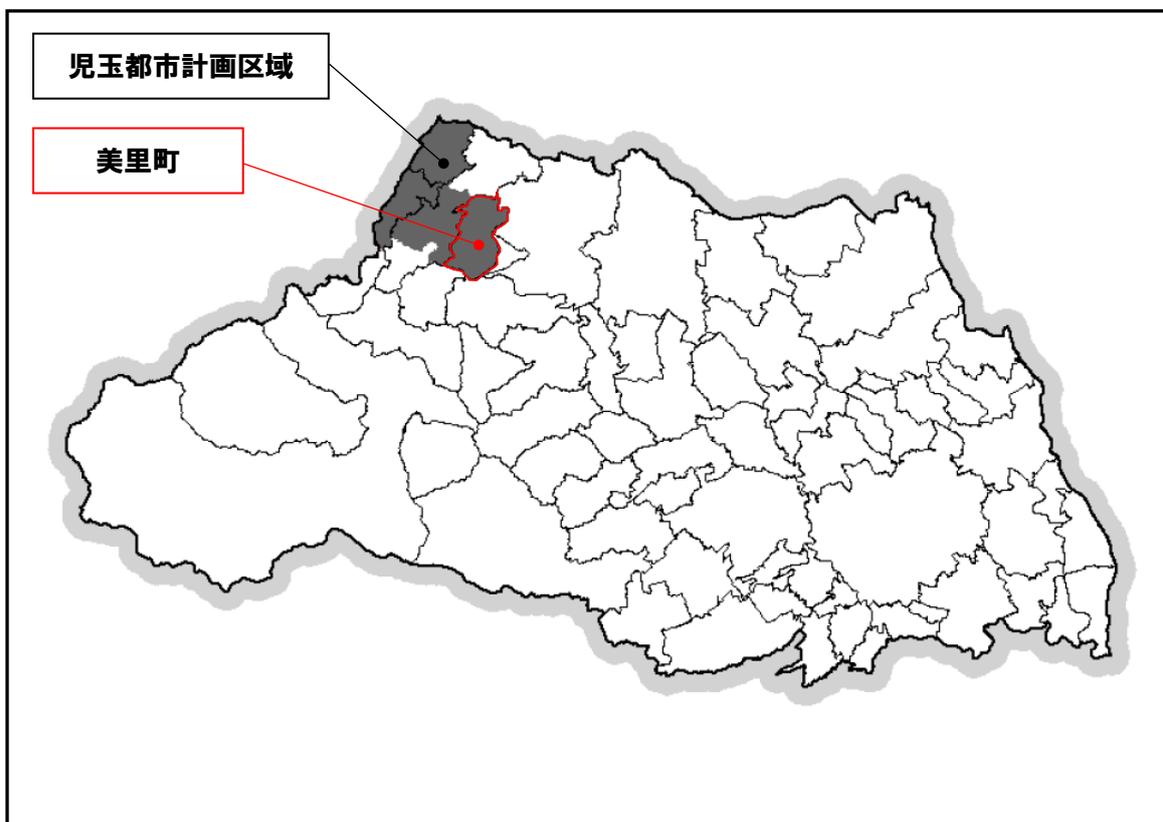
また、小山川、志戸川、天神川が流れ、自然豊かな田園風景の広がる環境にあります。気候は温暖で、米麦、野菜、果樹など、多様な農作物の栽培が可能な地域となっています。

交通網は、JR八高線が町内を横断し松久駅が町の中心部にあり、主要な道路としては、県道31号線が町内を縦断し、国道254号線及び関越自動車道が町内を横断しています。

なお、関越自動車道では、寄居スマートICの開通により、新潟・長野方面と東京方面へのアクセス向上が図られています。

本町の都市計画は、児玉都市計画区域（美里町、本庄市、神川町、上里町）に属しており、行政区域の全域が都市計画区域に指定されています。区域区分は定められておらず、本町においては用途地域も指定されていません。町内の平地には農地が広がり、その多くは農業振興地域に指定されていることから、都市的な開発は抑制されてきました。

### ■児玉都市計画区域・美里町の位置



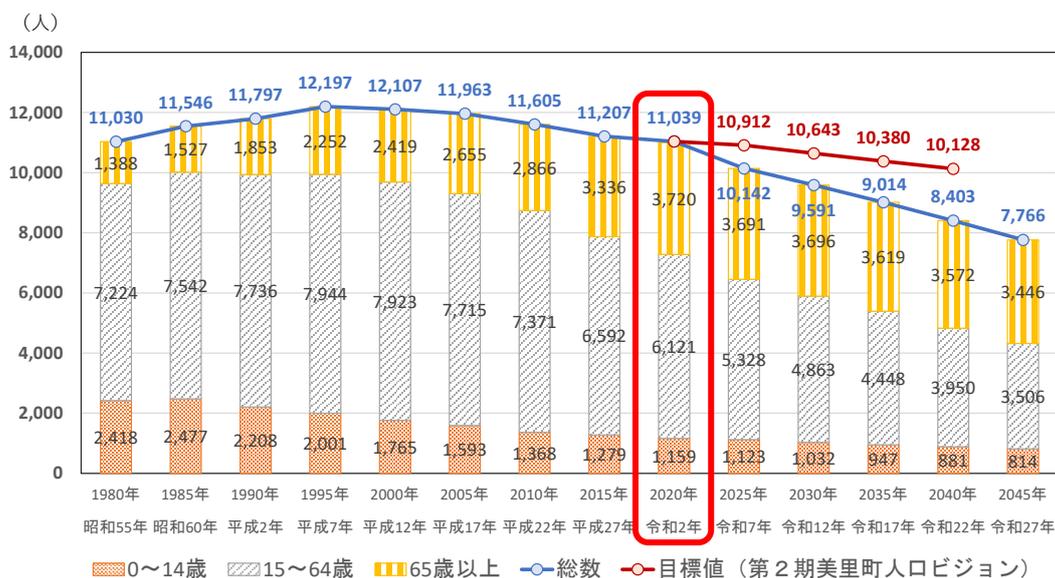
## 2. 人口動向

### (1) 人口推移

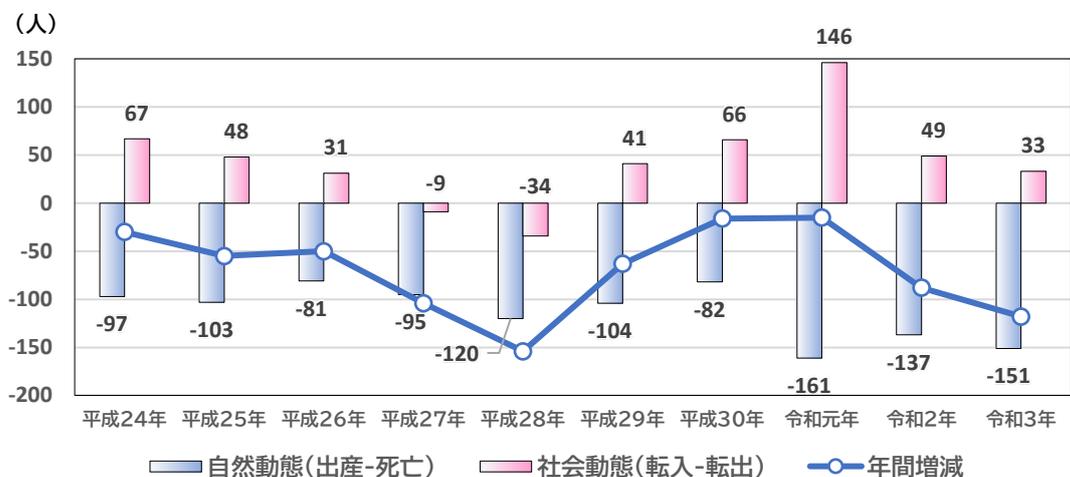
本町の人口は平成7年をピークに減少傾向にあり、令和2年現在で11,039人となっています。年齢3区分別にみると、15歳未満の年少人口及び15～64歳の生産年齢人口は減少傾向に、65歳以上の高齢者人口は増加傾向にあります。

人口動態をみると、社会動態は近年、転入者が転出者を上回っている状態にあるものの、自然動態は死亡数が出生数を上回っている状態が続いており、人口としては減少傾向にあります。

#### ■ 年齢3区分別の人口推移及び将来人口推計



#### ■ 人口動態



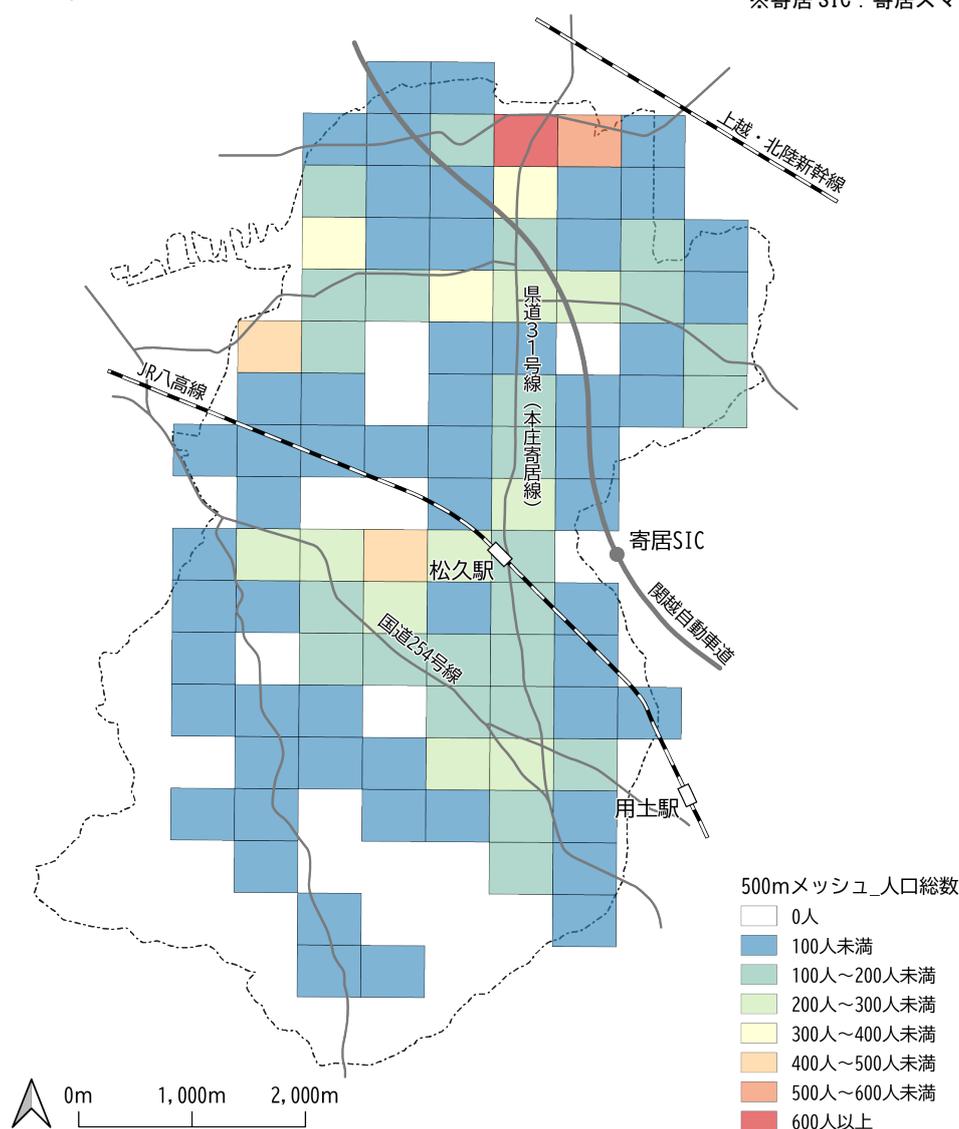
## (2) 人口分布の状況

本町の人口分布の状況を見ると、500mメッシュあたりの人口が600人を超える地域が北部で見られる他、国道254号線や県道31号線等の幹線道路沿いで100人を超える地域が多くなっています。

一方で、町全体では、200人未満の地域が8割以上を占めています。

### ■ 人口分布（500mメッシュ）

※寄居SIC：寄居スマートIC



資料：国土数値情報「500mメッシュ別将来推計人口（H30国政局推計）」

### “人口動向”の課題

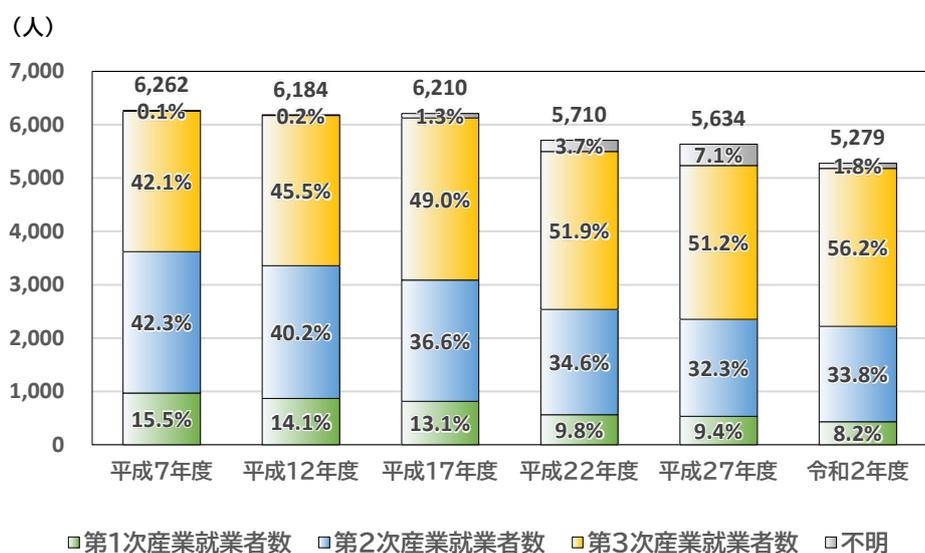
近年、転入者数が転出者数を上回っている傾向にあるものの、自然動態で減少数が大きくなっており、町全体の人口は減少傾向が続いています。また、町民の居住範囲は広い地域にわたっていることから、町内全体で人口減少や少子高齢化の進行が予測されます。利便性が高く誰にとっても暮らしやすい魅力ある都市づくりに取り組むことで、定住を促進し、今後は安定した人口を維持していくことが重要です。

### 3. 産業動向

#### (1) 産業別従業者の状況

本町の従業者は、減少傾向にあります。産業別にみると、農業をはじめとする第1次産業と、製造業・建設業が主となる第2次産業の割合は年々減少傾向にあります。サービス業に代表される第3次産業の割合は、平成12年度から第2次産業を上回り、令和2年度現在では56.2%と半数以上を占めています。

#### ■ 産業別従業者の推移



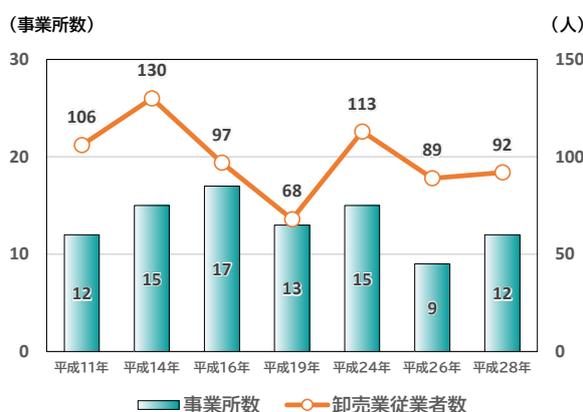
資料：国勢調査

## (2) 商業

本町の卸売業・小売業の事業所数は減少傾向にあります。一方で、卸売業・小売業の従業者数は、平成19年までは減少傾向にあったものの、近年では増加傾向となっています。

小売業の年間商品販売額は平成16年までは減少傾向にあったものの、平成19年以降は増加しており、平成28年現在で過去最高額となっています。また、小売業の販売効率をみると、平成24年以降増加傾向となっており、年間商品販売額と同様に、平成28年現在で過去最高となっています。

### ■ 卸売業の事業所数及び従業者数の推移

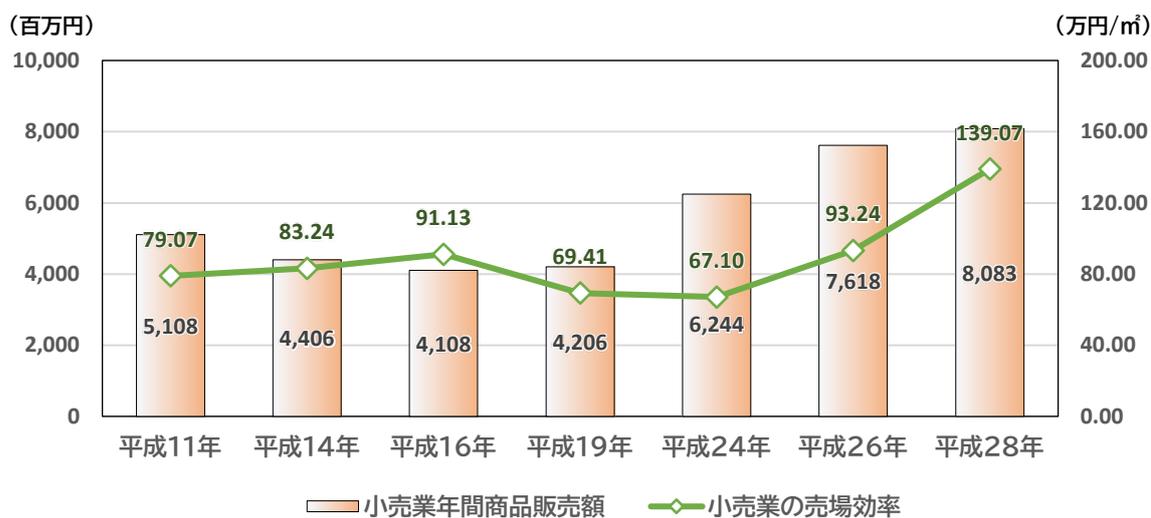


### ■ 小売業の事業所数及び従業者数の推移



資料：商業統計調査、平成24年／平成28年経済センサス活動調査結果

### ■ 小売業の年間商品販売額と売り場効率の推移

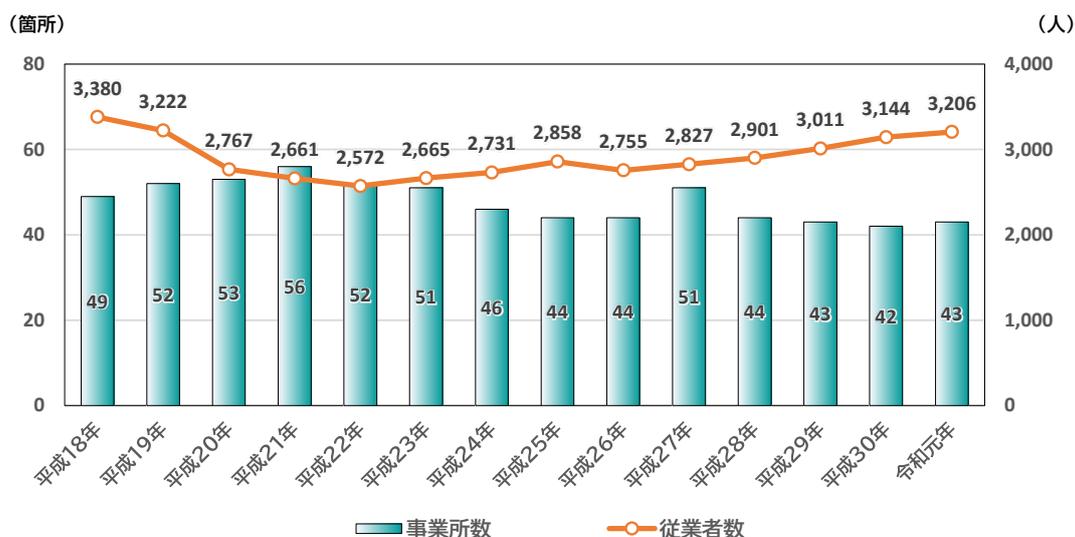


資料：商業統計調査、平成24年／平成28年経済センサス活動調査結果

### (3) 工業

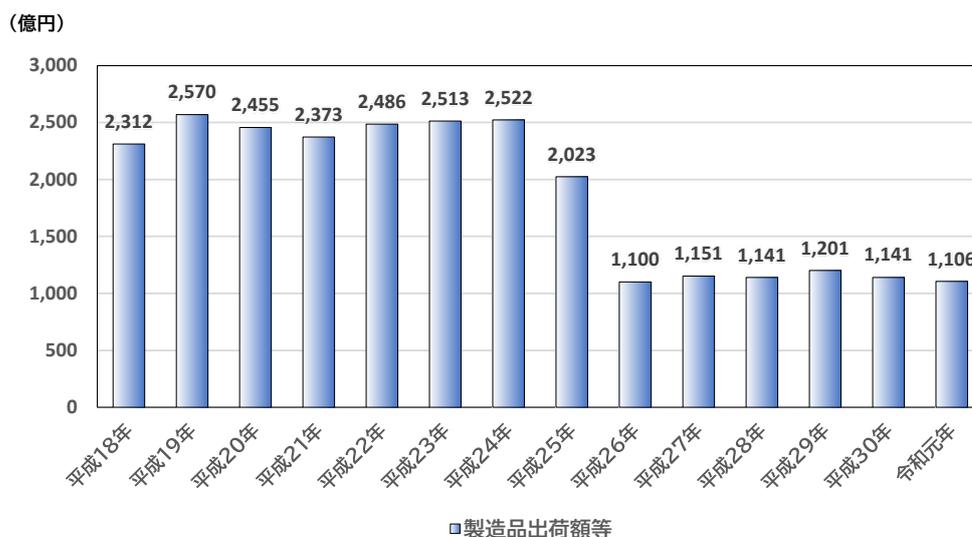
本町の事業所数は減少傾向にあるものの、従業者数は増加傾向にあります。製造品出荷額等は、平成19年までは増加傾向にあり、その後平成24年まではおよそ2,300億円～2,600億円推移していましたが、平成25年の大型工場撤退が影響し、平成26年以降はおよそ1,100億円～1,200億円推移しています。

#### ■ 事業所数及び従業者数の推移



資料：工業統計調査、平成24年／平成28年経済センサス活動調査結果  
平成26年までは12月31日現在。平成29年調査より事業所数と従業者数は6月1日現在、出荷額等は前年度分  
経済センサス活動調査結果は前年度実績

#### ■ 製造品出荷額等の推移



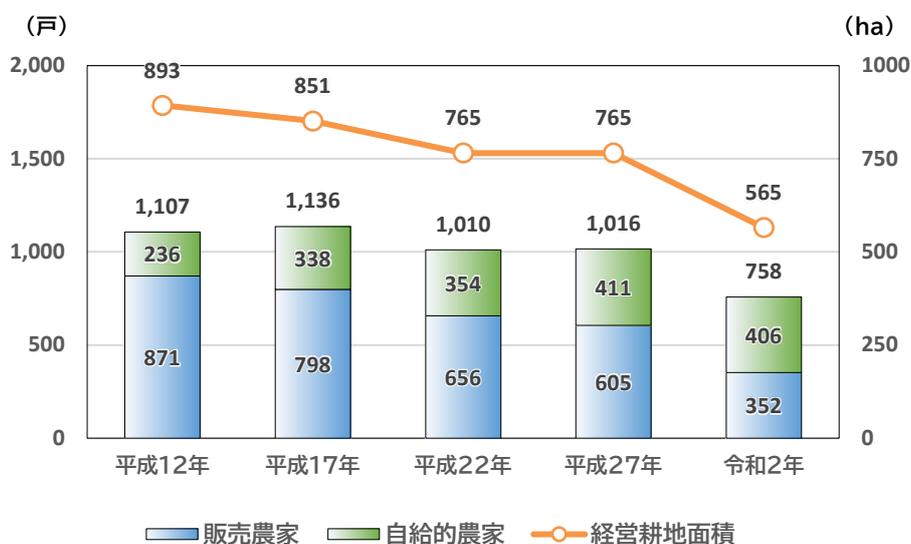
資料：工業統計調査、平成24年／平成28年経済センサス活動調査結果（前年度実績）  
平成26年までは12月31日現在。平成29年調査より事業所数と従業者数は6月1日現在、出荷額等は前年度分

## (4) 農業

本町の総農家数は、令和2年現在で758戸となっています。平成12年から平成27年までおよそ1,000戸～1,200戸で推移していましたが、近年は特に販売農家が減少傾向にあります。

販売農家の経営耕地面積をみると、平成12年の893haに対し、令和2年では565haと減少傾向にあります。

### ■ 農家数及び販売農家の経営耕地面積の推移



資料：農林業センサス

## “産業動向”の課題

本町では近年、第3次産業の担い手の割合が増加し、商業の年間商品販売額も大幅に増加しています。一方で、商業、工業ともに事業所数が減少傾向にあることから、町内の雇用の場が徐々に消失していることも考えられます。

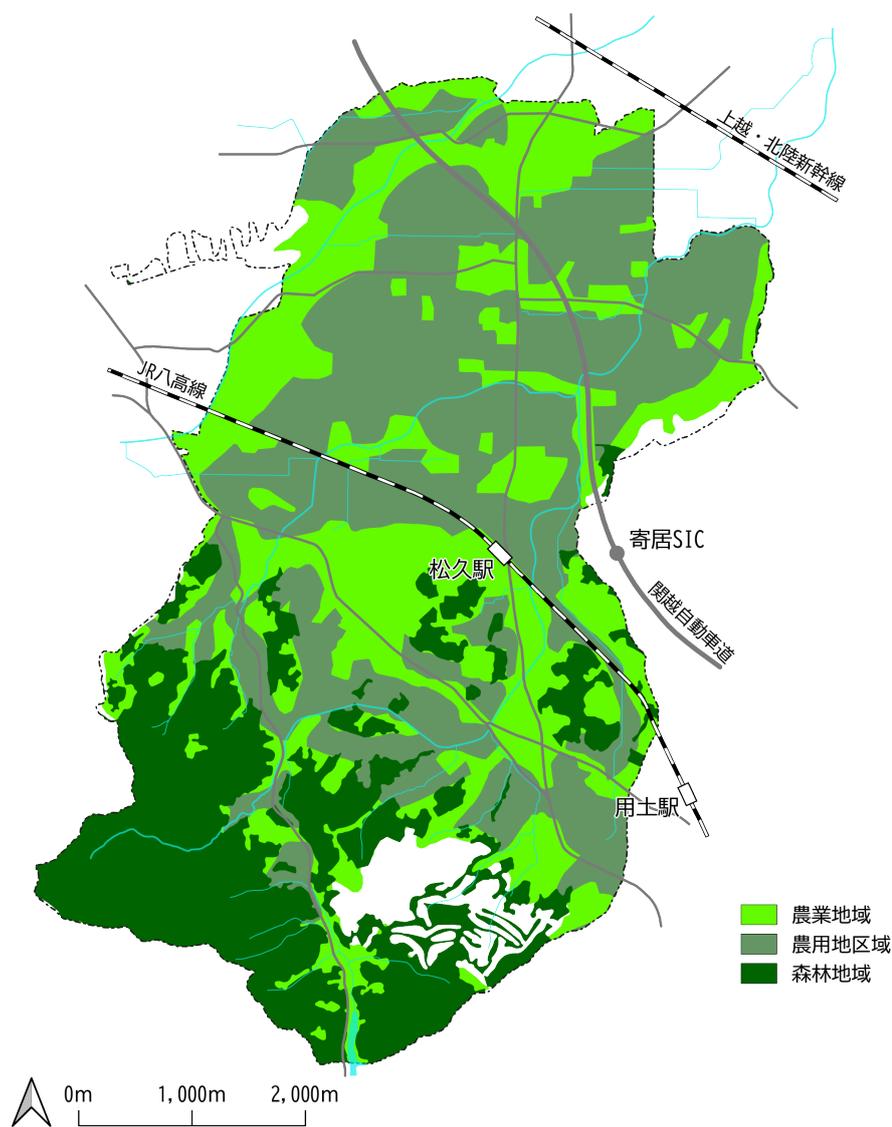
本町の活力や生活の基盤を支える商業、工業、農業の各事業者の操業環境の確保を図るとともに、活力向上や雇用の場の創出、交流の促進などを進め、町内の持続的な成長に向けた取組みを進める必要があります。

## 4. 土地利用

### (1) 土地利用の状況

本町は、森林地域や農業地域を含めた自然的土地利用が町内全域で広く見られます。町内全域のおよそ95.3%となる3,184haが農業振興地域に指定されており、そのうちの約1,074haが農用地区域として設定されています。

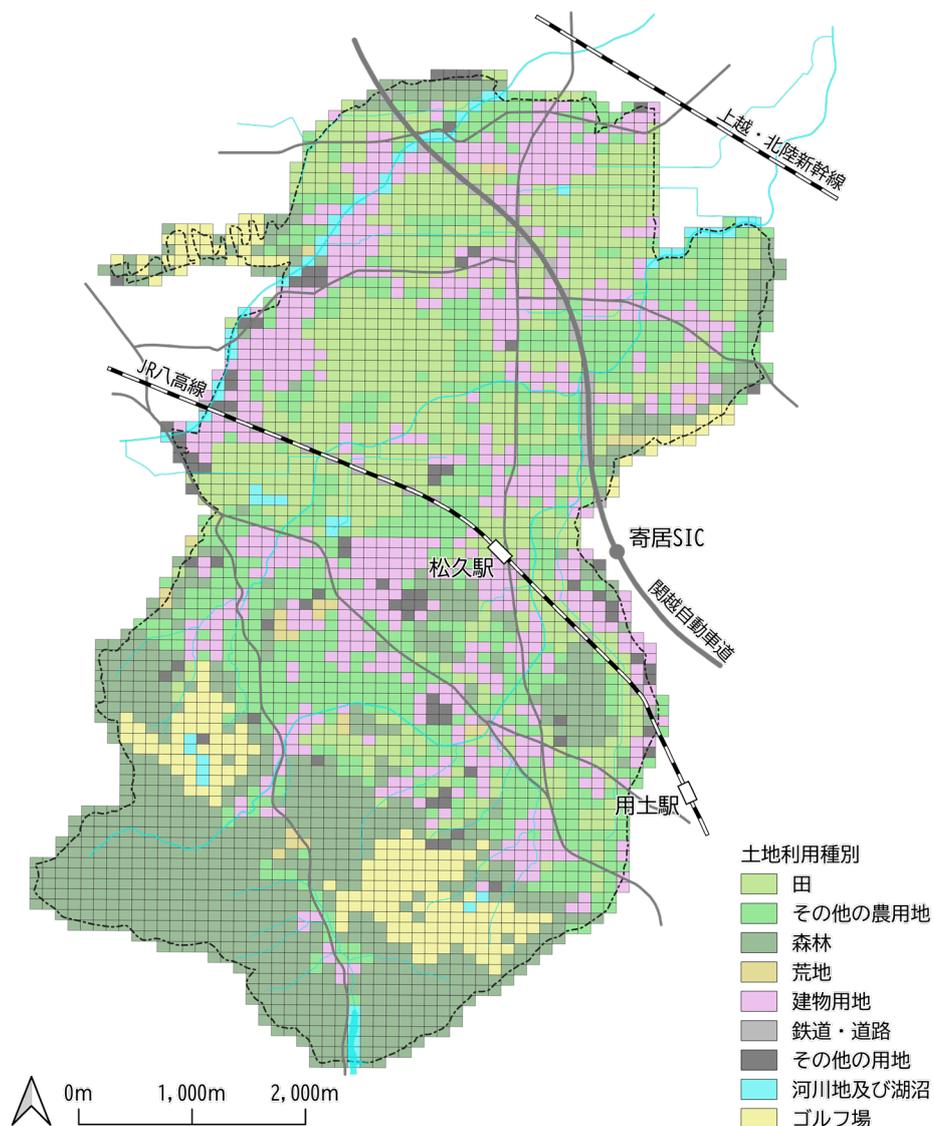
#### ■ 森林地域、農用地区域、農業地域の状況



資料：国土数値情報「森林地域（平成27年）」  
国土数値情報「農業地域（平成27年）」

一方で、松久駅周辺や、国道254号線などの幹線道路沿いでは建物用地の利用が見られ、住宅用地や生活利便施設用地としての土地利用が集積しています。

### ■ 土地利用図（100mメッシュ）

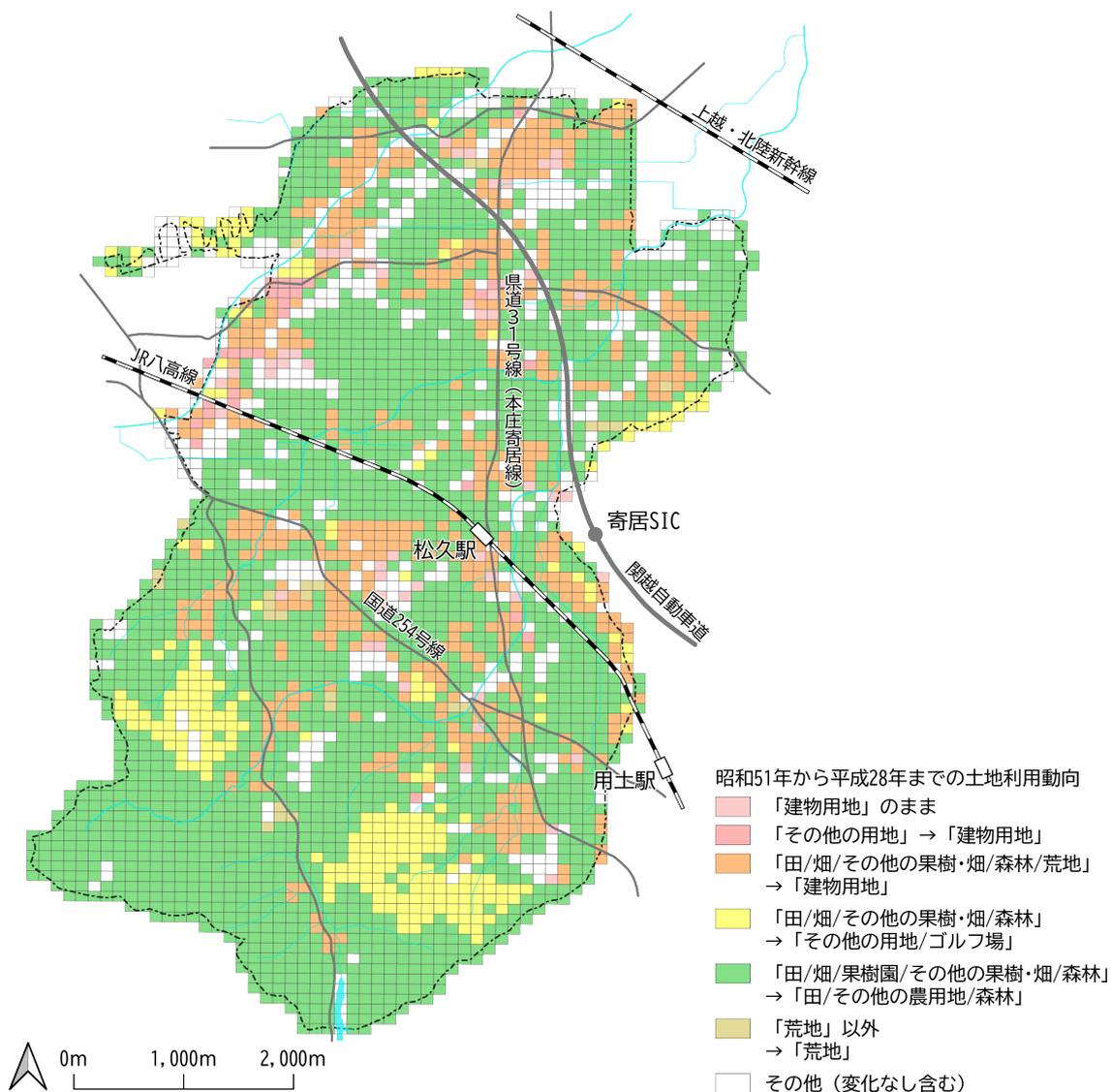


資料：国土数値情報「土地利用細分メッシュ（平成28年）」

## (2) 土地利用動向

昭和51年から平成28年までの土地利用動向をみると、国道254号線や県道31号線などの幹線道路を中心に町内全域に散在して都市的土地利用が広がっています。特に、田畑などから「建物用地」への転換がみられます。

### ■ 土地利用動向（100mメッシュ）



資料：国土数値情報「土地利用細分メッシュ（平成28年）」  
国土数値情報「土地利用細分メッシュ（昭和51年）」

### “土地利用”の課題

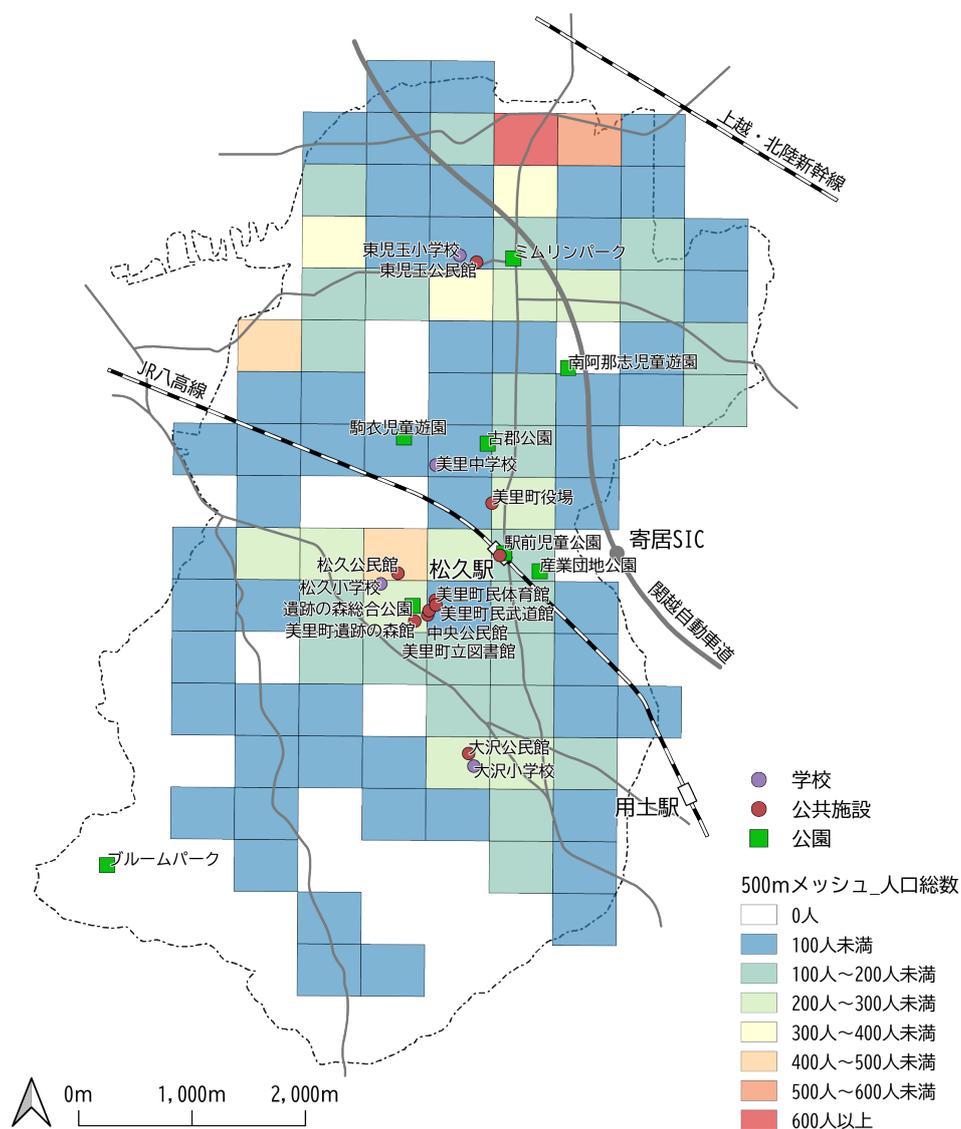
森林や農地などの豊かな自然環境に恵まれている本町ですが、現在までに人口が集中している地域を中心に計画的でない宅地化が進行しており、都市的土地利用の割合が広く増加しています。これまでに農業と工業等が併存する土地利用を進めてきましたが、今後はこれらが調和した、より良好な住環境を維持・向上し、住みよい環境を次世代に継承することが必要です。そのために、都市的土地利用の抑制だけではなく、メリハリのある計画的な土地利用のコントロールが求められます。

## 5. 都市機能

### (1) 公共公益施設の立地

本町の学校は、「松久小学校」「東児玉小学校」「大沢小学校」「美里中学校」の4校が各学区で立地しています。公共施設は美里町役場をはじめ、「東児玉公民館」などの集会施設や、「遺跡の森館」などの文化施設、「町民体育館」などのスポーツ施設が立地しています。

#### ■ 公共公益施設の分布状況



資料：国土数値情報「500mメッシュ別将来推計人口（H30国政局推計）」  
 国土数値情報「市町村役場等及び公的集会施設（平成22年度）」  
 国土数値情報「公共施設データ（平成18年度）」  
 美里町公共施設等総合管理計画（平成28年3月）

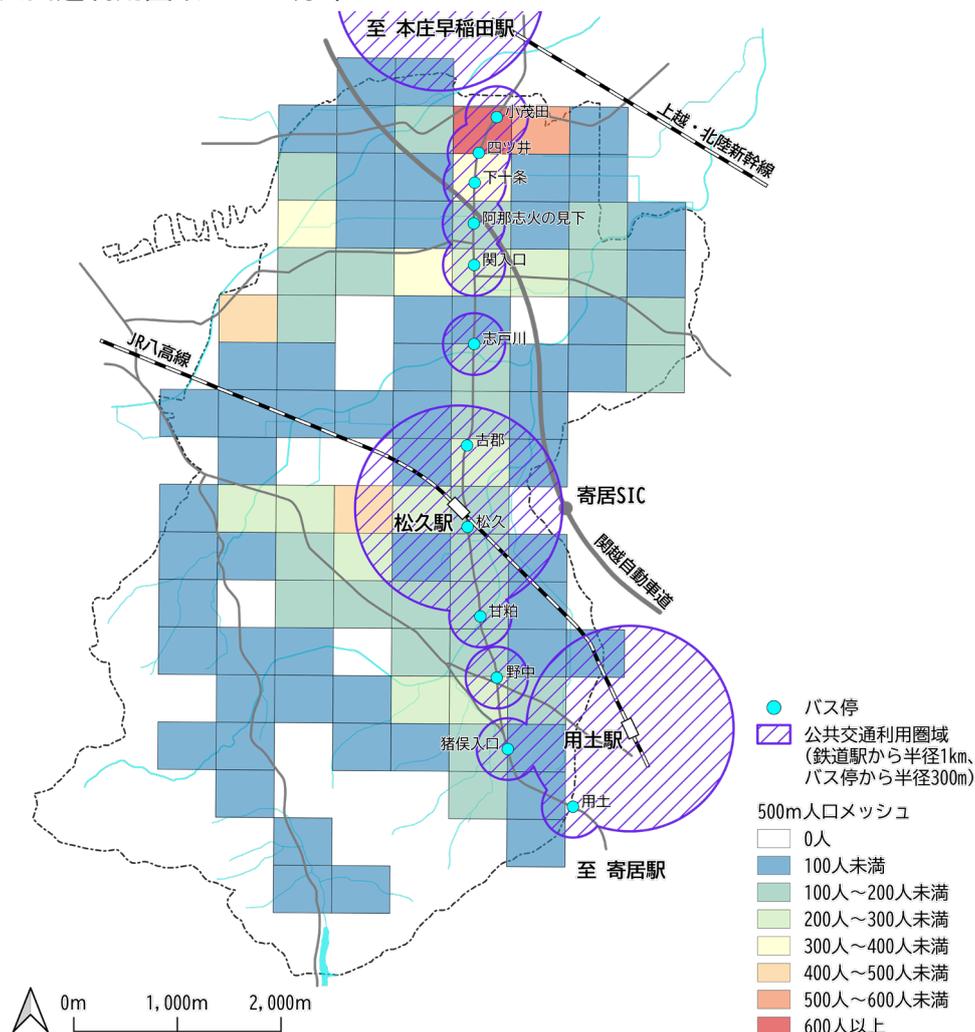


### (3) 公共交通網

本町では、町の中央を東西にJR八高線が運行されており、松久駅があります。本町に隣接する本庄市にはJR上越・北陸新幹線が通り、本庄早稲田駅からアクセスが可能です。また、松久駅を經由し、本庄早稲田駅から寄居駅を結ぶ路線バスが運行しています。

一方で、公共交通利用圏（鉄道駅から半径1km、バス停から半径300mの範囲）をみると、人口の集中する地域は含まれているものの、多くの地域で利用圏外となっています。

#### ■ 公共交通利用圏域と人口分布



資料：国土数値情報「500mメッシュ別将来推計人口（H30国政局推計）」  
 国土数値情報「バス停留所（平成22年度）」

### “都市機能”の課題

集落の点在による広い人口分布に対し、幹線道路沿い等に都市機能の立地が偏っている状態です。また、町内の公共交通網は駅間を結ぶルートのみであり、生活利便施設が利用しにくい環境にあります。こうした買物や交通の利便性の悪化は、町民の日常生活機能の低下や人口減少の要因にもなります。

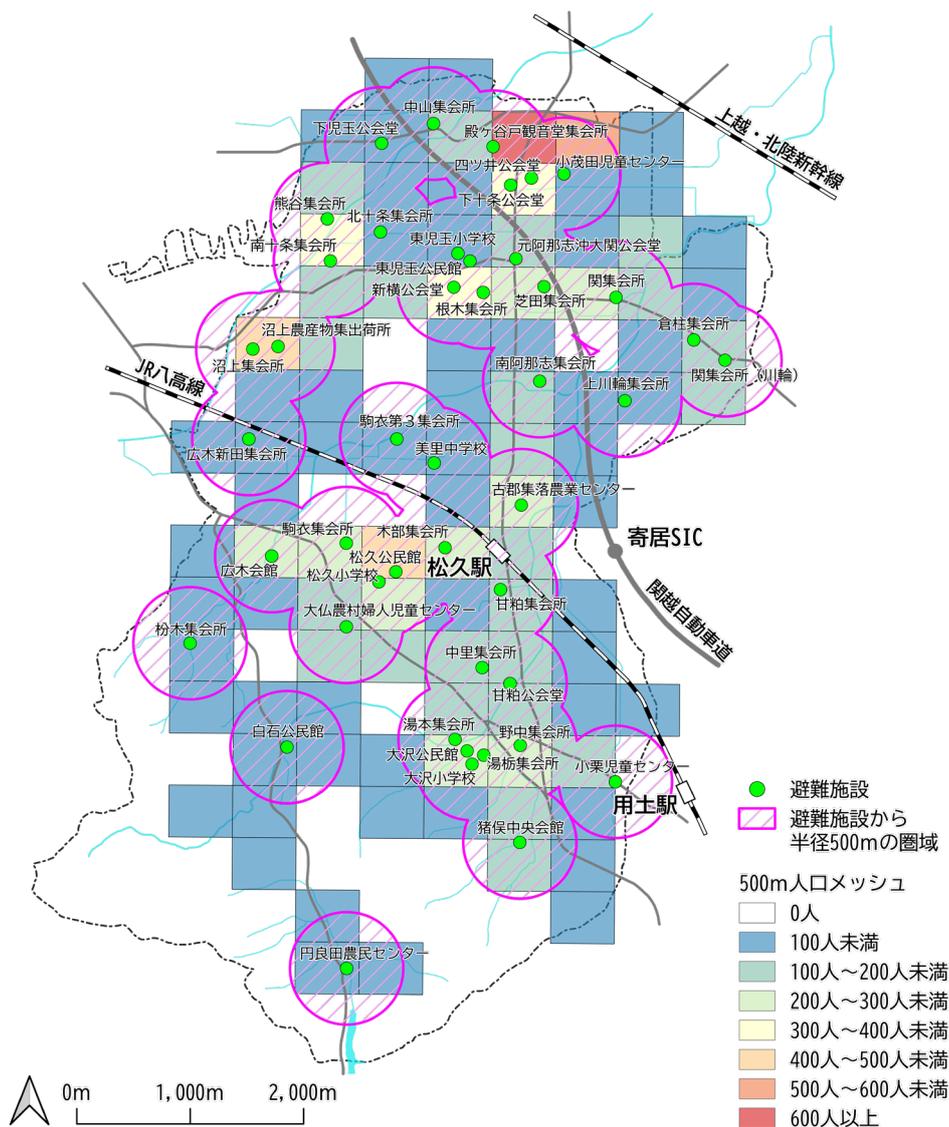
これらの解決のため、町民の生活利便性の維持による持続的なまちづくりに向けた拠点形成が求められます。

## 6. 安全・安心

### (1) 避難施設の立地

本町の避難施設は、「指定緊急避難場所」「指定避難所」「自主避難所」の45箇所が指定されています。また、人口が集中している地域は概ね各施設から半径500m以内に含まれています。

#### ■ 避難施設の立地と人口分布

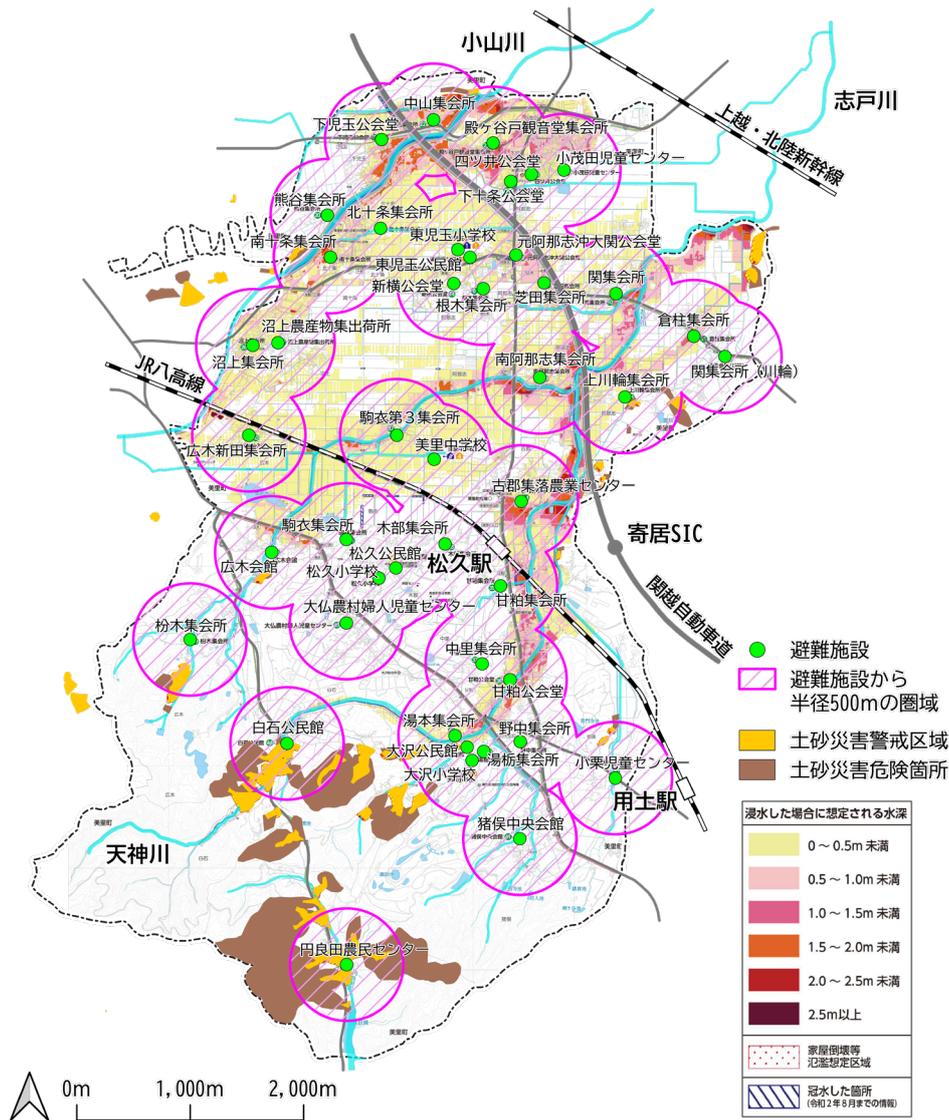


資料：国土数値情報「500mメッシュ別将来推計人口（H30国政局推計）」  
 美里町総合防災ハザードマップ（みさと防災）「5. 避難所一覧」（令和3年3月）

本町の洪水浸水想定区域では、国道254号線以北の多くの地域が、浸水した場合の水深は主に1.5m未満と想定されています。小山川や志戸川などの流域の一部では2.0m～2.5m未満、2.5m以上の浸水被害が見込まれています。

また、南部の山地帯を中心に土砂災害危険箇所や土砂災害警戒区域が指定されています。

## ■ 避難施設の立地と洪水浸水想定区域



資料：国土数値情報「土砂災害警戒区域（令和2年度）」

国土数値情報「土砂災害危険箇所（平成22年度）」

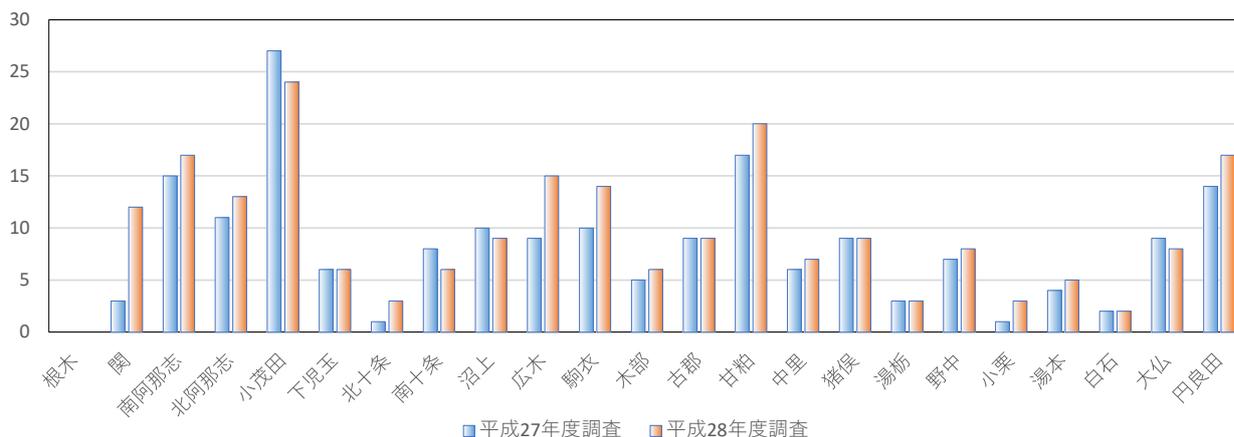
美里町総合防災ハザードマップ（みさと防災）「5. 避難所一覧」（令和3年3月）  
 美里町総合防災ハザードマップ（みさと防災）「6. ハザードマップ北部」（令和3年3月）  
 美里町総合防災ハザードマップ（みさと防災）「7. ハザードマップ中部」（令和3年3月）  
 美里町総合防災ハザードマップ（みさと防災）「8. ハザードマップ南部」（令和3年3月）

## (2) 空き家

本町においては空き家の発生が顕在化してきています。平成28年度調査では216件の空き家が確認されており、平成27年度調査から30件増加しています。地区別にみると、特に関地区や広木地区、駒衣地区の増加が著しくなっています。

### ■ 地域別の空き家確認件数

(件)



資料：平成28年度空家調査

### “安全・安心”の課題

人口分布に対し、避難施設の立地は比較的広い範囲をカバーしています。気候変動により頻発・激甚化している自然災害を踏まえ、引き続き災害に強いまちづくりに向けたハード・ソフト両面からの総合的な対策が求められます。

一方で、本町は広い地域にわたって宅地利用が見られますが、人口が集中している北側の地域に対し、南側の地域で空き家の増加が著しくなっています。今後も利便性の低い地域を中心に高齢化や人口減少に伴う空き家の増加が進行すると考えられます。土地利用のコントロールを進めるとともに、都市の魅力や活力の低下を防ぐために、空き家の適正管理や活用などの対策を講じる必要があります。

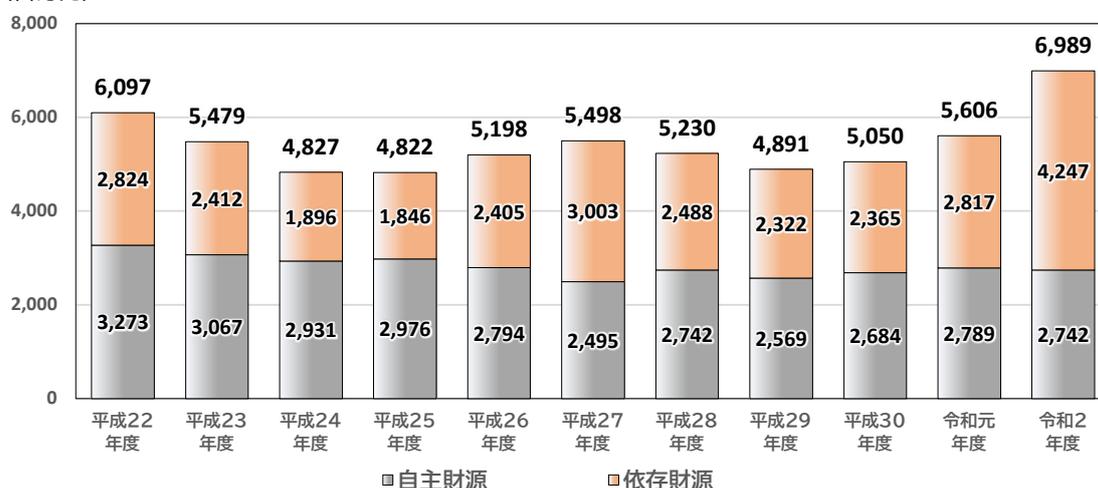
## 7. 行財政

### (1) 歳入・歳出の推移

本町の令和2年度の歳入額は、平成22年度に比べ、歳入全体としては増加しているものの、町税などの自主財源の割合が減少しています。また、令和2年度の歳出額はコロナ禍における給付金の影響で歳出のその他経費が増加しており、性質別の義務的経費や目的別の総務費の割合が増加しています。一方で、性質別歳出の投資的経費が大幅に減少しています。

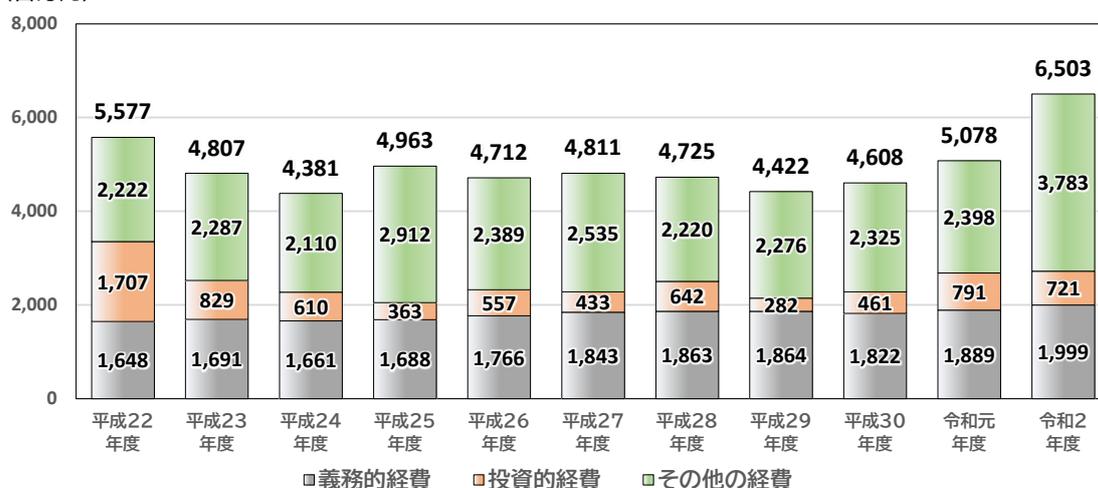
#### ■ 歳入の推移（財源別歳入）

(百万円)



#### ■ 歳出の推移（性質別歳出）

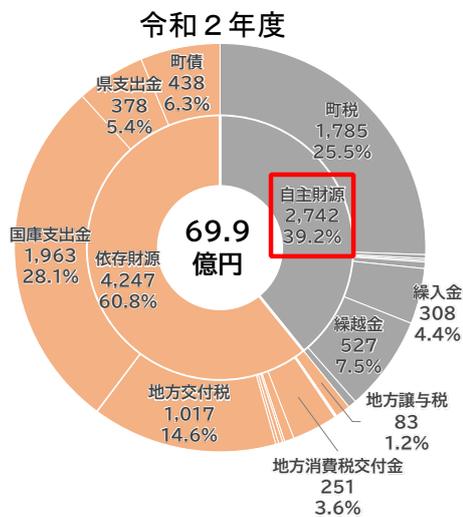
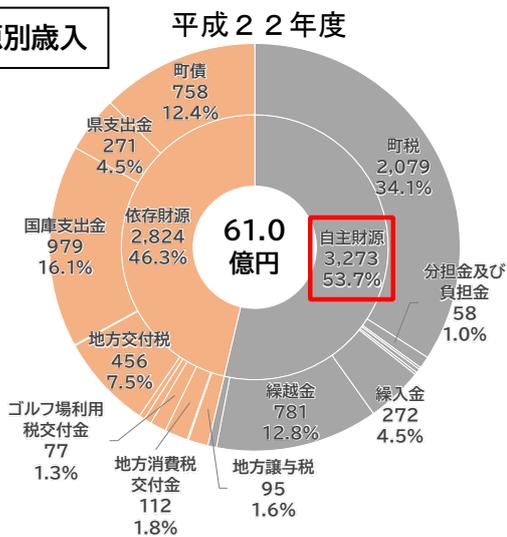
(百万円)



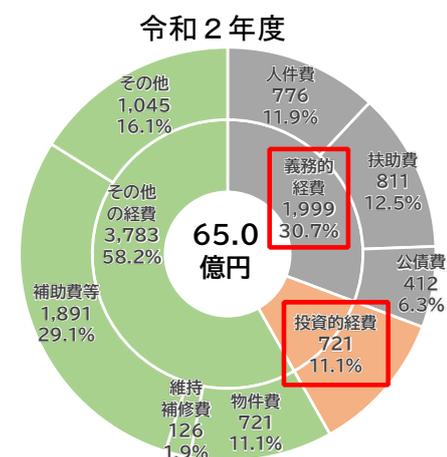
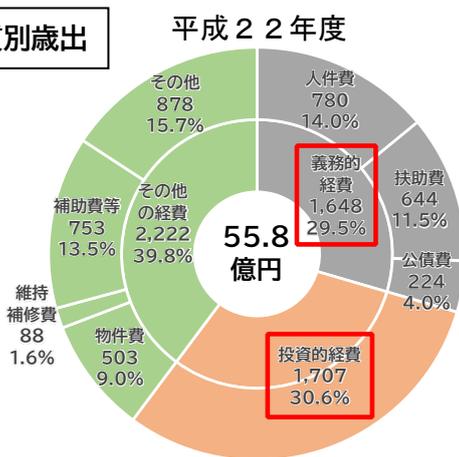
資料：平成22年度～令和2年度市町村決算カード

■ 歳入・歳出の比較

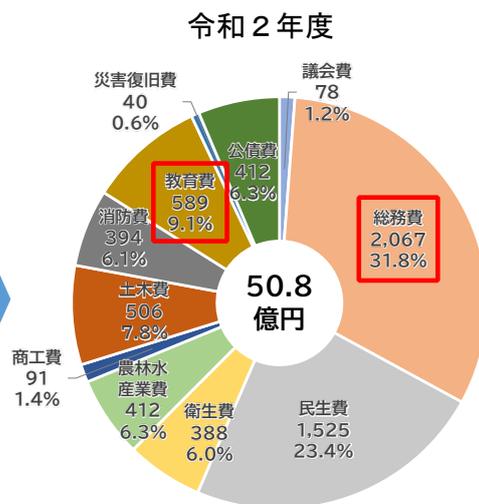
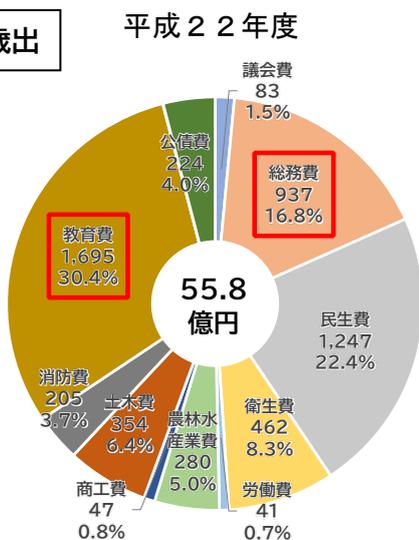
財源別歳入



性質別歳出



目的別歳出

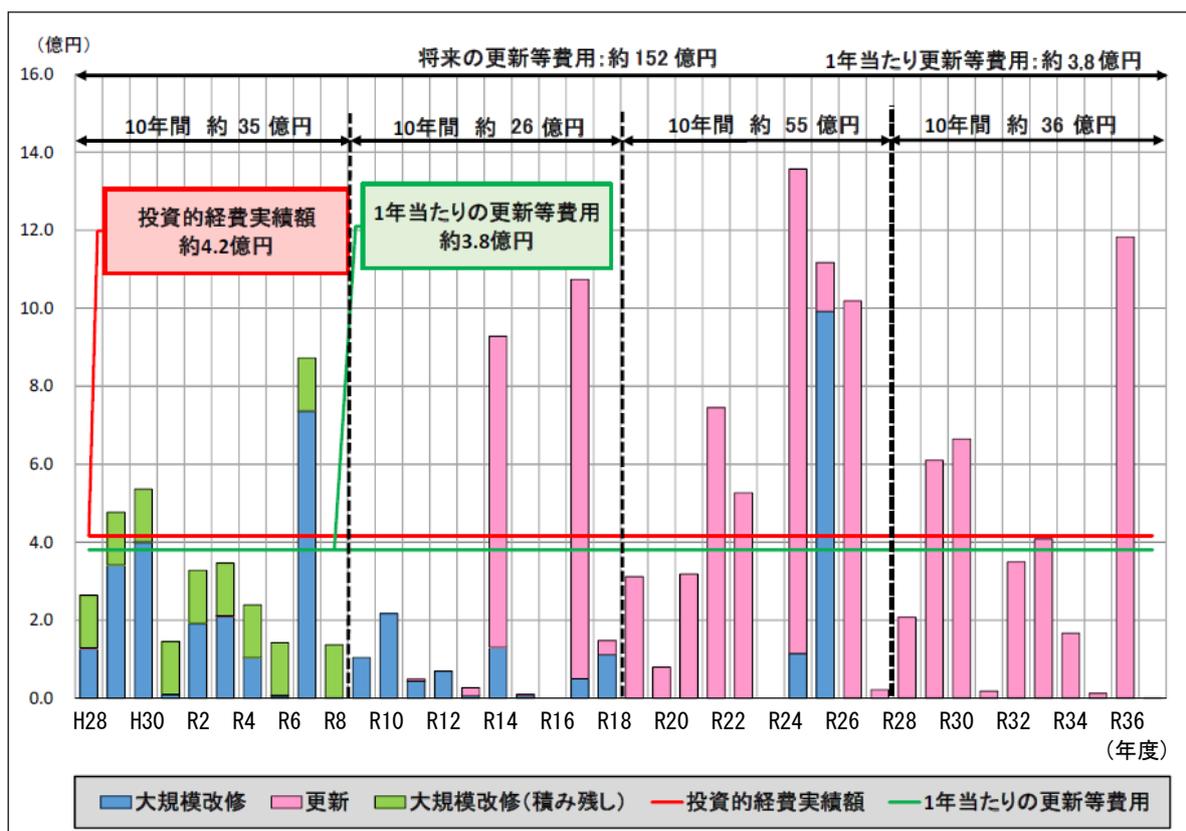


※財源別歳入のグラフは1%以上の項目を表示  
資料：平成 22 年度、令和 2 年度市町村決算カード

## (2) 公共施設等管理

平成28年度以降の40年間に公共施設等の改修・更新・修繕などにかかる費用の総額は約152億円、1年あたりでは約3.8億円かかると推計されています。平成28年度以降の20年間は更新等費用が抑えられていますが、その後は昭和40年代後半から昭和50年代に整備された学校系教育施設の更新時期が訪れ、更新費用のピークを迎える見通しとなっています。

### ■ 公共施設の将来の更新等費用の推計



※「公共施設等更新費用試算ソフト」(総務省監修)により試算

※投資的経費実績額: 投資的経費のうち既存更新分であり、平成22年度から平成26年度の5ヵ年平均

※大規模改修(積み残し): 平成27年度時点で大規模改修の実施年から30年を経過している施設

資料: 美里町公共施設等総合管理計画(平成28年3月)

## “行財政”の課題

社会経済情勢が大きく変化する今日においては、財政面・経済面で持続可能な都市経営が重要です。インフラ整備等の更新に伴う歳出の増加も想定されることから、町内の活力向上や各産業の成長による自主財源の確保が求められます。

また、町民生活を支える公共施設等の老朽化が進む中で、質の高いサービスの提供と安全性を確保していくためには、効果的・効率的な施設の維持・更新とともに、持続可能な都市づくりに向けた積極的な取り組みが必要となります。

# 第2章 まちづくりに対する町民意向

## 1. まちづくり意向調査の概要

### (1) 調査目的

本町の持続的で計画的な土地利用や施設の立地・誘導の推進に向けて、「町民の生活圏や行動パターン」、「居住地ごとの地域課題・現状評価」、「土地利用別都市づくりの方向性」など、これからの都市づくりを見据えた町民意向を把握することを目的とします。

### (2) 調査対象

17歳以上の町民から1,000名を無作為抽出し実施しました。

### (3) 調査結果概要

項目	調査概要
調査期間	令和3年8月4日～8月18日
調査結果概要	回収率:34.3%(配布数:1,000票、回収数:343票)

### (4) 調査内容

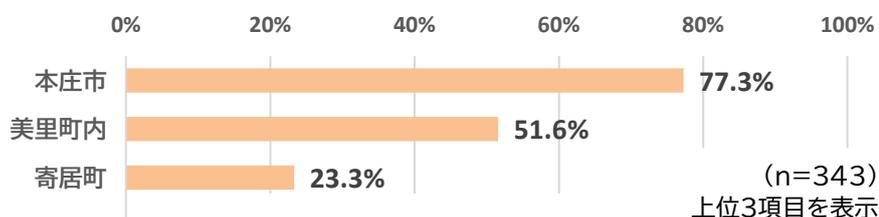
項目	設問内容
1. 回答者属性	・「性別」、「年齢」、「居住地区」、「在住期間」、「家族構成」、「職種」といった回答者の属性
2. 日常の生活・行動について	・日用品の買い物 ・主に利用する医療施設 ・主に利用する公園 ・日用品以外の買い物 ・主に利用する福祉施設 ・美里町内に必要な施設
3. お住まいの地区の状況について	・「利便性」、「生活基盤」、「生活環境」、「安全性」といった地区の満足度・重要度
4. これからの都市づくりの方向性について	・土地利用 ・住宅地 ・商業地 ・産業地 ・スマートIC周辺
5. 自由回答	・本町が将来にわたって暮らしやすく、魅力的なまちとなっていくために必要だと思う方策やアイデア

## 2. まちづくり意向調査結果

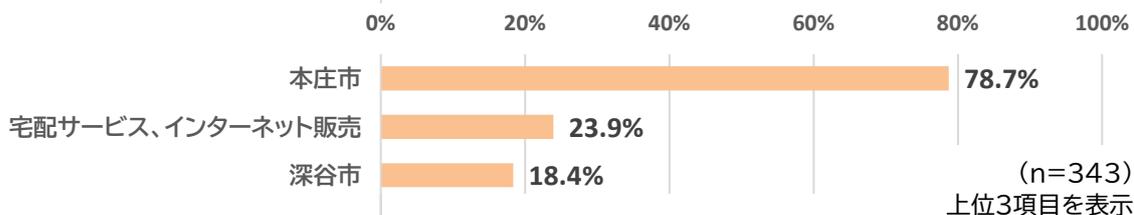
### (1) 日常の生活・行動（生活利便施設）について

買い物や医療施設の利用は、本庄市をはじめとする周辺市町や宅配サービス等に依存している傾向にあります。生活するうえで町内に必要な施設として、日用品などを購入する商業施設や子育てを支援する施設を求めており、将来も本町で暮らし続けるにあたって、日常の生活・行動の利便性が重要であることがうかがえます。

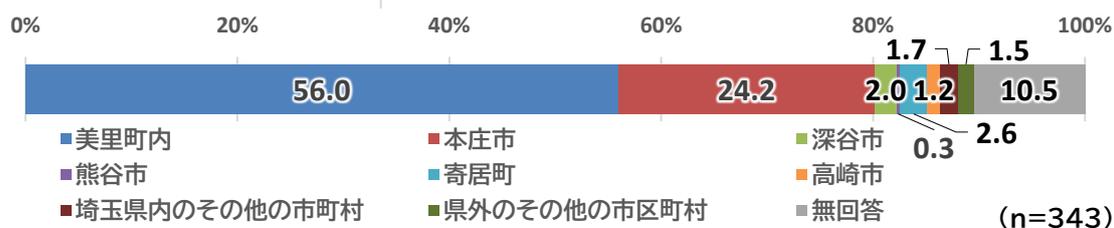
#### ◆ 日用品の買い物場所【2つまで選択】



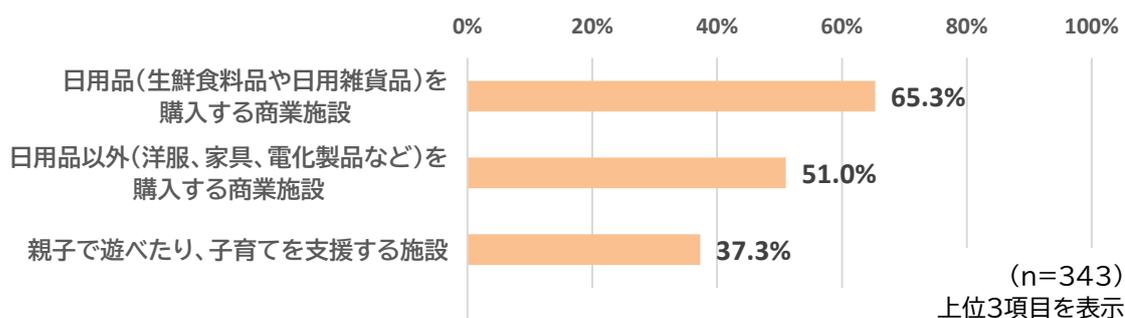
#### ◆ 日用品以外の買い物場所【2つまで選択】



#### ◆ かかりつけの医療施設【1つだけ選択】



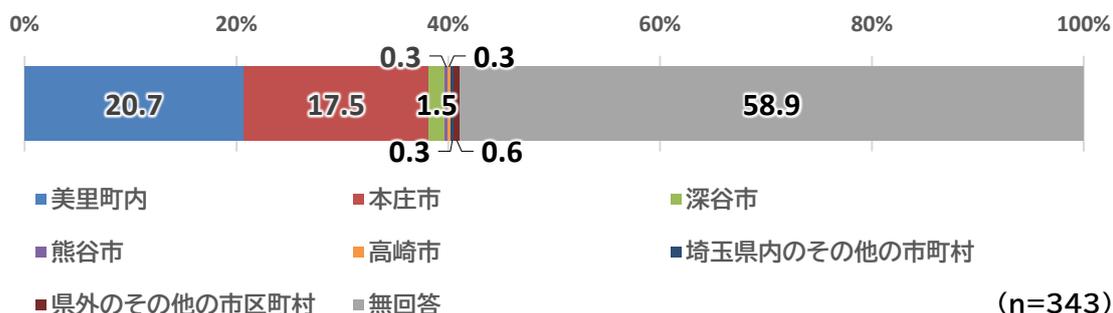
#### ◆ 生活するうえで町内に必要な施設【2つまで選択】



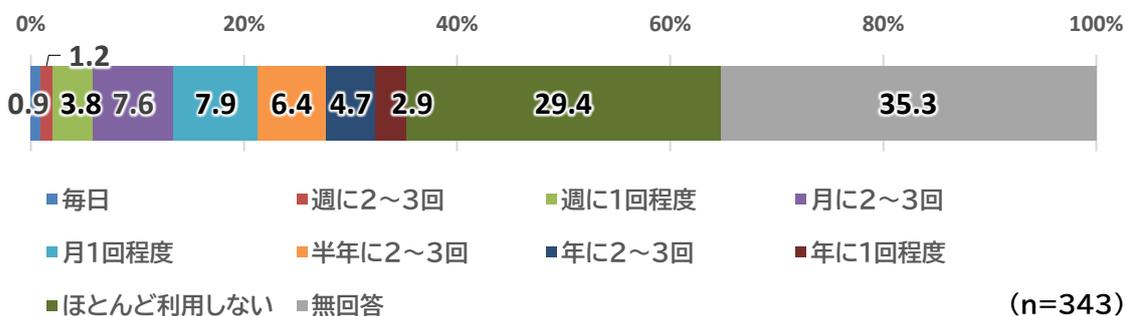
## (2) 日常の生活・行動（公園・広場）について

公園・広場については、大規模な総合公園等のある本町内や本庄市が利用の中心となっていますが、全体として「ほとんど利用しない」が多くなっています。一方で、町内にあったら利用する公園・広場としては、町民の健康づくりに寄与する健康遊具や自由に使える広い芝生といったレクリエーション施設をはじめ、災害時避難などに対応した防災拠点としての機能や、子どもが安全に遊ぶことのできる環境が求められています。

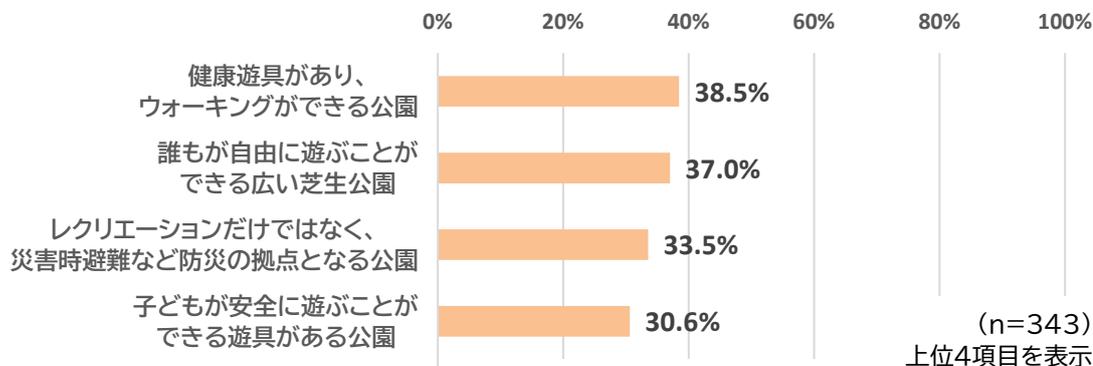
### ◆ よく利用する公園・広場【1つだけ選択】



### ◆ 公園・広場を利用する頻度【1つだけ選択】



### ◆ 本町内にあったら利用する公園・広場【2つまで選択】



### (3) お住まいの地区の状況について

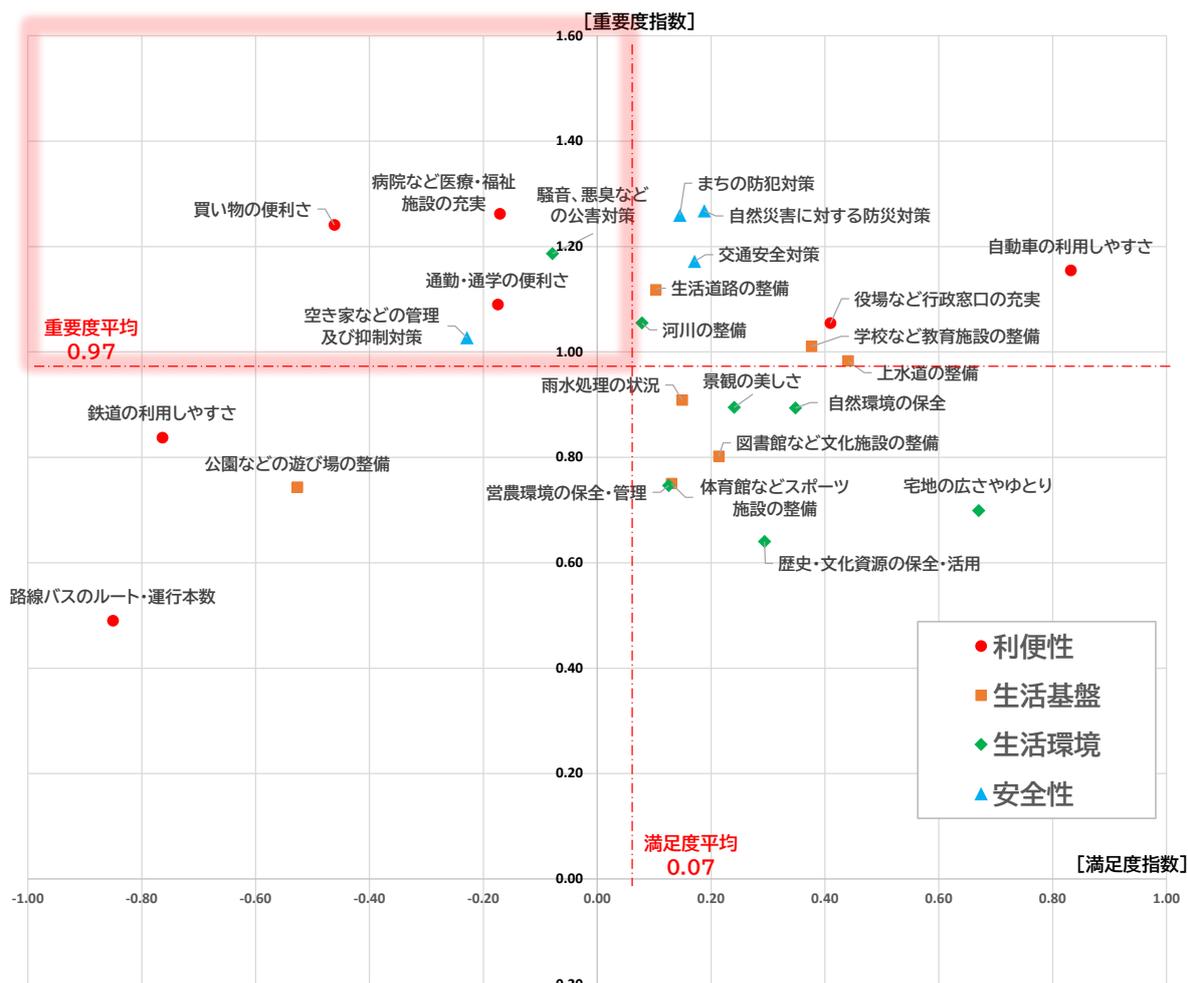
#### ◆ お住まいの地区の生活環境について、項目別の満足度と重要度【1つだけ選択】

満足度の上位3項目は「自動車の利用しやすさ」、「宅地の広さやゆとり」、「役場など行政窓口の充実」、下位3項目は「路線バスのルート・運行本数」、「公園などの遊び場の整備」、「鉄道の利用しやすさ」となっています。

また、重要度の上位3項目は「買い物の便利さ」、「病院など医療・福祉施設の充実」、「騒音、悪臭などの公害対策」、下位3項目は「歴史・文化資源の保全・活用」、「路線バスのルート・運行本数」、「宅地の広さやゆとり」となっています。

#### [加重平均による評価]

平均値より重要度指数が高く、満足度指数が低い項目は、利便性では「買い物の便利さ」、「病院など医療・福祉施設の充実」、「通勤・通学の便利さ」、生活環境では「騒音・悪臭などの公害対策」、安全性では「空き家などの管理及び抑制対策」となっています。

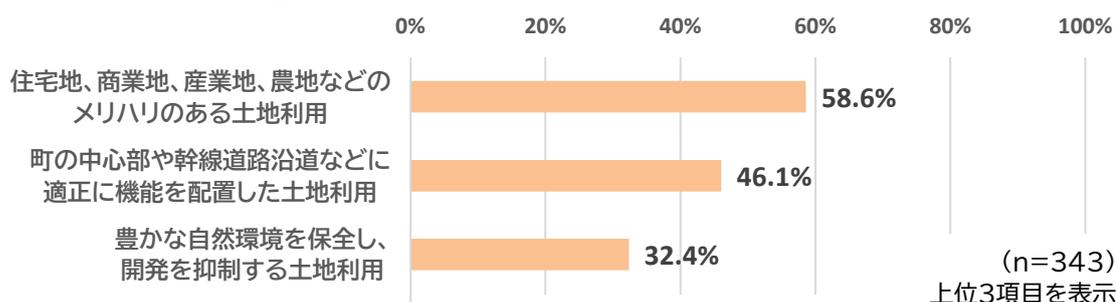


(n=343)

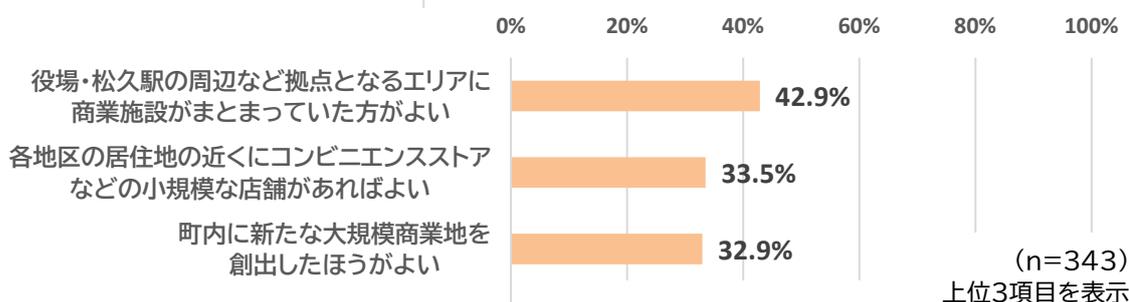
## (4) これからの都市づくりの方向性について

住宅地や商業地などのメリハリのある土地利用を目指し、役場や松久駅周辺といった拠点となるエリアには商業施設をまとめていくべきとの回答が多数となっています。また、寄居スマートIC周辺や役場・駅周辺で今後必要な施設については、飲食やスーパーなど、町民の日常生活を支えるための商業施設との回答が多数となっています。

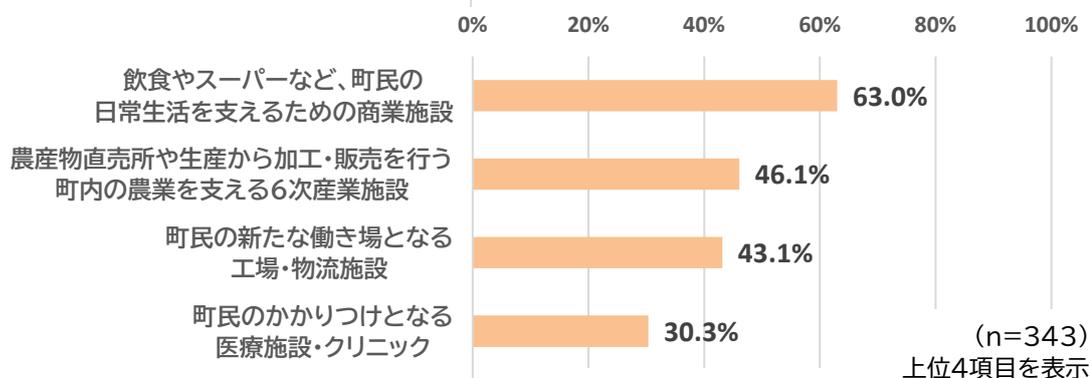
### ◆ どのような土地利用を進めていくべきか【2つまで選択】



### ◆ これからの本町の商業地について、 どのように誘導・整備していくべきか【2つまで選択】



### ◆ 寄居スマートIC周辺や役場・駅周辺において、 今後どのような施設が必要か【4つまで選択】



# 第3章 社会情勢と上位・関連計画の整理

## 1. 社会情勢・法制度の変化

### (1) 持続可能なまちづくりの必要性

日本の総人口は、平成20年をピークに減少に転じており、令和2年では、約1億2千6百万人となっています。今後も更に人口減少・少子高齢化が進行することが予測されています。このような傾向が進むと、サービス産業が撤退し、生活に必要な商品やサービスを手に入れることが困難になるなど、日々の生活に支障が生じるおそれがあります。また、生産年齢人口の減少により将来の働き手不足が懸念されます。

本町においても、平成7年をピークに減少傾向にあり、令和2年で11,040人となっています。人口減少、少子高齢化が今後さらに進行する中で、町民が町内で持続的に生活できるまちづくりが必要となります。

さらに、2015年9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核であるSDGs※（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）は、17のゴールと169のターゲットで構成されています。SDGsは、2030年までに経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題を総合的に解決することを目指す国際社会共通の目標となっています。

令和3年3月に策定した第5次美里町総合振興計画後期基本計画においても、各基本施策とSDGsとの関係性を示しており、本計画における施策・事業は、持続可能な開発目標の達成に寄与するものとして位置づけていく必要があります。

#### ■SDGsの17のゴール



#### ■関連する国・埼玉県の方針・計画

方針・計画等名称	時期	所管
持続可能な開発目標（SDGs）実施指針	令和元年12月	SDGs推進本部
地方創生に向けたSDGsの推進について	令和3年2月	内閣府

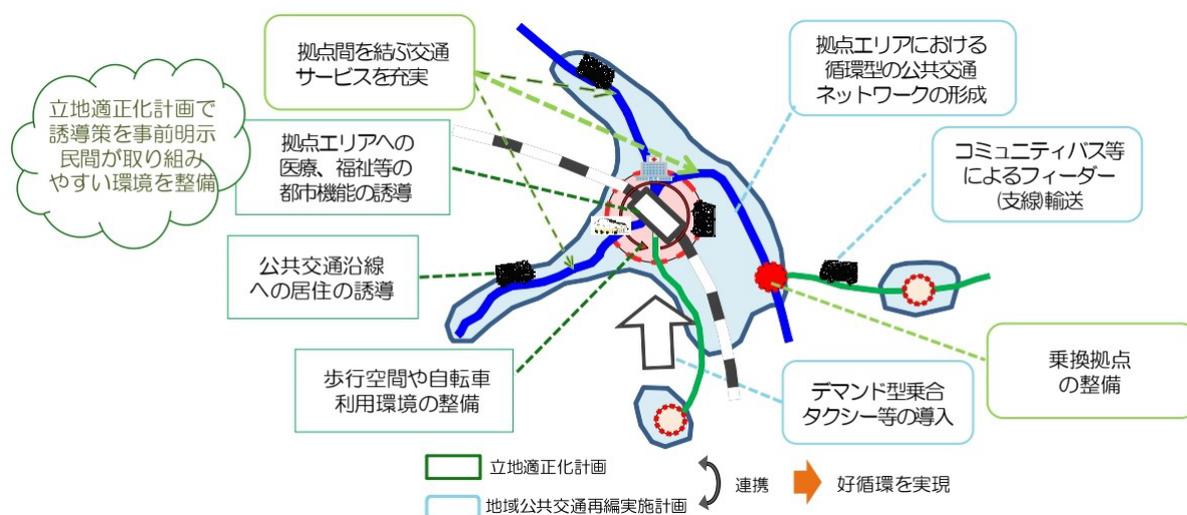
## (2) 官民連携によるコンパクトなまちづくりの必要性

人口減少や超高齢化が進む中で、住民の生活利便性の維持・向上、サービス産業の生産性向上による地域経済の活性化等のため、医療・福祉施設、商業施設、住宅等がまとまって立地し、住民が公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできるなど、福祉や交通なども含めて都市全体の構造を見直し、『コンパクト・プラス・ネットワーク』という考えのもと、平成26年に都市再生特別措置法が改正され、立地適正化計画制度が創設されました。

また、都市再生特別措置法については、平成30年の改正による低未利用地の活用に向けた制度の創設、令和2年の改正による「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出に向けた各種制度が新設され、官民連携によるまちなか再生の必要性が高まっています。

本町においては、令和3年に寄居スマートICが全面開通したこと等により、町役場や松久駅周辺における建物立地のポテンシャルが高まっていることから、これを機に民間活力を活かしたコンパクトなまちづくりが必要です。

### ■コンパクトシティ・プラス・ネットワーク



出典：「都市再生特別措置法」に基づく立地適正化計画概要パンフレット（国土交通省）

### ■国・埼玉県の方針・計画

方針・計画等名称	時期	所管
都市再生特別措置法の改正（立地適正化計画制度の創設）	平成26年8月	国土交通省
空家等対策の推進に関する特別措置法の制定	平成27年2月	国土交通省

### (3) 埼玉版スーパー・シティプロジェクトとの連動の必要性

埼玉県においては、超少子高齢社会を見据え、県内各地の特性を活かし、県民一人一人が支え合って日常生活を心豊かで安心・快適に暮らせる持続可能なまちをつくり、「日本一暮らしやすい埼玉県」の実現をコンセプトとした「埼玉版スーパー・シティプロジェクトのコンセプト」を推進しており、本町では、「美里 SuperTown プロジェクト」をエントリーしたところです。県とも十分に連携を図りながら、スマートインターチェンジによる新たなポテンシャルを活かした生活・経済活動の中心となる機能の集約により、町民の生活と自然環境が共生したコンパクトで“美力\*”的な拠点の構築を進めていく必要があります。

※「美力（みりょく）」とは美里町の魅力を意味する造語

#### ■埼玉版スーパー・シティのイメージ



出典：「埼玉版スーパー・シティプロジェクトの基本的な考え方（骨格）」（埼玉県）

#### ■関連する国・埼玉県の方針・計画

方針・計画等名称	時期	所管
埼玉版スーパー・シティプロジェクトの基本的な考え方（骨格）	令和3年3月	埼玉県

### (4) 災害に強い地域づくりと自然環境の多面的機能の必要性

地球温暖化に伴う極端な気象現象として、日本でも異常気象（集中豪雨、突風・竜巻等）が多発し、毎年大きな被害が生じています。近年では、令和元年の台風第15号（房総半島台風）、台風第19号（東日本台風）、台風第20号による停電や家屋損害の被害が発生しています。

本町では小山川の河川氾濫による浸水域、南部の山間地域における多数の土砂災害警戒区域が指定されているほか、小山川の支川となる志戸川、天神川においても、洪水浸水想定区域図・水害リスク情報図による浸水域が示されています。また、町内にはマグニチュード7.5の深谷断層による地震が発生した場合、建物全壊が20棟を超える可能性のある区域があります。

自然災害のおそれがある一方で、わが国を取り巻く山林や河川などの自然環境は、国土の保全、水源の涵養、生物多様性の保全、良好な景観の形成等、様々な役割を有しています。

本町においても、豊かな自然環境・農業環境を次世代に継承するとともに、自然環境や農地が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある地域づくりが必要となります。

#### ■国・埼玉県の方針・計画

方針・計画等名称	時期	所管
国土強靱化基本計画	平成30年12月	内閣官房
都市再生特別措置法の改正（防災指針の作成など）	令和3年10月	国土交通省
都市緑地法、都市公園法の改正	平成30年4月	国土交通省
グリーンインフラ推進戦略	令和元年10月	国土交通省

### （5）環境問題や感染症対策などの社会的課題への対応の必要性

わが国では、2020年10月に2050年カーボンニュートラルを目指すことを宣言し、その実現に向けて、エネルギー・産業部門の構造転換、大胆な投資によるイノベーションの創出といった取組みを大きく加速化します。

本町では、令和3年5月11日には、豊かな自然や田園風景を次代につなげるため、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す、「美里町ゼロカーボンシティ宣言」を行い、「脱炭素先行地域」に向けて、町・事業者・町民が一体となった取組みが必要です。

また、令和2年に世界中に感染が拡大した新型コロナウイルス感染症は、医療分野のみならず、社会全体に甚大な影響を与え、人々の意識や行動に変化をもたらしました。まちづくりにおいても、今後は「新しい生活様式」への転換により、これまでの都市における働き方や暮らし方の変化、テレワークの導入や身近な公園・自然環境の価値の再評価など、人々のライフスタイルにも大きな転換点を迎えています。

本町においても、新しい生活様式（ニューノーマル社会）に対応し、町民の安全でゆとりある生活環境の形成の維持と、サテライトオフィスの誘致など新しい働き方への対応が必要です。

#### ■国・埼玉県の方針・計画

方針・計画等名称	時期	所管
2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略	令和2年10月	経済産業省他
新型コロナ危機を契機とした新しいまちづくりの方向性	令和2年8月	国土交通省

## 2. 上位・関連計画の整理

### (1) 児玉都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

当該都市計画区域（美里町、本庄市、神川町、上里町）の整備、開発及び保全の方針は、一の市町村を超える広域的見地から、広域的、根幹的な都市計画に関する事項を主とし、本県の都市計画の基本指針である「まちづくり埼玉プラン」に基づき定めています。（平成29年1月27日決定告示）

【目標年次】 おおむね20年後の都市の姿を展望した上で、その実現のための方針を定めるものとする。

#### 【都市計画の目標】

##### ■当該都市計画区域の都市づくりの基本理念

##### ○コンパクトなまちの実現

高齢者をはじめ誰もが安心・安全で歩いて暮らせるまちづくりを推進する。

中心市街地に多様な都市機能の集積を図るとともに、まちなか居住を進める。

また、地域から中心市街地や医療・福祉施設へのアクセス性を高め、生活環境の向上を図り、既存市街地の社会基盤を活かした「核」を維持する。

公共交通の利用促進やみどりの創出などにより、低炭素社会の実現を図る。

##### ○地域の個性ある発展

高速道路ネットワークの整備による波及効果を活かし、地域振興に結びつけるとともに、地域資源を活かしたコンセプトのあるまちづくりを進め、まちの個性を高める。

##### ○都市と自然・田園との共生

郊外部に広がる豊かな田園環境を保全・活用する。

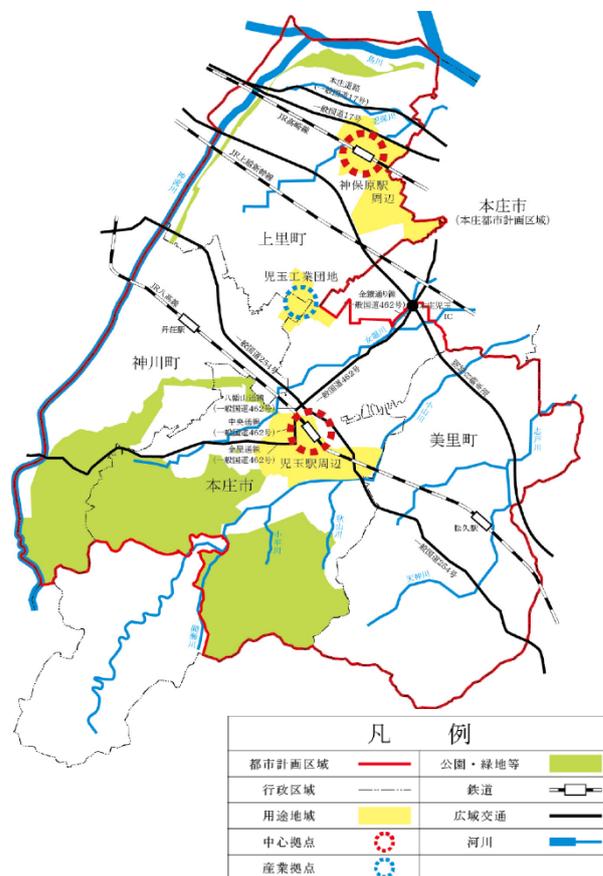
#### 【主要な都市計画の決定の方針】

##### ■用途の見直しに関する方針

人口減少・超高齢社会の同時進行などの社会情勢の変化や土地利用の動向等へ対応するとともに、目指すべき市街地像の実現に向けた秩序ある土地利用を図るために必要な場合は、適切な用途の見直しを行う。

現に空地、空き家等が散在している区域、工場の移転等により空地化が進む区域については、地域の実情に応じて、適切な土地利用が図られるように努める。

#### ■児玉都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針図



(注) 方針図は、おおむねの位置を示している。  
公園・緑地等は、広域的なものを示している。

## (2) 第5次美里町総合振興計画後期基本計画

第5次美里町総合振興計画後期基本計画は、本町の最上位計画であり、「美里町まちづくり基本条例」において、総合的で計画的な町政運営を進めるため総合振興計画を定め、計画的かつ町民本位の町政運営を行うこととして位置づけています。

【計画期間】 基本構想 : 平成28年度～令和7年度  
後期基本計画 : 令和3年度～令和7年度

【基本理念】 心身ともに美しく暮らせるまちづくり

【将来像】 住民一人ひとりが誇りを持って暮らせる美しい里

### 【土地利用方針】

今後の土地利用にあたっては、自然環境の保全とあわせて計画的な土地利用転換を推進し、定住人口の増加をめざした住宅地の整備、日常の買物など生活利便性の向上をめざした商業施設や企業誘致など、都市計画法に基づく計画的な土地利用への転換を図り、魅力あるまちづくりを進めます。

### 【基本施策】

SDGsへの貢献



### 魅力づくりにつながる土地利用

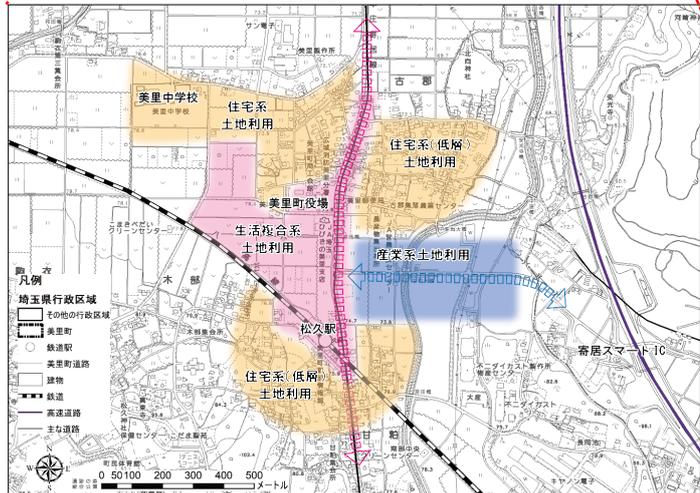
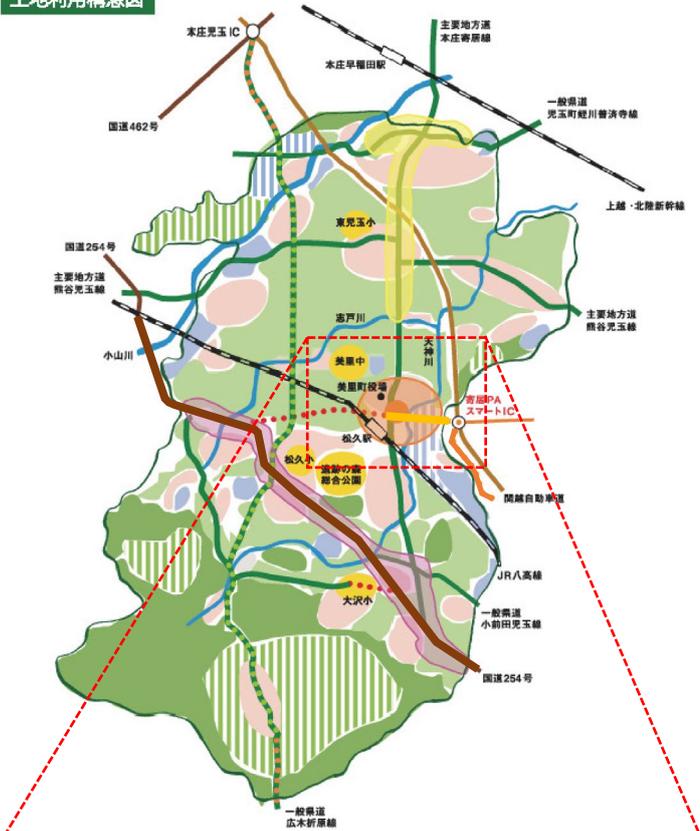
将来像（5年後の目指す姿）

- ・本町の住みやすさにつながる「自然環境の豊かさ」と「安全性」を次世代に継承するための、秩序ある良好な土地利用が図られたまち
- ・町民の生活利便性の向上につながる、美力(魅力)と活力にあふれる拠点が形成されるまち

### 【具体的な施策】

- 1 戦略的な土地利用の推進
- 2 地域特性を活かした拠点整備

### 土地利用構想図



# 第4章 まちづくりの課題

## 1. 町民生活に関する課題

### 課題1：寄居スマートIC周辺のポテンシャルや役場庁舎・松久駅周辺への公共公益施設の集積

#### 寄居スマートICの全面開通によるポテンシャルを活かした民間誘導

- ・令和3年3月に寄居スマートICが全面開通し、その周辺に産業団地が整備されるなど、町の拠点としてのニーズが高まっています。役場庁舎・松久駅などの既存施設を活かし、民間活力の導入による拠点形成が必要となります。

#### 持続的なまちの発展に向けた中心部における機能充実

- ・町民意向においては、住宅地や商業地などのメリハリのある土地利用が求められている中で、役場や松久駅周辺の中心部においては、町民の日常生活を支えるための商業施設をはじめ、多様な産業施設が必要となっています。

#### 地域特性を活かして…

- ・寄居スマートIC周辺のポテンシャルや役場庁舎・松久駅周辺の公共公益施設の集積を活かして、町の中心拠点としての発展が期待されます。
- ・そのためには、地域の活性化に向けた新たな拠点と既存住宅地が融合した中心部の形成のために、計画的な土地利用の誘導が必要です。

### 課題2：拠点性を活かした町民の生活利便性の確保

#### 小売店舗等の減少による町民の生活利便性の低下

- ・本町の小売店舗は減少しているほか、商業施設はスーパー（1件）とコンビニエンスストアが点在するのみです。その他の生活利便施設（医療、子育て支援、高齢者福祉等）は、幹線道路沿道や住宅地・集落に点在しています。

#### 町民の生活行動や消費活動の町外流出

- ・町民の日用品の買い物場所は、町内よりも本庄市が多く、町民の生活行動や消費活動の町外流出がみられます。一方で、将来も美里町で暮らし続けるにあたって、日用品などを購入する商業施設や子育てを支援する施設が必要です。

#### このままの状態が続くと…

- ・人口減少が進行する地域においては、現在立地している生活利便施設も維持が困難になることが想定され、町民の生活利便性の低下、町外流出がさらに進行することが懸念されます。
- ・町民の生活サービスを維持するためには、生活利便施設の計画的な配置と交通ネットワークの充実による都市構造の転換が必要です。

## 2. 土地利用に関する課題

### 課題3:人口減少下において、散在的に都市的土地利用の荒廃が懸念

#### 町内全域にわたって人口が分布し、高齢化が進行

- ・町内全域にわたって人口が分布し、住宅地や集落が点在しています。その中でも本庄市に隣接する北部地域や幹線道路沿道で多くの人口が分布していますが、町全体としては、今後も人口減少、少子高齢化が進行することが予測されます。

#### 幹線道路や町内の広範囲にわたって、自然的土地利用から都市的土地利用に転換

- ・幹線道路沿道を中心に田畑などの自然的土地利用から建物用途への転換がみられ、その背後地まで都市的土地利用が広がり、自然環境が徐々に減少しています。
- ・一方で、広木、駒衣、円良田、甘粕などの中心部から南側の地域で空き家が増加するなど、今後も小規模な低未利用地が点在することが予測されます。

#### このままの状態が続くと…

- ・これまでに幹線道路沿道やその背後地において、散在的に都市的土地利用が広がってきましたが、人口減少下においては、今後、さらに空き家や空き地の発生、耕作放棄地の増加が進行することが予測されます。
- ・そのため、都市的土地利用と自然的土地利用の秩序ある計画的な土地利用コントロールにより、持続的なまちづくりが必要となります。

### 課題4:自然環境のよさと災害からの安全性を活かした定住促進が必要

#### 町内の約60%を占める豊かな自然環境の保全・継承

- ・本町は、森林や農地などの豊かな自然環境に恵まれ、町内の約60%は自然的土地利用となっています。住宅や集落による建物用地以外の地域は農用地区域に指定されており、主産業である農用地等が広がっています。

#### 豊かな自然環境との共生や多面的な活用により安全な地域づくりの必要性

- ・町内には土砂災害警戒区域や浸水想定区域が点在しますが、これまでも大規模な自然災害は少なく、町民意向においても自然環境や自然災害対策に関する満足度は高くなっており、今後も自然環境と共生した地域づくりが必要です。

#### 地域特性を活かして…

- ・本町の豊かな自然環境と共生した良好な住環境の維持・向上が求められます。
- ・また、自然環境の多面的な活用や住みよい環境を次世代に継承することにより、定住の促進と交流人口の増加につなげていく必要があります。

# 第5章 全体構想

## 1. まちづくりの基本的な考え方

本町のまちづくりの課題を踏まえ、以下の3つの考え方を基本にまちづくりを進めます。

### (1) 町民生活の利便性の向上

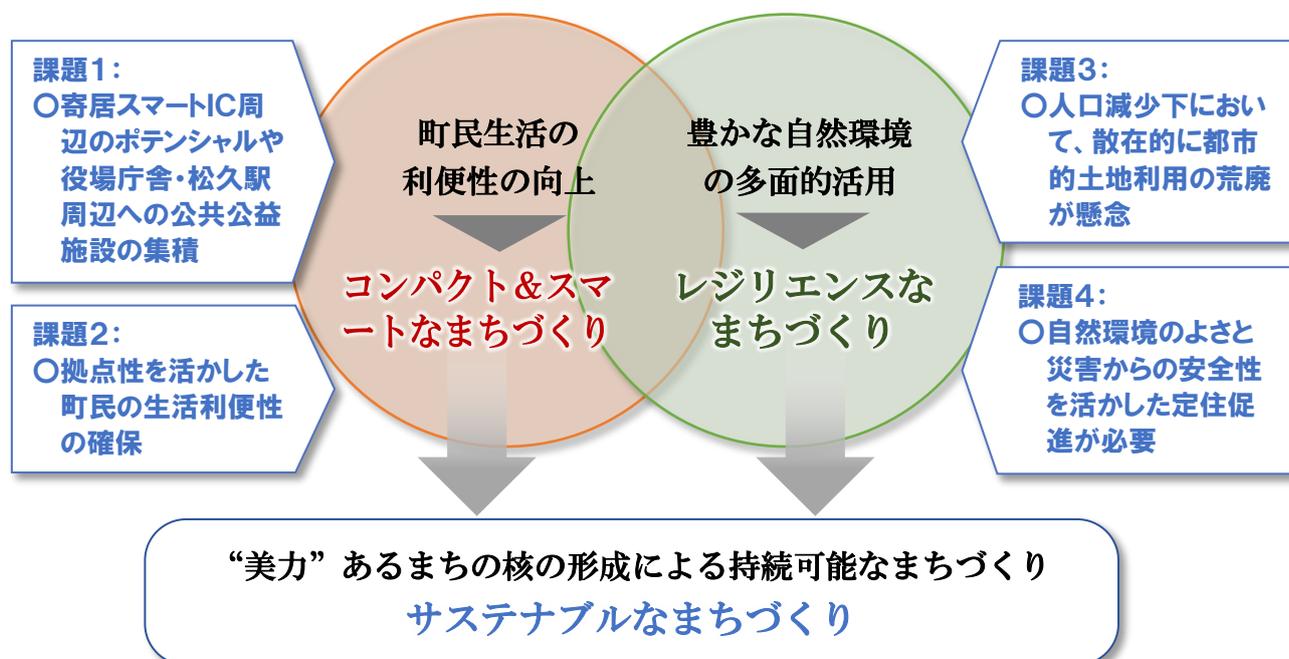
町民の生活利便性を維持し持続的に町内で暮らし続けるために、計画的な生活機能の誘導と拠点形成に向けたコンパクトなまちづくりを目指します。また、町民生活の利便性向上のため、次世代技術の活用や民間事業者の活力の導入により、官民連携によるスマートなまちづくりを目指します。

### (2) 豊かな自然環境の多面的活用

豊かな自然環境は本町の宝であり、自然環境と調和したゆとりある生活環境や生産性のある農業の経営基盤は維持・保全を図ります。また、保全だけではなく、再生可能エネルギーへの活用や自然災害の抑制など多面的な機能発揮により、環境や防災分野と連携したレジリエンスなまちづくりを目指します。

### (3) “美力”あるまちの核の形成による持続可能なまちづくり

「町民生活の利便性の向上」と「豊かな自然環境の多面的活用」とを実現するために、本町の美しい自然環境と地域力を兼ね備えた“美力”あるまちの核を形成し、計画的な土地利用による周辺環境の保全を図ることで、サステナブルなまちづくりを目指します。



## 2. まちの将来像

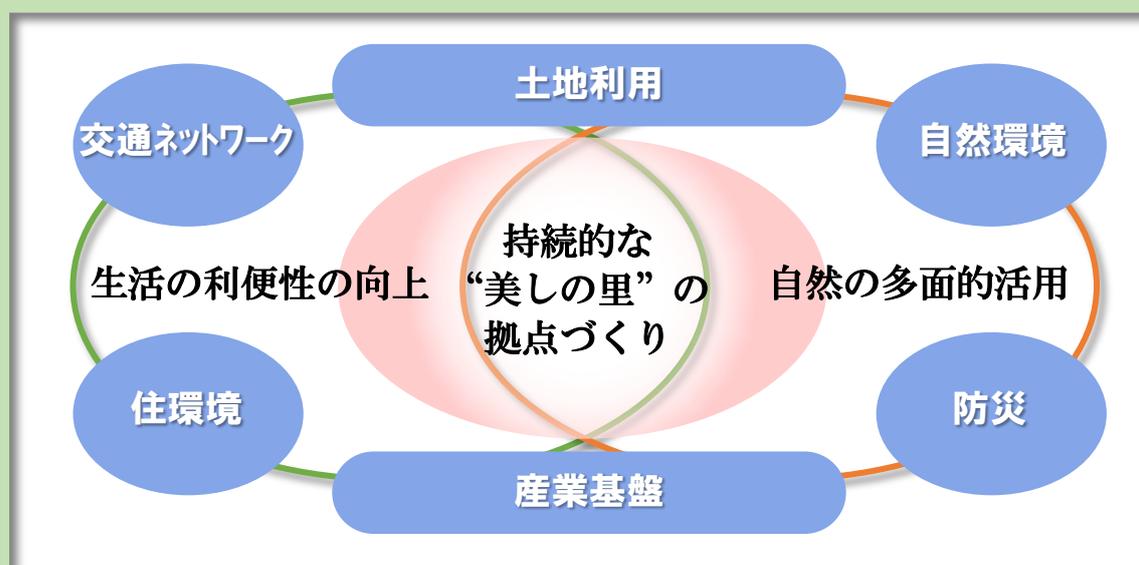
### (1) まちの将来像

第5次総合振興計画においては、『住民一人ひとりが誇りを持って暮らせる美しい里』を将来像としており、その実現に向けた都市計画の役割を明確にする必要があります。特に、主要課題の解決やまちづくりの基本的な考え方でも掲げた「生活の利便性の向上」と「自然の多面的活用」による「持続可能なまちづくり」に取り組む必要があります。

これらを踏まえ、本計画におけるまちの将来像を『自然と生活が共生する 持続的な“美しい里”の拠点づくり』とし、その実現に向けて、土地利用、交通ネットワーク、住環境、自然環境、防災、産業基盤の各分野が連動し、計画的な土地利用と都市施設の整備・管理に取り組むこととします。

#### 【美里町のまちの将来像】

『生活の利便性の向上』×『自然の多面的活用』  
生活と自然が共生する 持続的な“美しい里”の拠点づくり



#### <まちづくりの基本方針>

##### 土地利用

計画的な土地利用による魅力を高めるまちづくり

##### 交通ネットワーク

広域ネットワークと高齢者等の移動を補完するまちづくり

##### 住環境

良好な住環境や集落環境を守り、育むまちづくり

##### 自然環境

豊かな自然を活用し、次世代に継承するまちづくり

##### 防災

安全な地域性を活かした強靱なまちづくり

##### 産業基盤

地域経済の循環により新たな雇用を創出するまちづくり

## (2) まちづくりの基本方針

### 土地利用

#### 計画的な土地利用による魅力をもつまちづくり

##### ① 拠点形成

町の中心部、北部、南部に拠点地区を設定し、各拠点地区を中心にメリハリのある土地利用を計画的に推進します。

##### ② 商業地・工業地

商業地・工業地と住宅地・集落地の計画的な土地利用により町民の生活の質の向上を図るとともに、山林・農地においては、自然環境の保全・継承と多面的活用により、まちの魅力をもつ土地利用を推進します。

##### ③ 住宅地・集落地

##### ④ 山林・農地

#### SDGsへの貢献



### 交通ネットワーク

#### 広域ネットワークと高齢者等の移動を補完するまちづくり

##### ① 広域道路

寄居スマートICとの連携による広域ネットワークの形成とともに、町内の安全で快適な生活道路の整備を推進します。

##### ② 生活道路

##### ③ 公共交通

鉄道、路線バス、タクシー等の交通サービスの連携や次世代技術の活用により、高齢者等の移動を補完する交通手段の充実を図ります。

##### ④ 交通安全

#### SDGsへの貢献



### 住環境

#### 良好な住環境や集落環境を守り、育むまちづくり

##### ① 生活基盤

公共下水道や農業集落排水処理施設の維持管理、合併処理浄化槽の普及推進、公共施設の整備により、町民の生活基盤整備を推進します。

##### ② 生活環境

##### ③ 防犯対策

公害対策やごみ対策、防犯対策により、良好な住環境の形成を図ります。

#### SDGsへの貢献



## 自然環境

### 豊かな自然を活用し、次世代に継承するまちづくり

① 景観

② 環境エネルギー

③ 公園・緑地

本町の豊かな自然を活かし、里山や田園・集落景観の保全・形成を図るとともに、自然環境との共生、地域エネルギーとしての活用を図り、脱炭素社会を形成します。

中心拠点地区においては、子育て世代から高齢者までの多くの世代で利用できる公園や広場の整備を推進します。

SDGsへの貢献



## 防災

### 安全な地域性を活かした強靱なまちづくり

① 防災・避難施設

② 防災活動

③ 連携・体制

公共施設や民間施設等における防災・避難機能の強化、自助・共助による防災活動の推進、防災体制づくりと広域連携の強化により、ハード整備とソフト対策の両面から安全で強靱なまちづくりを推進します。

SDGsへの貢献



## 産業基盤

### 地域経済の循環により新たな雇用を創出するまちづくり

① 民間誘導

② 基盤整備

③ 産業支援

④ 地域資源活用

企業誘致や地域産業の活性化に向けて、産業基盤の整備や産業支援を図るとともに、まちづくり中心拠点における民間誘導や官民連携によるまちづくりを推進し、農業や観光も含めた地域産業の連携、地域経済の循環による活性化を図ります。

SDGsへの貢献



### 3. 将来都市構造

#### (1) まちづくり拠点の考え方

メリハリのある都市構造に転換するため、地域別（中心拠点、北部拠点、南部拠点）と機能別（教育・文化・健康・移住地等）に分け、拠点の役割と位置づけを明確にします。

まちづくり拠点	位置づけ
<b>まちづくり中心 拠点地区</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・寄居スマート I C の開通と併せ、整備を行った接続道路を中心に町の玄関口としての機能を最大限活かす地区として整備を行います。このことにより役場から松久駅、寄居スマート I C と新たなひとの流れをつくる地区とします。</li> <li>・埼玉版スーパー・シティプロジェクトにエントリーした「美里 Super Town プロジェクト」に基づき、寄居スマート I C による新たなポテンシャルを活かした生活・経済活動の中心となる機能の集約により、町民の生活と自然環境が共生したコンパクトで“美力”的な拠点の構築を目指します。</li> <li>・まちづくりの基本的な考え方で示すコンパクト・スマート・レジリエンスのまちづくりのモデルとなるように、多様な分野の連携や官民連携による拠点形成を進めます。</li> </ul>
<b>まちづくり北部 拠点地区</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本町の北部の玄関口として、県道 3 1 号線と県道 3 5 2 号線が交差しています。本庄早稲田駅からの人の流れも期待でき、主要路線周辺の整備が望ましい地区となっています。</li> <li>・また、当該地区では、地域特性を活かした、住宅や流通、沿道サービスなどの拠点整備を推進します。</li> </ul>
<b>まちづくり南部 拠点地区</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・南部の山間丘陵地の緑地空間との調和に留意しつつ、町を横断している主要道路である国道 2 5 4 号線沿線に住居や店舗等の沿道サービスを誘導し、恵まれた交通網を基点とした生活圏の利便性向上を推進する地区とします。</li> </ul>
<b>教育・文化・健康 拠点</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遺跡の森総合公園は、文化（生涯学習・スポーツ等）・健康の分野の核として大きな役割を担ってきました。また、各小中学校では、教育の現場としての役割を担っています。</li> <li>・移住希望者は学校施設等の近隣に移住を希望していると言われていいます。このことから美里中学校周辺を教育の拠点としての環境整備と居住誘導を進めます。</li> </ul>
<b>新たな民間誘導 拠点</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・寄居スマート I C 周辺や本庄市に隣接した北部地域のポテンシャルを最大限活用し、企業誘致や生活利便施設の誘導に努め、安定した雇用の創出と生活利便性の向上を目指します。</li> </ul>

## (2) ネットワーク軸の考え方

ネットワーク軸として、町内の各拠点や周辺市町を結ぶ軸を地域ネットワーク軸、寄居スマートIC周辺から隣接都県を結ぶ軸を広域ネットワーク軸に位置づけ、役割に応じたネットワークの強化を進めます。

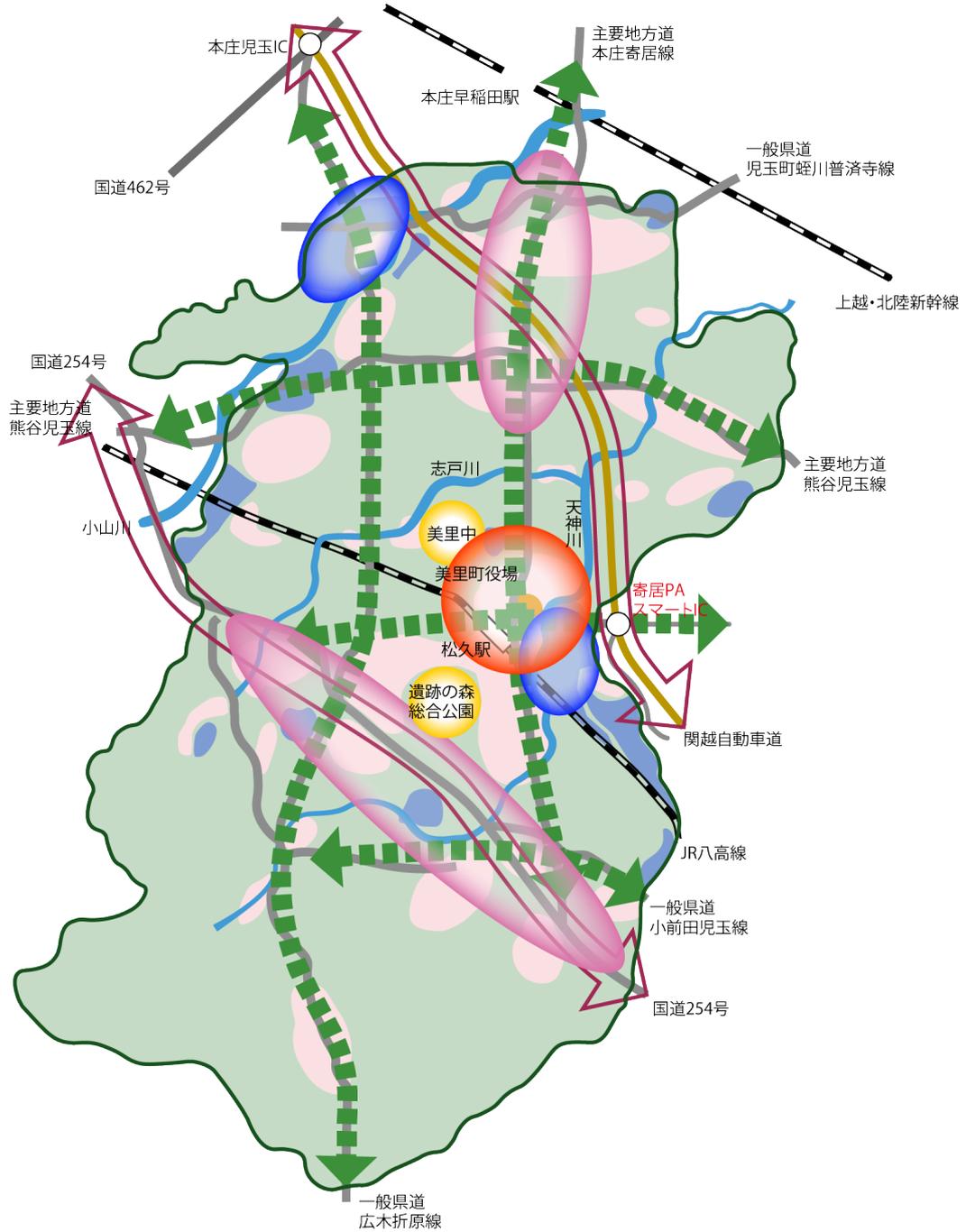
ネットワーク軸	位置づけ
広域ネットワーク軸	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関越自動車道や国道254号線は、周辺都市や隣接都県をつなぐ広域アクセス道路として、関係機関等と連携しながら機能の維持充実に努めます。</li> <li>・特に、寄居スマートIC周辺のまちづくり中心拠点地区は、広域交通の結節点としての機能強化を推進します。</li> </ul>
地域ネットワーク軸	<ul style="list-style-type: none"> <li>・寄居スマートICから県道31号線を結ぶアクセス道路を国道254号線まで延伸する交通網の整備を検討します。</li> <li>・南部地域を東西方向に連絡する町道2級17号線（白石集落～湯本集落）を国道254号線バイパスに接続させるなど町の道路ネットワークの強化を検討します。</li> <li>・本庄児玉インターチェンジに接続する町道1級2号線（通称、農免道路）の整備を推進します。</li> </ul>

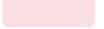
## (3) ゾーンの考え方

良好な住環境・集落環境を形成する集落環境整備ゾーン、工業団地の立地や民間事業者の誘導を推進する産業創出ゾーン、豊かな自然環境を次世代に継承する自然環境保全ゾーンに分け、計画的な土地利用を図ります。

ゾーン	位置づけ
集落環境整備ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の集落について、道路や上下水道、合併浄化槽の推進などの整備を進めます。</li> </ul>
産業創出ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工業地については、既存工業地の拡大、新規工業の立地・導入のための維持整備に努めます。</li> </ul>
自然環境保全ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域内の農用地のうち優良農地については、農業用の用途として保全し、農産物の生産振興を図ります。</li> <li>・また、遊休農地の発生防止及びその解消に努めます。</li> <li>・自然緑地については、森林が有する国土の保全、水源かん養、保健・休養の場の提供など多様な機能を踏まえ、森林の保全に努めます。</li> <li>・また、守るべき自然との調和と、観光的利用を進めながらスポーツ・レクリエーション空間としての活用を図ります。</li> </ul>

## 【将来都市構造】



凡 例			
	まちづくり拠点地区(中心拠点)		広域ネットワーク軸
	まちづくり北部拠点地区		地域ネットワーク軸
	まちづくり南部拠点地区		集落環境整備ゾーン
	教育・文化・健康拠点		産業創出ゾーン
	新たな民間誘導拠点		自然環境保全ゾーン

## 4. 部門別方針

### (1) 土地利用の方針

#### ① 拠点形成

##### まちづくり中心拠点地区

- ・寄居スマートICの開通により、広域交通の利便性が向上し、この地区を介した町内外への新たな人・車などの流れを活かしたまちづくりを推進します。
- ・町の核となる地区として、商業施設の誘致のほか、交流や活力、情報発信、子どもの遊び場等、様々な機能を持つ町の賑わいを生み出す拠点として整備します。
- ・立地適正化計画制度等の活用により、町民の生活に資する機能を誘導します。
- ・拠点の整備、民間事業者の誘導に合わせて、計画的な拠点形成を図るため、地域地区や地区計画等の指定を検討します。

##### まちづくり北部拠点地区

- ・町の北部の玄関口である北部拠点地区では、本庄早稲田駅からの更なる人の流れを生み出すため、住宅や流通、沿道サービス等の計画的な誘導を図り、町の活性化を図ります。

##### まちづくり南部拠点地区

- ・国道254号線、県道175号線及び県道31号線周辺においては、恵まれた交通網を活かし、幹線道路の沿道にふさわしい沿道サービス施設の計画的な誘導を行い、日常生活の利便性向上に努めます。また、宅地開発を促進し、自然環境と調和した住環境の整備を推進します。

#### ② 商業地・工業地

##### 新たな民間誘導拠点の整備

- ・JR松久駅周辺や町役場周辺において、商業・複合系用途の機能誘導を図ります。
- ・寄居スマートICや本庄児玉インターチェンジ、本庄早稲田駅などの広域アクセス性を活かし、新たな企業誘致を図ります。

##### 農業と調和した土地利用の推進

- ・農業との調和を図りながら、適切に都市機能を誘導し計画的な土地利用を推進します。

### ③住宅地・集落地

#### 宅地の計画的整備

- ・計画的な土地利用推進のため、都市計画制度の導入を検討します。
- ・まちづくり中心拠点地区周辺において、計画的な宅地の整備や住宅地創出の支援により、安全で生活利便性が高い居住誘導を図ります。

#### 空き家・空き地の対策

- ・埼玉県北部地域空き家バンク制度及び美里町空き地バンク制度の利用を促進し、活用可能な空き家及び空き地の解消及び有効活用を図り、移住・定住促進による地域の活性化を推進します。

#### 教育・文化・健康・拠点

- ・若者や子育て世代に対して、本町の暮らしや宅地情報を発信し、定住の促進を図ります。
- ・また、将来におけるより良い教育環境と充実した学校教育の実現のため、町民ニーズを踏まえながら、学校施設の適正規模、適正配置を検討します。

#### 辺地振興対策の推進

- ・円良田地区については辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（辺地総合整備計画）により、住環境の向上を図ります。

### ④山林・農地

#### 森林機能の保全

- ・森林環境譲与税を活用し、森林整備や木材利用の促進、自然環境や景観の保全に努めます。

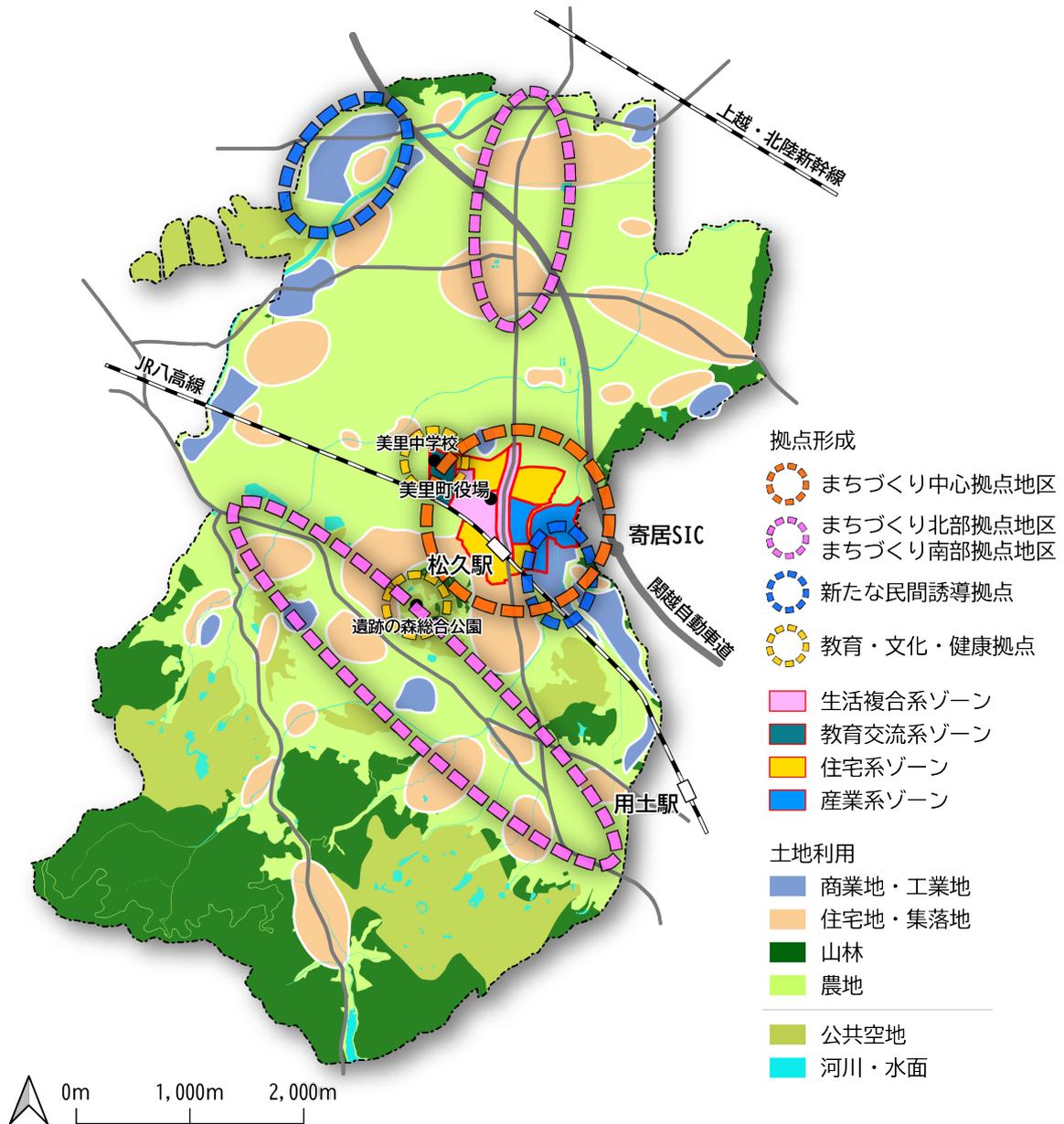
#### 優良農地の保全活用

- ・集団化された農用地など、優良農地の保全に努めます。
- ・農地バンク制度や集落営農を推進し、遊休農地化を防止します。地域内に分散した農地を集積・集約し、担い手農家が効率的に耕作を行えるよう農地中間管理事業を推進します。

#### 集团的農地の保全

- ・美しい田園景観を保全するため、集团的農地の維持に努めます。

【土地利用の方針図】



## (2) 交通ネットワークの方針

### ① 広域道路

#### 寄居スマートICと 国道254号線を 結ぶアクセス道路 の整備

- ・国道254号線から寄居スマートICに至るアクセス道路の整備を検討します。

#### まちの骨格となる 幹線道路の整備

- ・国道・県道の右折帯設置、歩道設置、道路拡幅などを関係機関に働きかけるとともに、県道広木折原線の未整備区間の早期整備を県に要望します。
- ・幹線町道については、町道1級2号線、同1級5号線、同1級8号線、同1級7号線、同2級10号線、同2級14号線など、未改良部分の改良や歩道の整備を推進します。
- ・南部地域を東西方向に連絡する町道2級17号線（白石集落～湯本集落）を国道254号線バイパスに接続させるなど町の道路ネットワークの強化を推進します。

#### 交通結節機能の強 化

- ・寄居スマートICの開通を機に、広域交通の結節点としての更なる機能強化を推進します。

### ② 生活道路

#### 生活道路の整備

- ・町が管理する道路については、生活道路の拡幅・側溝整備・簡易舗装整備など、道路の適切な維持管理を行います。
- ・また、安全な通行・歩行環境を維持するため、交通安全施設の整備を促進します。

#### 快適な歩行空間の 整備

- ・まちづくり中心拠点地区において、町民の健康づくり活動と連携しながら、快適な歩行空間の整備（ウォーカブルシティの推進）を図ります。

#### 橋梁の整備

- ・橋梁の長寿命化修繕計画に基づき、計画的な維持管理を進め、橋の安全を確保します。橋長が2m以上の橋については、橋梁点検を計画的に進めます。

### ③公共交通

#### 鉄道機能の向上

- ・沿線市町との連携を図りながら、利用者の増加策を検討するとともに、八高線活性化促進協議会を通じて、利便性向上に関しJR東日本へ要望を行います。

#### 路線バスの維持

- ・県北都市間路線バス維持対策協議会の活動を通じ、利用者の増加策、ルート等を検討し、バス路線の維持に努めます。

#### 町内の交通サービスの充実

- ・タクシー利用料金補助事業については、利用者ニーズを把握し、必要に応じて制度内容の見直しを行い、より良いサービスの提供を行います。
- ・観光客等、町外の方が町内を快適に移動できる公共交通網の形成を検討します。

#### 次世代技術の活用

- ・高齢者等の移動を補完する交通手段の自動化や、ドローンによる宅配サービスなど、次世代技術を活用した生活・移動支援の可能性について検討します。

### ④交通安全

#### 交通安全施設の整備

- ・カーブミラー、区画線、街路灯などの交通安全施設の充実に努めます。事故の多い交差点など、危険箇所へ注意看板等の設置を行います。
- ・また、歩行者や自転車の安全を確保するため、歩道の設置を計画的に進めます。
- ・一方で、県道への歩道設置を県に、信号機の設置を公安委員会に要望します。

#### 交通安全意識の高揚・啓発

- ・警察署・交通安全団体などとともに、交通安全のPR活動や街頭指導などを実施し、交通マナーの向上や交通安全意識の高揚に努めます。

【交通ネットワークの方針図】



### (3) 住環境の方針

#### ①生活基盤

##### 水道の整備

- ・水道ビジョンに基づき、浄水施設の維持管理や更新、重要給水管路の耐震化を進めます。また、既存水源と県営水道を計画的に利用し、将来にわたり安定的に水量を確保できるよう努めます。
- ・経営戦略に基づき、中長期的な収支見通しに沿って適切な料金収入を確保できるよう努め、経営の健全化を図ります。

##### 公共下水道の整備

- ・公共下水道事業は、本町北部、本庄市と隣接する住宅地域を中心に事業を進めています。
- ・また、中長期的に安定して事業を継続できるよう、経営の健全化を図ります。

##### 合併処理浄化槽の普及推進

- ・浄化槽補助事業を活用し合併処理浄化槽への転換（建築確認を伴わない既設単独浄化槽またはくみ取り式便槽の合併処理浄化槽への入れ替え）を計画的に推進します。

##### 農業集落排水処理施設の整備

- ・農業集落排水施設整備事業は、農村部の環境保全、農業用水域、公共水域の水質保全のため、現在までに7処理区の供用を開始しています。（このうち沼上・十条処理区は、令和5年度中に公共下水道への接続を予定）
- ・処理施設やポンプの適切な維持管理や更新を推進します。

## ②生活環境

### 公共施設の整備

- ・今後も公共施設等の定期的な点検などを行い予防保全に努め、施設の長期利用を推進するとともに、インフラ施設のメンテナンスサイクルを構築し、効率的な維持管理を推進します。
- ・人口構成の変動や財政状況等を踏まえながら、客観的な視点から保有の必要性を検討し、計画的な統廃合等を推進します。

### 公害対策の推進

- ・危険物や有害物質を扱う事業者に対し、適正な維持管理を促し、有害物質等が河川等に流出することや大気中に拡散することを未然に防止します。
- ・水質の定期的な検査やダイオキシン類の測定を行うなど、監視体制の強化に努めます。

### ごみ処理体制の充実

- ・ごみの安定的な処理を進めるため、児玉郡市広域市町村圏組合が所有する処理施設や最終処分場の適切な維持管理に共同で取り組みます。

### リサイクルの推進とごみの減量対策

- ・ごみの発生抑制・再利用・リサイクル、また再生可能な資源への取組みといった3R (reduce・reuse・recycle) + Renewableの推進を通じて、環境負荷の低減を図ります。
- ・水切りや堆肥化など、地域住民と連携したごみの減量化対策と再利用を推進します。

## ③防犯

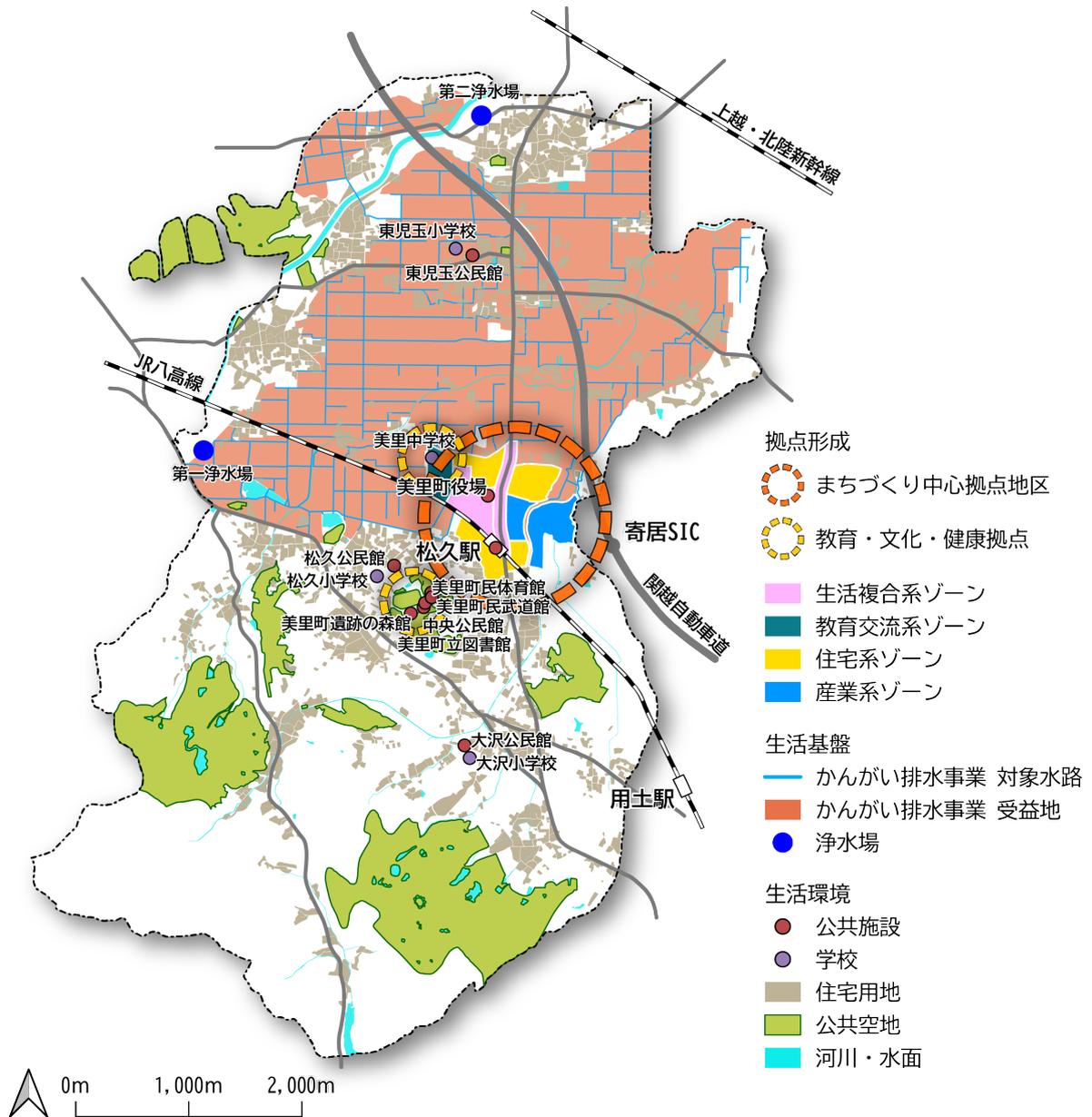
### 防犯体制の推進

- ・警察署や関係団体などとの連携を強化し、防犯体制の充実を図ります。
- ・また、様々な機会を通して住民一人ひとりの防犯意識の高揚を図り、高齢者や児童生徒をはじめ、誰もが安心して暮らせる地域社会づくりに努めます。
- ・多様化する犯罪を未然に防ぐため、地域ボランティアによる防犯活動を実施します。

### 防犯意識の高揚

- ・防災無線、防災行政無線登録制メール、デジタルサイネージ等を使った防犯啓発や広報紙への記事掲載などを行い、犯罪に対する住民の意識高揚を図ります。

【住環境の方針図】



## (4) 自然環境の方針

### ①景観

#### 里山景観の保全

- ・ 荒廃山林の解消や豊かな自然環境を保全するため、定期的に地域住民等による下刈りを実施し、里山の維持・保全を行い、美しい景観の維持に取り組みます。

#### 田園・集落景観の形成

- ・ 既存市街地や集落地においては、田園と調和した集落景観を維持するとともに、新たな拠点形成にあたっては、地区計画等を活用し民間事業者に対する景観誘導に努めます。

### ②環境エネルギー

#### 地球温暖化対策の推進

- ・ 脱炭素社会の実現に向けて、「環境基本計画」に基づき、省エネルギー対策や二酸化炭素吸収源につながる農地・森林の保全を図ります。
- ・ 「地球温暖化対策実行計画事務事業編」に基づき、本町の事務事業により排出する温室効果ガスを率先的に削減します。

#### 再生可能エネルギーの導入

- ・ 公共施設や民間施設においては、自然環境を活かした再生可能エネルギー由来の電力の導入を推進します。

#### 地域エネルギーマネジメントシステムの推進

- ・ 既存市街地や工業団地等が集積する中心拠点においては、地域内でのエネルギー循環によるマネジメントシステムの導入を検討します。

### ③公園・緑地

#### 公園・広場の充実

- ・子育て世代から高齢者までの多くの世代で利用できる公園や広場の整備を進めます。災害時の防災拠点として、遺跡の森総合公園を活用します。
- ・水殿瓦窯跡周辺の公園整備を進めます。

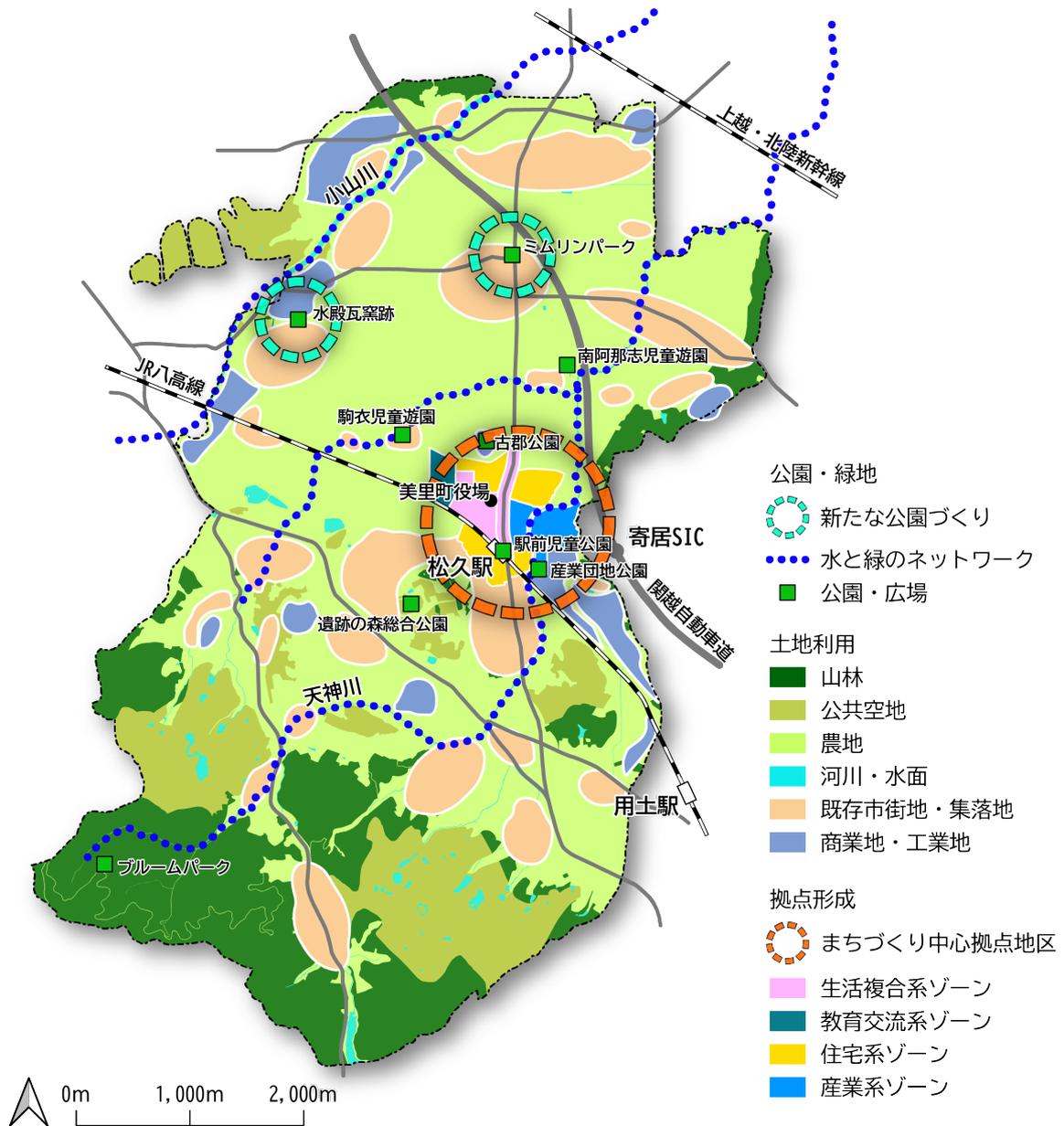
#### 公園遊具の安全確保

- ・専門家による公園遊具の安全点検を定期的に行います。

#### 水と緑のネットワークの形成

- ・町内に流れる小山川や天神川、志戸川の河川環境の保全と周辺の田園環境との調和とともに、生物多様性に配慮した都市施設（道路・公園等）の整備により、水と緑のネットワークを形成します。

【自然環境の方針図】



## (5) 防災の方針

### ①防災・避難施設

#### 防災活動拠点の整備・充実

- ・遺跡の森総合公園を活用し、災害時の防災拠点として利用できる機能の充実を進めます。
- ・複合災害発生時に、災害対策本部である役場庁舎や防災倉庫、避難所が使用できなくなった場合の代替の活動場所をあらかじめ検討し、災害対応及び業務継続性の確保を図ります。

#### 防災・減災のための施設整備

- ・公共施設や消防施設の適正な維持管理により、本町の防災・減災対策を推進します。
- ・風水害による浸水被害の備えとして、河川及び水路の計画的な整備・維持管理とともに、開発行為等における雨水流出抑制対策を推進します。

#### 住宅・建築物等の耐震化

- ・耐震化未実施の既存木造住宅については、耐震化の重要性・必要性の周知・啓発活動とともに、無料耐震診断や耐震改修補助等を実施し、耐震化の促進を図ります。
- ・大規模災害発生時の道路の閉塞防止を図るため、危険老朽空き家の撤去費用補助を実施し、避難路となる道路を確保します。

#### 避難施設の充実

- ・避難場所については、浸水想定区域外の耐震性を有する施設を選定します。また、災害の発生に伴い道路の損壊や浸水、土石流出、交通障害等により一部の避難所が使用できない可能性があるため、あらかじめ代替となる複数の場所や避難経路の検討を行います。

#### ICT を活用した防災情報の強化

- ・情報通信機器の整備及び保守管理について、災害時においても通信が確実に確保できるよう、大規模災害を考慮した対策を進めます。

## ②防災活動

### 自主防災組織の強化

- ・各行政区の自主防災組織が実施する避難訓練や救助方法及び応急手当の指導、避難行動要支援者への対応等の活動を支援し、地域の防災力の向上を図ります。

### 防災意識の高揚

- ・防災ガイドマップや洪水浸水想定区域図・水害リスク情報図、土砂災害マップ等、防災に係る資料を活用し、災害時の避難行動や避難場所の周知と町民の自然災害に対する普及啓発を図ります。

## ③体制・連携

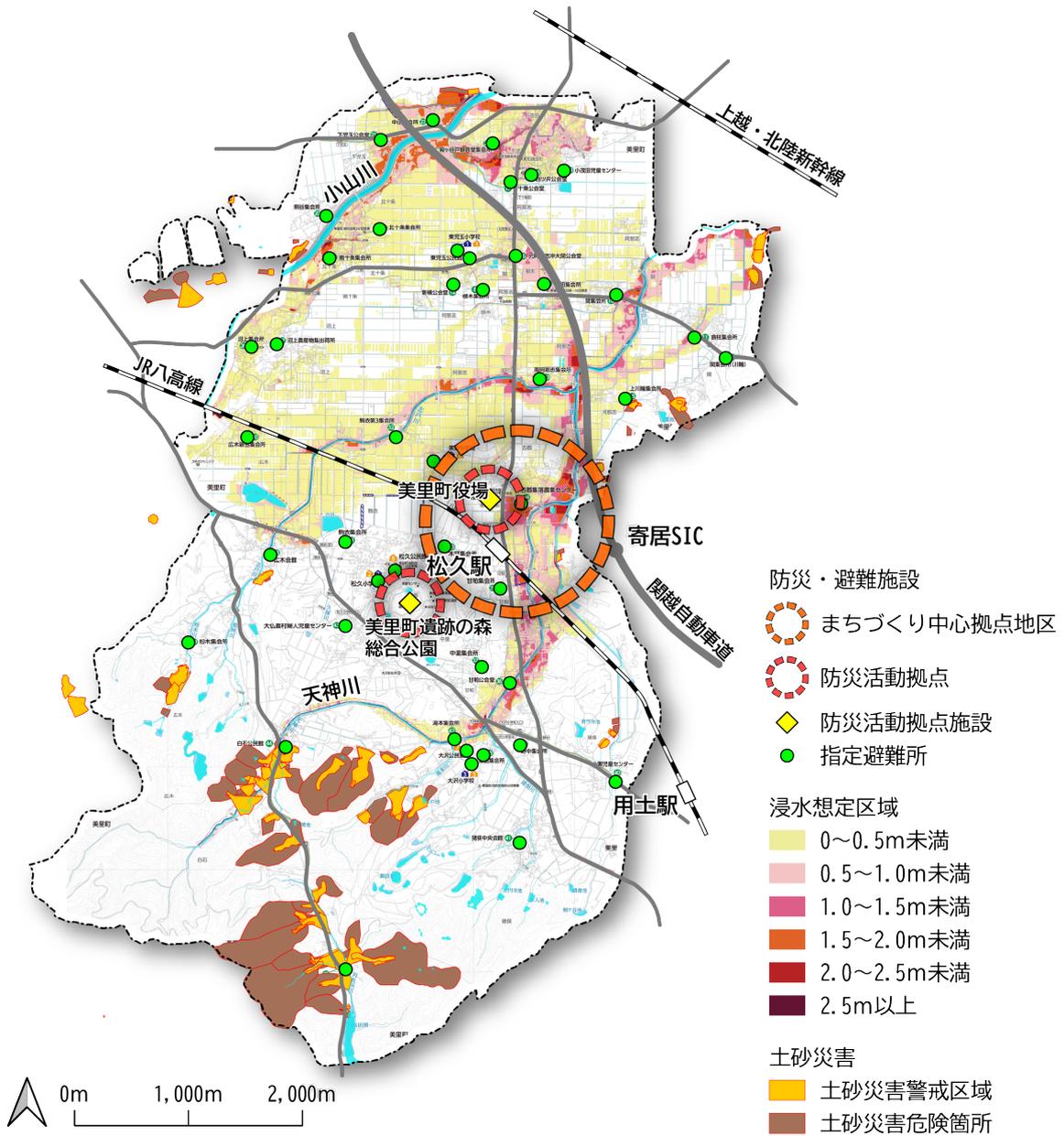
### 防災体制の推進

- ・地域防災計画に基づき、災害に応じた防災体制を構築するとともに、消防団活動と連携した防災体制を推進します。

### 広域防災体制の強化

- ・児玉郡市広域市町村圏組合と協力し、広域消防体制の強化に努めます。災害時における協力協定に基づき、県内市町村、民間企業・団体等との連携体制の強化を図ります。

【防災の方針図】



資料：美里町総合防災ハザードマップ（みさと防災）（令和3年3月）

## (6) 産業基盤の方針

### ①民間誘導

#### 生活利便施設の誘導

・まちづくり中心拠点地区において、商業・医療・福祉機能などの生活利便施設の整備・誘導に取り組みます。

#### 「食」分野の企業への参入支援

・食品関連企業の参入支援を行い、町内の農畜産物を活かした商品が開発されるよう、安心安全な農産物の栽培普及に取り組みます。

#### 新たな企業誘致

・商工会の経営相談などにより、町内の中小企業の経営安定に努めます。また、寄居スマートIC開通による交通利便性を活かした産業基盤づくりや企業誘致を進め、新規参入した企業の定着に向けた支援にも積極的に取り組みます。

・工場等については、公害発生のない工場など環境保全型企业等の誘致を推進します。

#### 官民連携によるまちづくりの推進

・まちづくり中心拠点地区において、次世代技術の活用やエネルギー融通、まちづくりのルールづくり、イベント企画など、地域循環・連携を目的とした官民連携による地域マネジメント組織の構築を検討します。

### ②基盤整備

#### 6次産業化の促進

・大学や企業と連携し、民間ノウハウを活かした加工品開発に取り組みます。また、町内の飲食店に対して、農畜産物を活用した店舗づくりの支援や新たな開業の支援に取り組みます。

#### テレワークの推進

・寄居スマートICによる広域アクセスの利便性や本町の快適な環境を活かしたテレワークを推進し、サテライトオフィス・シェアオフィスの誘致に取り組みます。

#### 観光基盤の整備

・県道や寄居スマートICのアクセス道路などの幹線道路において、観光客の利用を促進する施設整備・民間誘導に取り組みます。

・円良田地区については辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画(辺地総合整備計画)により、ハイキング道等の整備に取り組みます。

### ③産業支援

#### 地元商店の振興

- ・地域に密着した住民が気軽に買い物ができる店舗づくりに関する事業の検討を行い、商店の活性化に向けて支援します。また、商店などの拡張や新規出店時に対する融資制度の活用を促進します。
- ・商工会と連携し、新たな商業需要を模索するとともに、地元業者に対する補助金制度を実施し、地域経済の活性化を図ります。

#### チャレンジショップの推進

- ・事業者の事業の活性化や起業を支援するため、チャレンジショップ等の整備を推進します。

#### 都市近郊型農業の推進

- ・市民農園の開設など都市と農業が融合した近郊型農業の推進に努めます。
- ・また、姉妹都市である戸田市でのイベント等への町内生産者の参加を呼びかけ、戸田市の消費者との「顔の見える交流」を進めます。

### ④地域資源活用

#### 回遊・交流の推進

- ・町内に点在する観光拠点のネットワークを構築し、来訪者が回遊できる仕組みづくりを検討します。

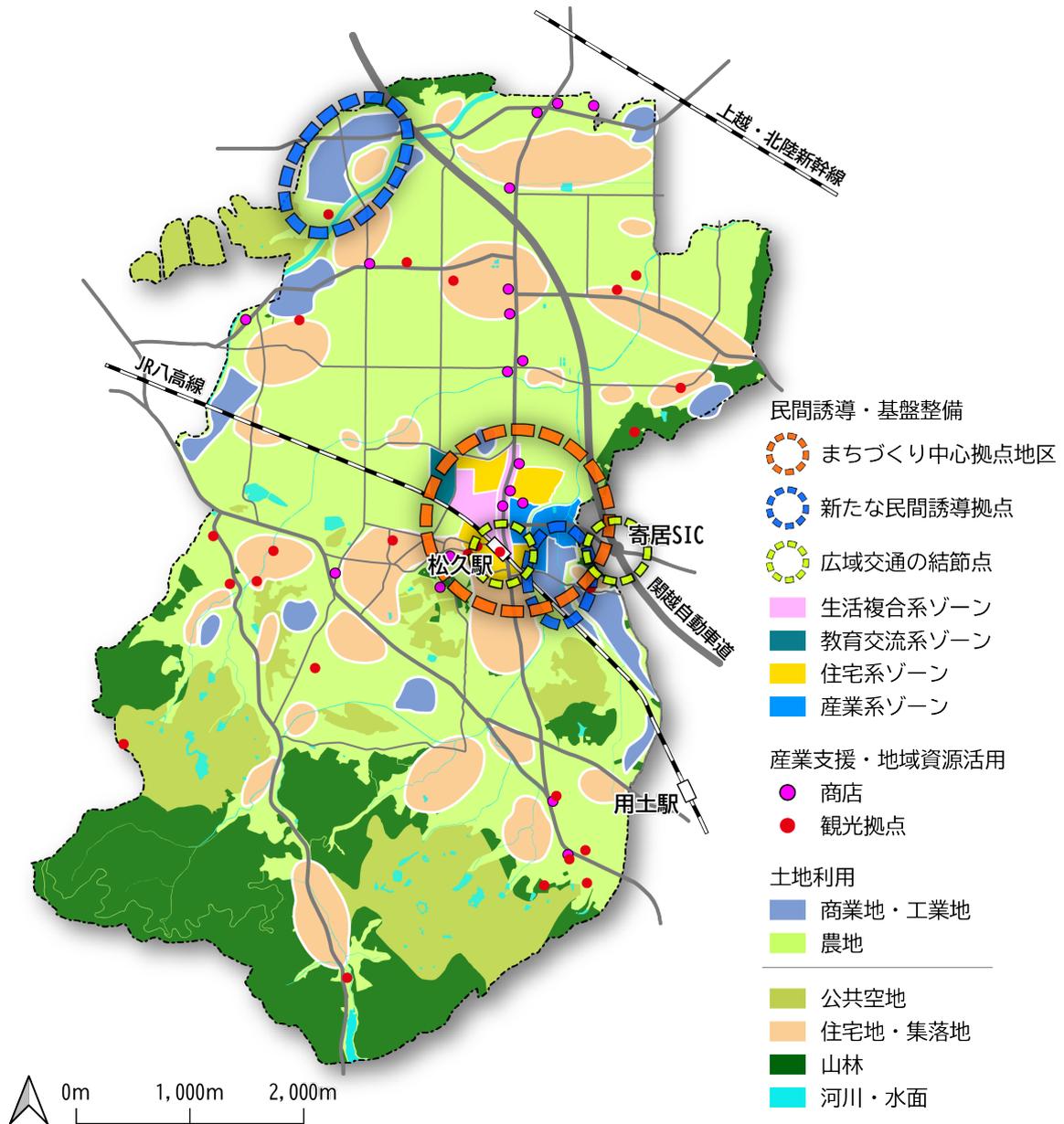
#### 地産地消の拡充

- ・町内外で開催される各種イベントにおいて、美里町産農畜産物をPRするために食材提供などを行い、他地域での消費拡大に努めます。

#### 情報発信拠点の整備

- ・まちづくり中心拠点を中心とした地域の生活情報、観光情報の発信、農産物の生産情報や顧客情報の一元化を図り、町民や来訪者の交流・活性化に取り組みます。

【産業基盤の方針図】



# 第6章 拠点構想

## 1. 拠点構想の考え方

### (1) まちづくり拠点の考え方

拠点構想は、全体構想で位置づけた3つのまちづくり拠点（まちづくり中心拠点地区、まちづくり北部拠点地区、まちづくり南部拠点地区）を中心に方針を掲げ、新たな都市計画の導入を検討します。

特に、まちの将来像「生活と自然が共生する 持続的な“美しい里”の拠点づくり」の実現に向けて、まちづくり中心拠点地区をモデルとした拠点構想とし、具体的な都市計画手法の導入や整備方針を整理します。

#### ■ 3つのまちづくり拠点の位置づけと方針

##### まちづくり北部拠点地区

北部の玄関口として、地域特性を活かした、住宅や流通、沿道サービスなどの拠点整備を推進



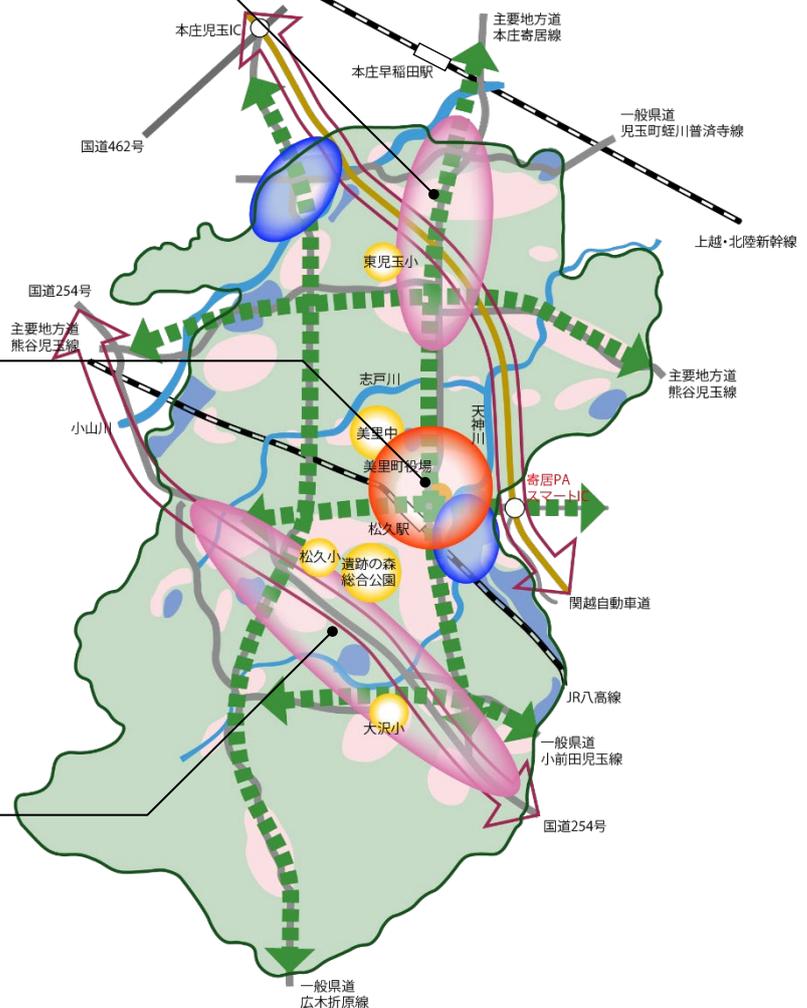
##### まちづくり中心拠点地区

町の中心としてのポテンシャルを最大限活かし、コンパクト・スマート・レジリエンスのまちづくりを実現



##### まちづくり南部拠点地区

国道254号沿線に住居や店舗等の沿道サービスを誘導し、利便性向上を推進

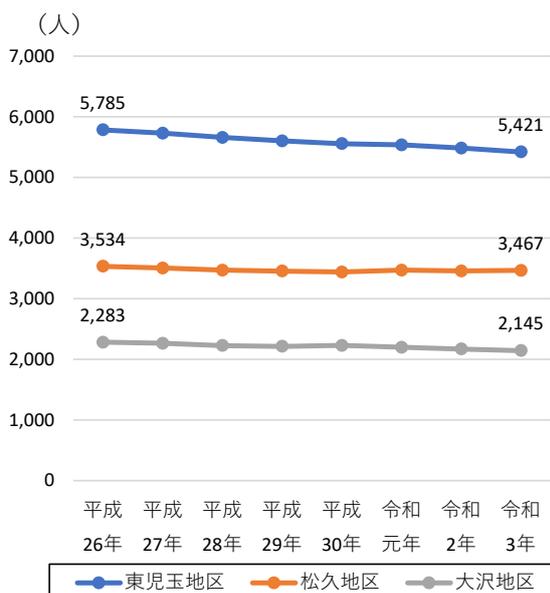


## 2. まちづくり中心拠点地区の現況

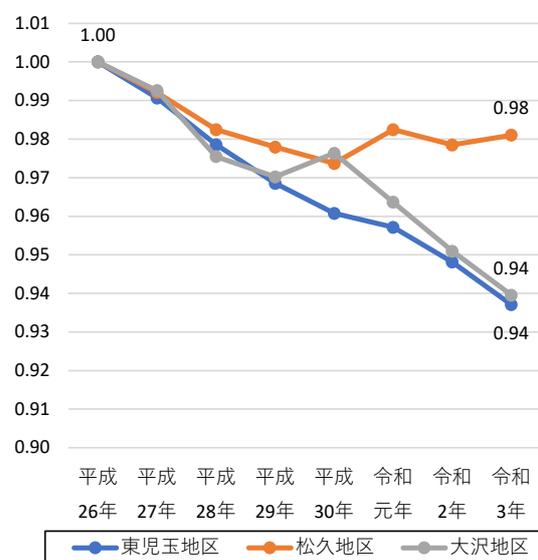
### (1) 地区別の人口・世帯動向

地区別の人口動向をみると、東児玉地区が最も多くなっていますが、増減率をみると近年は松久地区で増加しています。世帯数はすべての地区で増加しており、特に松久地区の増加率が高くなっています。

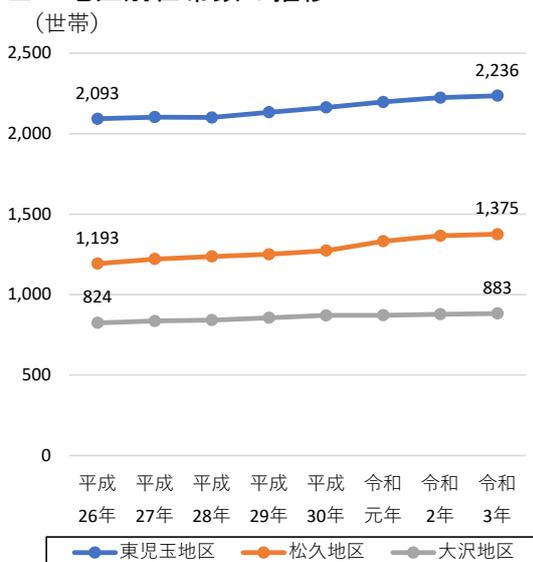
#### ■ 地区別人口の推移



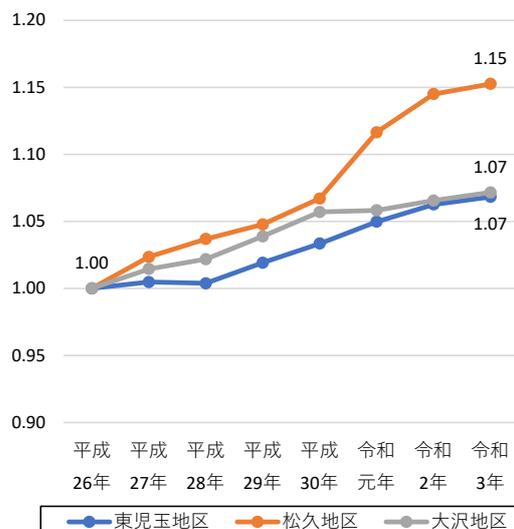
#### ■ 地区別人口増減率の推移



#### ■ 地区別世帯数の推移



#### ■ 地区別世帯増減率の推移

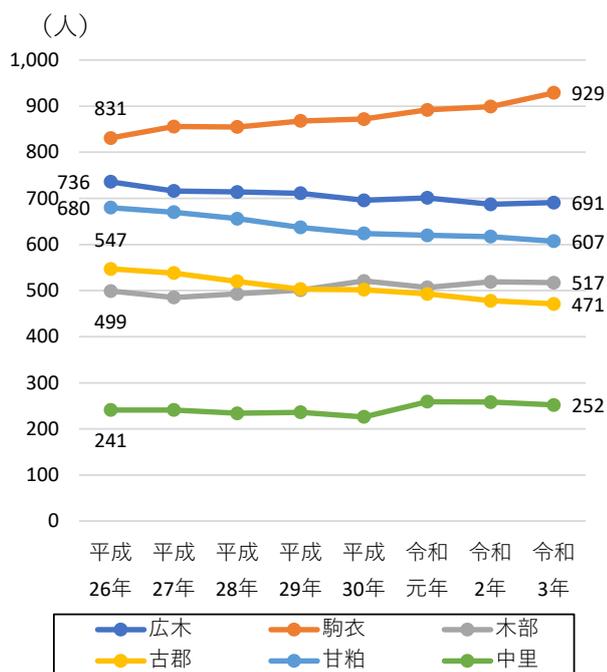


資料：住民基本台帳

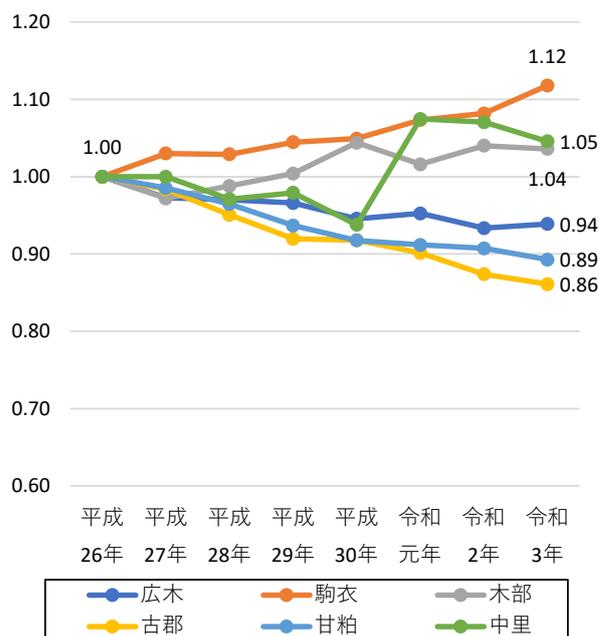
## (2) まちづくり中心拠点の人口・世帯動向

松久地区の人口動向をみると、松久小学校周辺の駒衣地区や町役場周辺の木部地区で人口が増加しており、世帯数においても増加率が高くなっています。町役場や生涯学習施設などの公共施設が集積しており、松久駅や寄居スマートICに近接している生活利便性が高いまちづくり中心拠点において、居住ニーズが高いことがうかがえます。

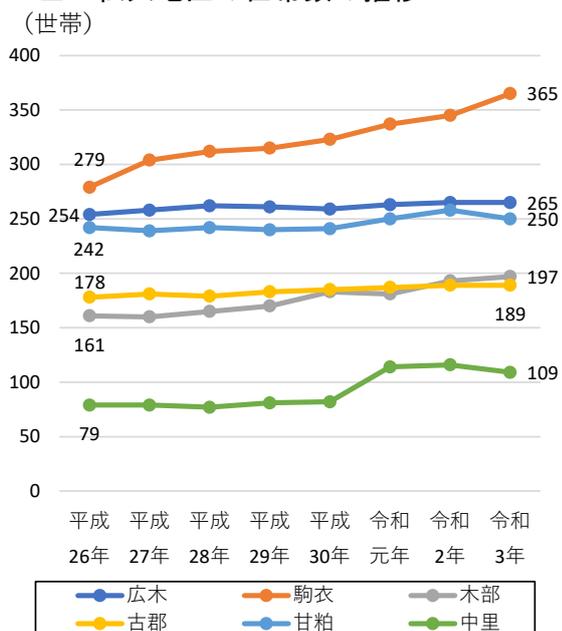
■ 松久地区の人口の推移



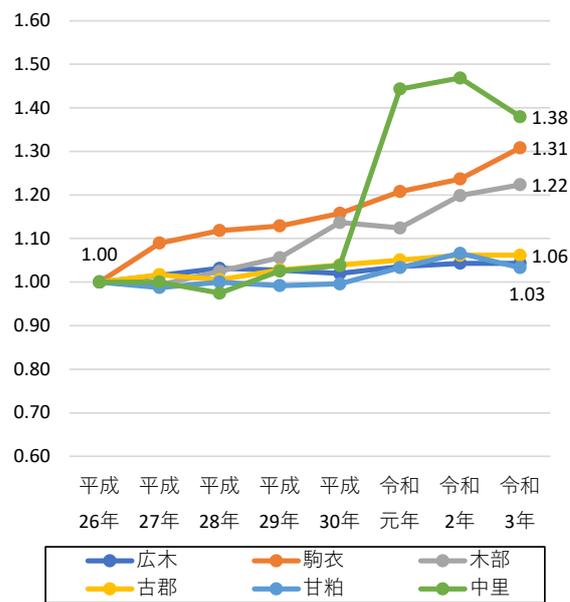
■ 松久地区の人口増減率の推移



■ 松久地区の世帯数の推移



■ 松久地区の世帯増減率の推移

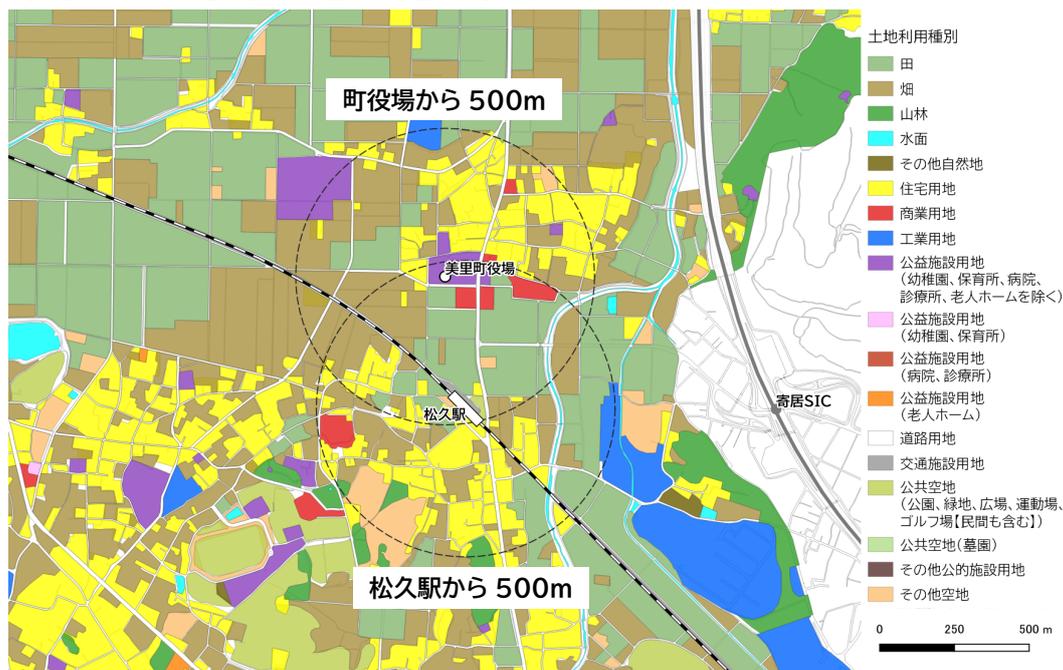


資料：住民基本台帳

### (3) まちづくり中心拠点の土地利用・建物動向

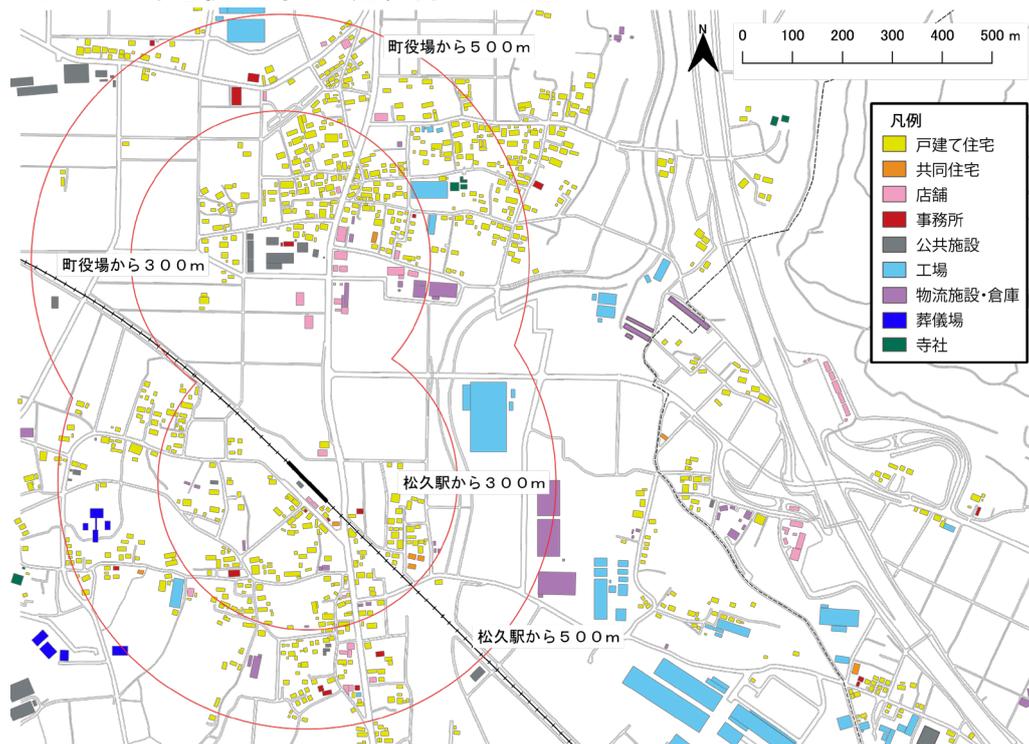
令和3年の土地利用現況では、町役場を中心に商業用地・住宅用地・田畑に利用されていましたが、近年は寄居スマートICの開通により、工場等が立地しています。また、町役場周辺や県道31号線沿道に店舗が立地しており、その周辺に戸建て住宅が立地しています。

#### ■ まちづくり中心拠点周辺の土地利用現況（令和3年）



出典：令和3年都市計画基礎調査

#### ■ まちづくり中心拠点周辺の建物現況（用途別）



## (4) まちづくり中心拠点に関する町民意向

将来も本町で暮らし続けるにあたって、生活するうえで町内に必要な施設は、商業施設の回答が多く、30歳代以下では子育て支援施設、40歳代以上では医療施設が多くなっています。その中でも特に寄居スマートIC周辺や役場・駅周辺に必要な施設は、商業施設、6次産業施設、工場・物流施設が多くなっていますが、30歳代以下では子育て支援施設も多くなっています。

一方で、良好な住環境をつくるために相応しくないと思う土地利用は、「遊戯（パチンコ等）・風俗施設」や「環境を悪化させるおそれがある工業施設（騒音・公害など）」が多く、60%以上を占めます。

### ■生活するうえで町内に必要な施設（属性別）

		総数(n)	日用品(生鮮食料品や日用雑貨品)を購入する商業施設	日用品以外(洋服、家具、電化製品など)を購入する商業施設	かかりつけの医療施設	高齢者等のリハビリを支援する医療・福祉施設	親子で遊べたり、子育てを支援する施設	その他	無回答
性別	男性	164	66.5%	51.2%	34.8%	32.3%	36.6%	7.3%	7.3%
	女性	169	66.9%	52.1%	34.9%	34.3%	39.1%	7.7%	4.7%
年齢	17歳～20歳代	59	67.8%	50.8%	25.4%	32.2%	52.5%	11.9%	1.7%
	30歳代	58	65.5%	53.4%	27.6%	24.1%	60.3%	10.3%	5.2%
	40歳代	43	62.8%	67.4%	41.9%	32.6%	39.5%	11.6%	2.3%
	50歳代	38	71.1%	44.7%	34.2%	34.2%	23.7%	7.9%	10.5%
	60歳代	62	64.5%	51.6%	41.9%	24.2%	29.0%	8.1%	8.1%
	70歳以上	80	63.8%	45.0%	36.3%	47.5%	21.3%	1.3%	7.5%
居住地区	東尻玉地区	145	60.0%	56.6%	42.8%	37.2%	35.9%	6.9%	8.3%
	松久地区	120	70.0%	49.2%	25.8%	29.2%	42.5%	5.8%	4.2%
	大沢地区	69	68.1%	46.4%	33.3%	30.4%	33.3%	14.5%	4.3%

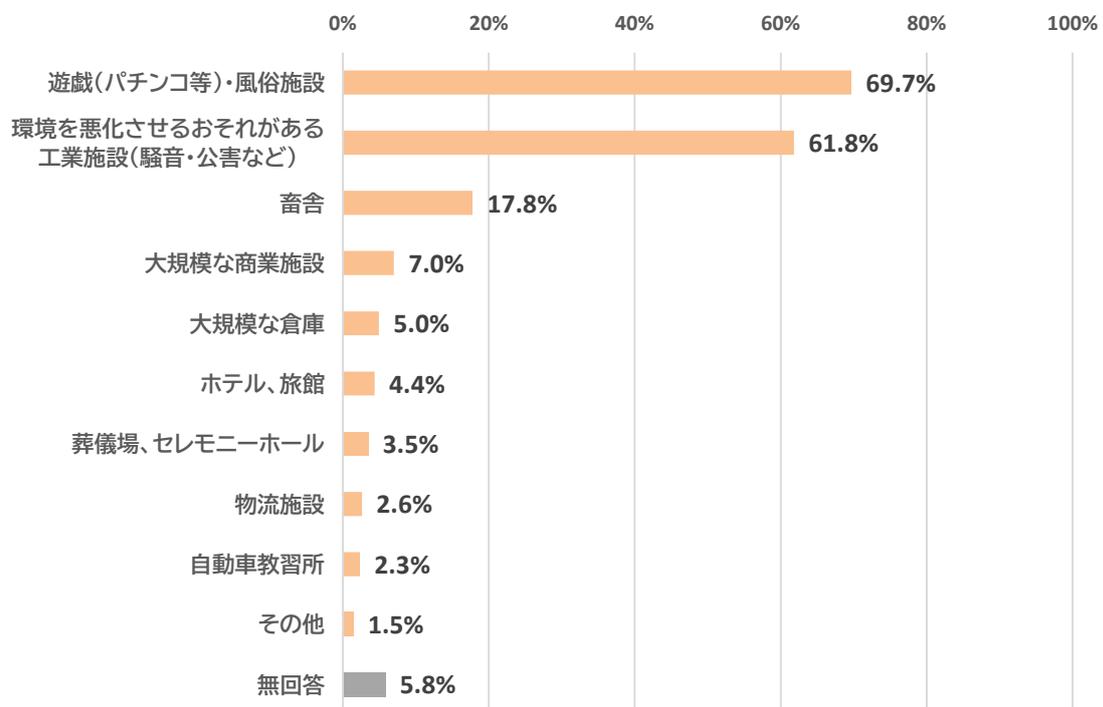
最も多い回答
  2番目に多い回答
  3番目に多い回答
 ※「その他」と「無回答」を除く

### ■寄居スマートIC周辺や役場・駅周辺に必要な施設（属性別）

		総数(n)	飲食やスーパーなど、町民の日常生活を支えるための商業施設	町民のかかりつけとなる医療施設・クリニック	高齢者等のリハビリを支援する医療・福祉施設	親子で遊べるコミュニティルームや公園、学習スペースなど、子育て支援施設	老人ホームなどの高齢者支援施設	農産物直売所や生産から加工・販売を行う町内の農業を支える6次産業施設	自動運転やドローン配達など最先端技術を導入した施設・機能	広域的な公共交通の停留所やターミナル施設	町民の新たな働き場となる工場・物流施設	定住を促進する新たな住宅地の整備	来訪者の増加を見越した観光施設や情報発信等をする施設	その他	無回答
性別	男性	164	58.5%	31.1%	15.9%	25.0%	5.5%	43.3%	7.9%	22.6%	45.7%	22.0%	21.3%	2.4%	7.3%
	女性	169	68.0%	30.2%	18.3%	33.1%	8.3%	47.9%	7.1%	16.6%	41.4%	20.1%	24.3%	1.8%	3.6%
年齢	17歳～20歳代	59	72.9%	15.3%	5.1%	44.1%	6.8%	30.5%	18.6%	23.7%	42.4%	25.4%	30.5%	3.4%	1.7%
	30歳代	58	63.8%	32.8%	8.6%	44.8%	3.4%	36.2%	6.9%	20.7%	36.2%	19.0%	27.6%	8.6%	8.6%
	40歳代	43	69.8%	34.9%	16.3%	16.3%	2.3%	53.5%	7.0%	30.2%	39.5%	23.3%	14.0%	0.0%	2.3%
	50歳代	38	57.9%	28.9%	15.8%	26.3%	7.9%	50.0%	5.3%	21.1%	42.1%	26.3%	18.4%	2.6%	5.3%
	60歳代	62	56.5%	32.3%	14.5%	17.7%	9.7%	59.7%	3.2%	17.7%	50.0%	24.2%	25.8%	0.0%	6.5%
	70歳以上	80	58.8%	37.5%	33.8%	23.8%	8.8%	48.8%	5.0%	12.5%	47.5%	15.0%	18.8%	0.0%	7.5%
居住地区	東尻玉地区	145	56.6%	33.1%	19.3%	31.0%	6.9%	40.7%	6.9%	20.7%	37.2%	24.1%	22.1%	3.4%	6.9%
	松久地区	120	71.7%	29.2%	16.7%	30.8%	5.0%	47.5%	8.3%	21.7%	45.0%	20.0%	22.5%	0.8%	3.3%
	大沢地区	69	59.4%	29.0%	11.6%	24.6%	7.2%	53.6%	7.2%	17.4%	50.7%	18.8%	23.2%	2.9%	7.2%

最も多い回答
  2番目に多い回答
  3番目に多い回答
 ※「その他」と「無回答」を除く

## ■ 良好な住環境をつくるためにふさわしくないと思う土地利用



(n=343)

## (5) まちづくり中心拠点周辺の人流分析

寄居スマートICへのアクセス道路の自動車通行量を、寄居スマートICの全面開通（2021年3月）前後で比較すると、休日で大幅に増加しており、特に40歳未満の若い世代で大幅に増加しています。平日も概ね増加傾向にあり、全面開通による効果は高まっています。

### ■寄居スマートIC周辺の通行人口分析

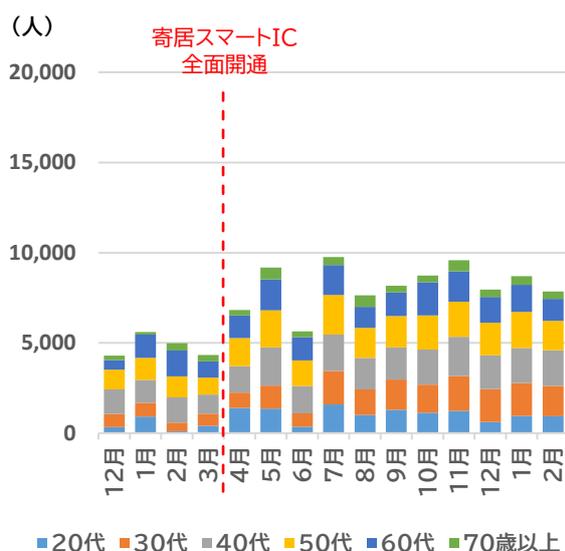


#### [主要動線分析]

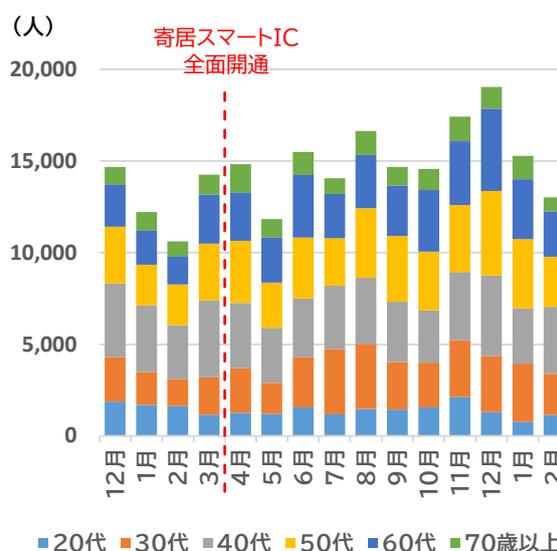
- ・集計方法：全人口推計値
- ・データ期間：2019年12月～2022年2月
- ・移動手段：自動車
- ・日にち区分：平日または祝休日
- ・商圈（円）：0.5km

資料：OpenStreetMap

### ■調査区間の年代別通行人口（休日）



### ■調査区間の年代別通行人口（平日）



資料：KDDI Location Analyzer

### 3. まちづくり中心拠点地区の課題

人口や土地利用動向、町民意向、人流分析等から、まちづくり中心拠点地区の課題を以下の4つに整理します。

#### 課題1：生活と自然の共生のモデルとなり、町全体への波及効果が高い拠点形成

町役場から500m、松久駅から500m圏内の土地利用は、町役場周辺に公益施設用地、商業用地が集積しており、その背後地や松久駅周辺は住宅用地が広がっています。農地や天神川などの自然環境も近接しており、本町特有の自然環境を活かしたまちづくりが求められます。

町民生活の質の向上のための拠点形成にあたっては、本町らしい生活と自然の共生した拠点形成を図るとともに、まちづくり中心拠点地区だけではなく、町民全体の生活利便性向上への波及効果が求められます。

#### 課題2：若い世代の交流・雇用の場となる機能誘導

まちづくり中心拠点地区のある松久地区においては、近年は人口が増加しており、その中でも町役場周辺の木部地区は人口、世帯数ともに増加が続いています。町役場周辺や松久駅、寄居スマートIC周辺は居住ニーズが高く、町民意向においては、30歳台以下では子育て支援施設が求められています。

若い世代の生活や雇用とともに、親子で遊ぶことができる公園や子育て施設などの交流機能の誘導が求められます。

#### 課題3：官民連携により、計画的な民間誘導と地域資源の活用に向けた土地利用展開

寄居スマートICへのアクセス道路においては、寄居スマートICの全面開通後に、休日の自動車通行量の増加や若い世代のアクセスの増加がみられます。また、町民意向においては、商業施設、6次産業施設、工場・物流施設の立地が求められています。

機能誘導にあたっては、広域的なニーズと町民のニーズを踏まえ、計画的な土地利用による官民連携のまちづくりが求められます。

#### 課題4：中長期的な将来を見越した新たな生活様式や技術革新への対応

町内における中心拠点においては、埼玉県の中山間交流拠点のモデルとして、中長期的な将来を見越したまちづくりが求められます。拠点形成にあたっては、コンパクトな土地利用で利便性が高く、安全で持続可能な拠点形成を図るとともに、技術革新に対応した新たなまちづくりが求められます。

## 4. まちづくり中心拠点地区の目標

本町は、現在、約11,000人の人口が2040年には約8,400人まで減少することが予測され、さらに高齢化が進むことも予測されます。また、商店街や市街地がないため、町民の生活・消費活動は町外に依存しています。

そのような中、まちづくり中心拠点地区は、町役場や松久駅などの生活・交通機能が集積し、人口・世帯数ともに増加傾向にあります。さらに、寄居スマートICの全面開通により、更なる定住・交流ニーズの高まりが期待されます。

町全体の持続可能なまちづくりを実現するためには、まちづくり中心拠点地区の生活利便性を維持し、官民連携による産業・交流機能の充実を図ることが重要です。そのため、寄居スマートICによる新たなポテンシャルを活かした生活・経済活動の中心となる機能の集約により、町民の生活と自然環境が共生したコンパクトで“美力”的な拠点を目指します。

### ■ まちづくり中心拠点地区の目標

**町民の持続的な生活・経済を支える  
美里 SuperTown の構築**  
～コンパクト・スマート・レジリエンスのまちづくりを実現～

### ■ 「美里 SuperTown プロジェクト」のイメージ



## 5. まちづくり中心拠点地区の方針

### (1) 土地利用の方針

役場を核とした本町の中心拠点として、公共公益機能、商業機能、産業や交流機能等の集積・複合化を推進することで、町民の生活の質の向上を図ります。機能の集積にあたっては、民間事業者と連携し、計画的な機能誘導と基盤整備を推進します。

#### ■ 生活複合系ゾーン

町民の生活利便性向上や町の賑わいを創出するため、商業施設や公共施設、交流施設等の土地利用を図ります。



#### ■ 教育交流系ゾーン

美里中学校を中心に教育機能の集約を検討し、その周辺に公共施設や交流施設、居住環境等の土地利用を図ります。



#### ■ 住宅系ゾーン

機能集積等により高まる住宅需要に対応するため、計画的な宅地整備を促進するとともに、居住環境の保全を図ります。



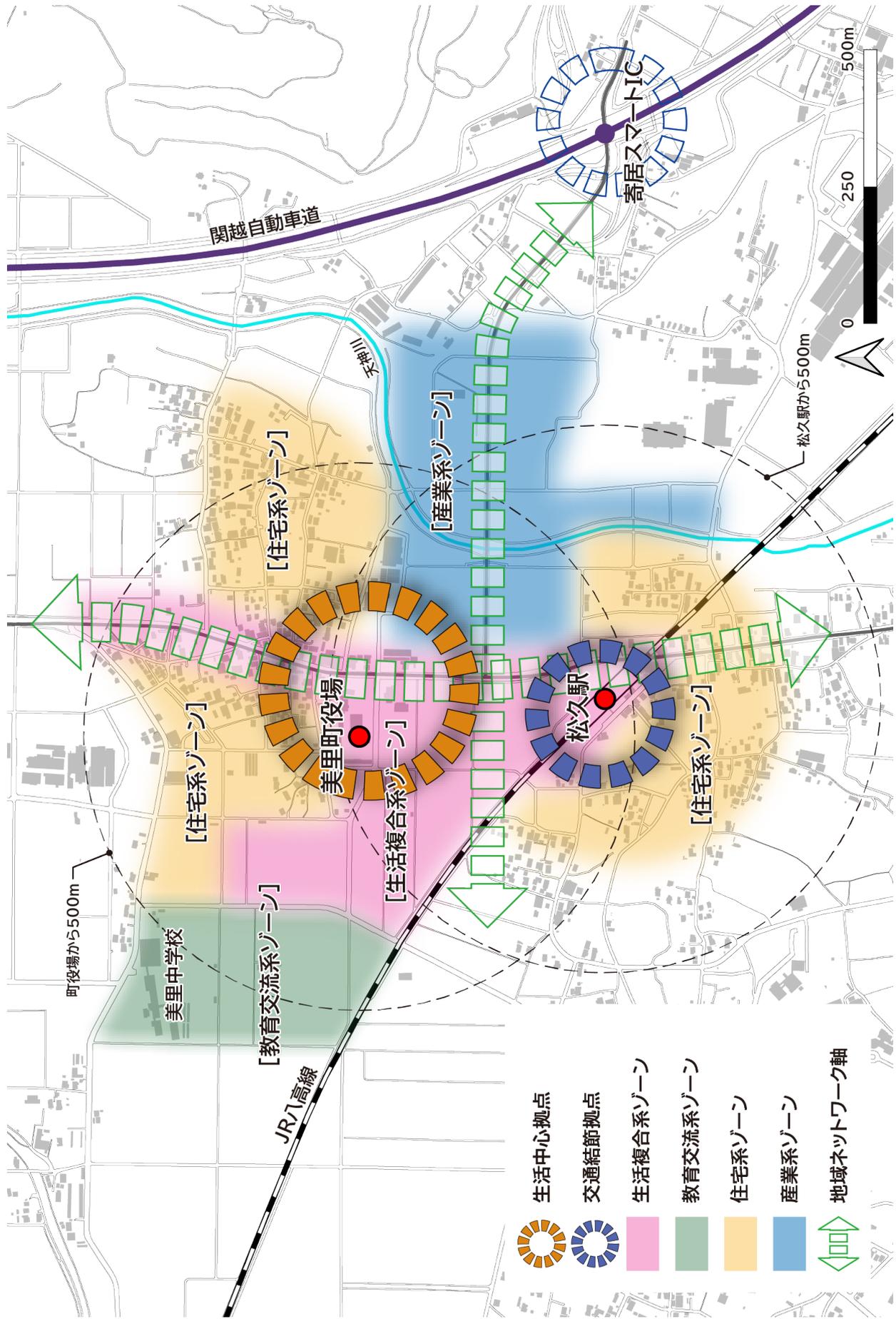
#### ■ 産業系ゾーン

寄居スマート I C に近接する広域交通利便性を活かし、物流や工業、研究施設など産業振興に資する土地利用を誘導し、産業創出を図ります。

寄居スマート I C から市街地への玄関口となるエリアについては、埼玉版スーパー・シティの核となる新たな産業創出や賑わいに資する土地利用の誘導を図ります。



■まちづくり中心拠点地区土地利用方針図



## (2) 交通ネットワークの方針

### ■ 寄居スマートICや松久駅を拠点とした広域アクセス性の向上

寄居スマートIC周辺と松久駅周辺は本町の玄関口としての役割となる交通結節拠点として位置づけ、広域アクセス性の向上を図ります。

まちづくり中心拠点地区においては、国道254号線から寄居スマートICに至るアクセス道路の整備を検討します。また、松久駅周辺の駅前にふさわしい利便性の高い市街地形成を推進するとともに、八高線活性化促進協議会を通じて鉄道機能の向上を図ります。

### ■ 次世代技術を活用した地域内交通の充実

高齢者等の移動支援と地域内の交通利便性の向上を図るため、次世代型の小型モビリティ等の導入など、次世代技術の活用可能性を検討します。将来は、まちづくり中心拠点地区から町内全域へのネットワークの構築を検討します。

### ■ 自然環境とウォークブル空間の融合による歩きたくなるまちづくり

町民の快適な生活環境の形成と健康づくり活動を促進するため、ミムリン健幸ポイント事業の取組みを発展させながら、快適な歩行空間の整備（ウォークブルシティの推進）を図ります。本町の特徴を活かし、自然環境と融合したウォークブル空間の形成を推進します。

## (3) 住環境の方針

### ■ 生活機能の集約・複合化と利便性の高い居住地の形成

公共下水道などの生活基盤の整備及び適正な維持管理を図るとともに、公共公益施設などの生活機能の複合化を図り、利便性の高い居住地を形成します。そのために、立地適正化計画の制度を活用し、計画的に都市機能と居住の誘導を図ります。

### ■ 次世代技術を活用した生活支援サービスの充実

まちづくり中心拠点地区をモデルとして、次世代技術を活用した生活・移動支援の試験的実証を行います。将来は、まちづくり中心拠点地区から町内全域へのネットワークの構築を検討します。

## (4) 自然環境の方針

### ■自然景観と調和した市街地形成とグリーンインフラの推進

市街地形成にあたっては、周辺の田園や天神川などの河川と調和した自然景観を維持します。また、新たな拠点形成にあたっては、地区計画等を活用し民間事業者に対する景観誘導に努めます。

中心拠点地区内に流れる天神川の河川環境や周辺の田園環境の保全とグリーンインフラとしての活用を図るとともに、生物多様性に配慮した都市施設（道路・公園等）の整備により、水と緑のネットワークを形成します。

### ■地域エネルギーを活用した地産地消のエネルギーマネジメントを構築

令和3年5月に行った「美里町ゼロカーボンシティ宣言」のもとに、町内の二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指し、ソーラーシェアリング、など再生可能エネルギー等の利活用を促進します。また、既存市街地や工業団地等が集積する市街地における新たな拠点形成にあたっては、地域内でのエネルギー循環による地産地消のマネジメントシステムの導入を検討します。

## (5) 防災の方針

### ■激甚化する自然災害に対応した安全な居住地の形成

激甚化する自然災害に対応した安全な地域への居住誘導、災害種別に災害リスクを想定した防災対策を検討し、災害に強い市街地の形成を図ります。特に、中心拠点地区に集積する工場や民間施設との連携により、災害時の協力体制の構築を図ります。

住宅地においては、大規模災害発生時の道路の閉塞防止を図るため、危険を及ぼすブロック塀及び危険老朽空き家の撤去費用補助を実施し、避難路となる道路を確保します。

### ■ICTを活用した防災情報の強化

中心拠点地区をモデルとして、役場庁舎を中心とした大規模災害を考慮した対策を進めるとともに、災害時の防災情報発信と平時の見守り支援のデジタル化を推進するなど、平時と有事の両用に活用できるサービス・システムの活用を検討します。

## (6) 産業基盤の方針

### ■ 広域アクセスの利便性を活かした民間誘導

寄居スマート I C による広域アクセスの利便性を活かし、産業機能の集積を進めるとともに、商業・医療・福祉機能などの生活利便施設の整備・誘導に取り組みます。また、食品関連企業の参入支援を行い、町内の農畜産物を活かした商品が開発されるよう、安心安全な農産物の栽培普及に取り組みます。

さらに、本町の快適な環境を活かしたテレワークを推進し、サテライトオフィス・シェアオフィスの誘致に取り組みます。

### ■ 官民連携による地域マネジメントの構築

まちづくり中心拠点地区において、次世代技術の活用やエネルギー融通、まちづくりのルールづくり、イベント企画など、地域循環・連携を目的とした官民連携による地域マネジメント組織の構築を検討します。

まちづくり中心拠点地区への機能誘導にあたっては、施設運営のノウハウを持つ民間事業者と連携し、時代の潮流に対応した持続可能な施設運営に取り組みます。

# 第7章 実現化方策

## 1. 多様な主体との連携

### 町民や民間事業者等と連携した官民連携のまちづくり

本計画を実現するためには、長期的な視点で町民の生活利便性を維持することが必要です。そのためには、民間事業者との連携が重要となります。

町民においては、農業を基盤として地域での持続的な就業・雇用、快適な生活基盤づくりに向けて、行政と町民が連携しながら、各種施策・事業を推進します。また、寄居スマートICや町役場周辺に立地する企業や新たな産業施設の進出に向けて、民間事業者等と連携しながら、適正な土地利用と都市機能の誘導を図ります。

さらには、将来の都市的課題の解決に向けて、交通や医療・福祉、行政運営などの多様な場面で先進技術を活用するために、民間の技術を取り入れた官民連携のまちづくりを推進します。

### 国・県などの関係機関と連携した制度運用と事業推進

限られた財源の中で、効率的かつ効果的にまちづくりを進めるため、地域ニーズの高まりや、事業の必要性、緊急性などを勘案し、「選択と集中」により施策・事業を推進します。

まちづくり中心拠点の形成にあたっては、埼玉県「埼玉版スーパー・シティプロジェクト」と連動し、町民一人一人が支え合って日常生活を心豊かで安心・快適に暮らせる持続可能なまちづくりを推進するとともに、国や県等との連携を強化し、「デジタル田園都市国家構想」などの活用やその他の各種支援制度や事業の有効的な活用を検討します。

また、道路整備やごみ処理、消防など、町民の生活環境に係る取組みについては、広域行政を展開する必要があることから、周辺市町や関係機関と連携しながら、効果的・効率的な事業推進に努めます。

## 2. 施策・事業の推進

### 立地適正化計画など各種制度の活用検討

本計画で掲げるまちづくり中心拠点の形成や自然環境と共生したまちづくりを実現するために、本町の地域性に即した土地利用を検討します。

コンパクト・プラス・ネットワークの実現による利便性の高い拠点地域と町民が安全で住みやすい居住地の形成、都市基盤整備や住民サービスの提供などに係る都市経営コストの適正化を図るため、立地適正化計画制度等を活用し、まちづくり中心拠点への商業、産業などの都市機能の集積、段階的な居住の誘導を推進します。

また、長期的かつ計画的な土地利用の運用にあたって、地域の実情に応じて、地域地区や地区計画などの都市計画に係る制度の活用を検討します。

### SDGsへの貢献を意識した施策・事業の推進

「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核であるSDGsは、17のゴールと169のターゲットで構成され、2030年までに経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題を総合的に解決することを目指す国際社会共通の目標となっています。

第5次美里町総合振興計画においても、各基本施策とSDGsとの関係性を示しており、本計画における施策・事業は、持続可能な開発目標の達成に寄与するものとして位置づけています。

第5次美里町総合振興計画と連動し、本計画においてもSDGsとの関係性を意識して施策・事業を推進します。

#### ■関連する主なSDGsのゴール

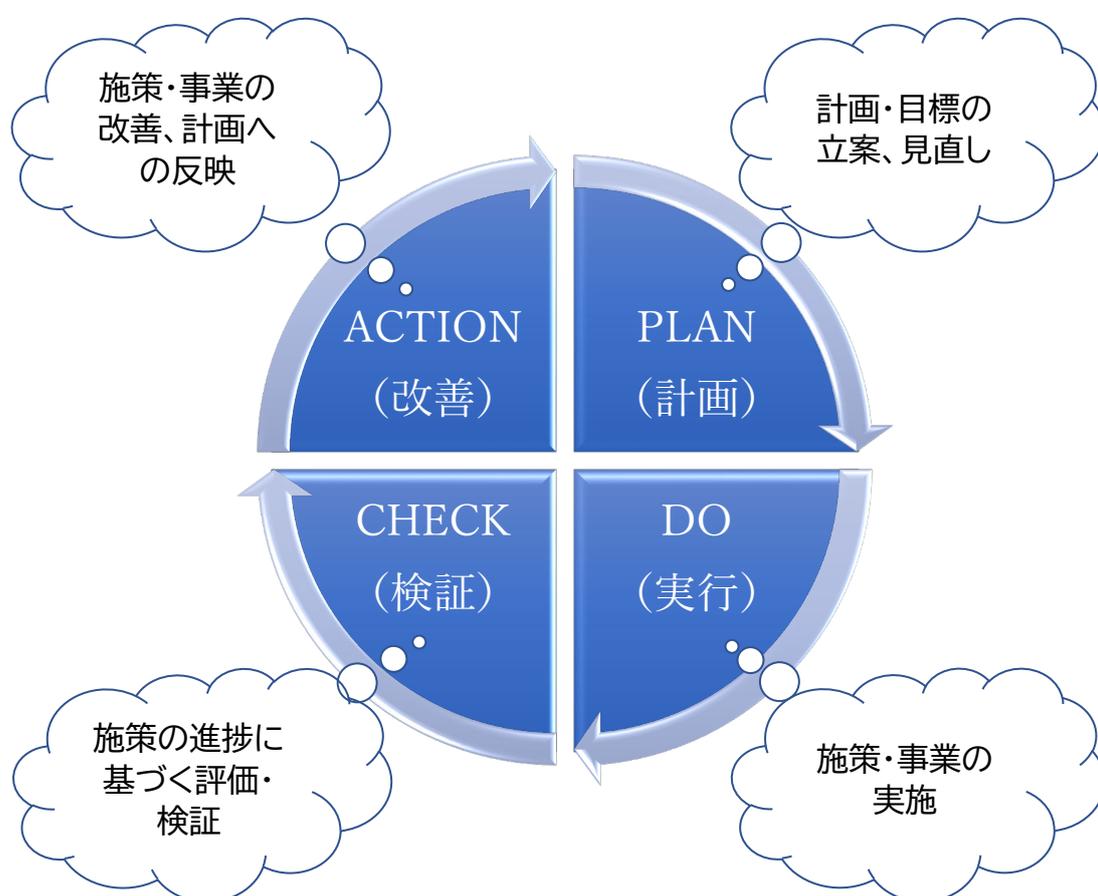


### 3. 計画の進行管理

都市計画マスタープランの実効性を確保するためには、計画の進捗状況について定期的な進行管理を行うことが重要です。このため、本町の上位計画である総合振興計画等と連動し、PLAN（計画）、DO（実行）、CHECK（検証）、ACTION（改善）のPDCAサイクルの仕組みにより適切な進行管理を行います。

また、PDCAサイクルに基づく計画の見直しとあわせ、関係法制度や上位計画の変更・見直し、技術革新等による社会経済情勢の大きな変化が生じた場合には、柔軟な見直しを行います。

#### ■PDCAサイクルによる進行管理



# 資料編

## 1. 都市計画審議会

### (1) 美里町都市計画審議会条例

平成14年3月25日条例第5号

美里町都市計画審議会条例

(設置)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第77条の2第1項の規定に基づき、美里町都市計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 審議会は、都市計画法によりその権限に属させられた事項及び町長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げる者につき、町長が任命する委員をもって組織する。

(1) 学識経験のある者 4人以内

(2) 町議会の議員 4人以内

2 町長は、前項に規定する者のほか、次に掲げる者のうちから審議会を組織する委員を任命することができる。

(1) 関係行政機関又は埼玉県職員 2人以内

(2) 町内に住所を有する者 2人以内

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(臨時委員及び専門委員)

第4条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、町長が任命する。

4 臨時委員は当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は当該専門に関する調査が終了したときは、解任されたものとする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、第3条第1項第1号に掲げる者につき任命された委員のうちから委員の選挙によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(常務委員会)

第7条 審議会は、その権限に属する事項で軽易なものを処理するため、必要に応じ常務委員会を置くことができる。

2 常務委員会は、会長及び会長の指名する委員若干人をもって組織する。

3 前条の規定は、常務委員会に準用する。

( 庶務 )

第 8 条 審議会の庶務は、総合政策課において処理する。

( 委任 )

第 9 条 この条例に定めるもののほか、審議会及び常務委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

( 施行期日 )

1 この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

( 美里町都市計画審議会条例の廃止 )

2 美里町都市計画審議会条例(昭和 48 年条例第 10 号)は、廃止する。

## (2) 美里町都市計画審議会委員名簿

区 分	氏 名	選 出 区 分	備考
条例第3条 第1項1号	徳 世 文 弘	学職経験のあるもの(区長会長)	
	根 岸 茂 登 雄	学職経験のあるもの(農業委員会会長)	
	田 島 聰	学職経験のあるもの(商工会長)	
	橋 場 倅 男	学職経験のあるもの(町議会議長)	会長
条例第3条 第1項2号	櫻 沢 克 幸	町議会の議員	
	櫻 沢 保	町議会の議員	
	田 端 恵 美 子	町議会の議員	
条例第3条 第2項1号	木 村 和 正	関係行政機関(本庄県土整備事務所長)	
	今 西 典 子	関係行政機関(本庄農林振興センター所長)	

## (3) 諮問

<p>美里町都市計画審議会 会長 橋場 倅男 様</p>	<p>美総政第526号 令和5年2月21日</p>
<p>美里町長 原田 信次</p>	
<p>美里町都市計画マスタープランに対する意見について(諮問)</p>	
<p>美里町都市計画審議会条例第2条に基づき、美里町都市計画マスタープラン に関し、意見をいただきたく貴審議会に諮問いたします。</p>	

## (4) 答申

令和5年3月31日

美里町長 原田 信次 様

美里町都市計画審議会  
会長 橋 場 倅 男

美里町都市計画マスタープランに対する意見について（答申）

令和5年2月21日付美総政第526号で諮問のありました美里町都市計画マスタープランに対する意見については、下記の意見を附して答申します。

今後、計画の推進にあたっては、社会情勢の変化や町が直面する課題を的確に捉え、基本構想に掲げる将来像「心身ともに美しく暮らせるまちづくり」の実現を目指し、町政運営に最善の努力をされますよう要望いたします。

### 記

- 1 この計画の諸施策の実現にあたり、住民ニーズや財政状況を踏まえながら、優先度等を勘案し、計画的かつ効率的な事業の推進に努められたい。
- 2 多くの町民の意見を取り入れた上、暮らしやすい“美力”あるまちづくりに努められたい。
- 3 様々な計画と整合性を取り、関係機関と協議調整の上、開発や企業誘致を実施されたい。
- 4 今後の社会情勢等の変化に十分留意し、柔軟に対応するとともに必要に応じて積極的に見直しを行う等、適切な進行管理に努められたい。

## 2. 用語解説

### あ 行

<b>ICT</b>	Information and Communication Technology (インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー) の略。近年、情報通信におけるコミュニケーションの重要性をより一層明確化するために、IT (インフォメーション・テクノロジー：情報技術) ではなく、情報通信技術 (ICT) を用いる例が増えている。
<b>空き家バンク制度</b>	空き家の売却や賃貸を希望する方から提供いただいた利活用可能な物件の情報を、ホームページなどを通じて、移住・定住を希望する人などに紹介する仕組み。
<b>新しい生活様式</b>	新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐために求められている生活様式のこと。一人ひとりが感染防止の3つの基本である 1. 身体的距離の確保、2. マスクの着用、3. 手洗いや、「3密 (密集、密接、密閉)」を避ける等の対策の実践が求められている。
<b>イノベーション</b>	画期的な新技術やまったく新しい物事の仕組みを創造し、世の中に変革を促すこと。
<b>インフラ施設</b>	インフラストラクチャー「infrastructure」の略で、道路や上下水道、公園、河川等の都市活動を支える基盤となる施設。
<b>ウォークアブルシティ</b>	まちなかにおける交流・滞在空間の創出に向けた官民の取組により、「居心地が良く歩きたくなる」空間づくりを推進する都市のこと。
<b>SDGs</b>	持続可能な開発目標 (「Sustainable Development Goals」の略) で、2030年までに経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題を総合的に解決することを目指す国際社会共通の目標として、17のゴールと169のターゲットで構成されている。

### か 行

<b>カーボンニュートラル</b>	温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。
<b>グリーンインフラ</b>	グリーンインフラストラクチャーの略で、自然環境が有する機能を社会におけるさまざまな課題解決に活用しようとする考え方で、米国で発案された社会資本整備手法のこと。

<b>健幸</b>	住民が健やかで幸せに暮らせること。このような地域社会の実現を目指した「健幸都市」づくりを進めている。日本健幸都市連合が設立されており、美里町も参加している。
<b>洪水浸水想定区域</b>	想定し得る最大規模の降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域のこと。指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間を洪水浸水想定区域図として公表している。
<b>交流人口</b>	居住者などの定住人口に対して、観光客など他地域から訪れて地域の活性化に結びつけていく人々のこと。
<b>国土強靱化</b>	大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組として計画的に実施し、強靱な国づくり・地域づくりを推進すること。
<b>国土強靱化地域計画</b>	国土強靱化基本法第 13 条では、「都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。」とされている。
<b>コンパクト・プラス・ネットワーク</b>	人口減少、高齢化が進む都市において、地域の活力を維持するとともに、医療、福祉、商業などの生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めること。

## さ 行

<b>サテライトオフィス</b>	企業又は団体の本拠から離れた場所に設置されたオフィスのことで、地方での仕事や新しい働き方を生み出すとされている。
<b>シェアオフィス</b>	複数の人や事業者で一つのオフィス空間を共同で使用すること。またその場所を指す。
<b>市街化区域</b>	都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域。具体的には、既に市街地を形成している区域、及び概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。
<b>市街化調整区域</b>	都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。

<b>市街地開発事業</b>	都市再開発法に基づき、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る事業。
<b>自主財源</b>	地方税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入を指す。
<b>自主防災組織</b>	地域住民が主体的に結成する防災組織のこと。日頃から住民同士が協力・連携して災害に備えた様々な取り組みを実践するとともに、災害時には地域の被害を最小限に食い止めるための活動を行う。
<b>自主避難場所</b>	台風の接近などで洪水や土砂災害などの災害が発生する恐れがあるとき、事前避難の希望者を対象に一時的に開設される避難所。
<b>指定緊急避難場所</b>	災害による危険が切迫した状況において、生命の安全を確保することを目的とした緊急に避難する際の避難先。
<b>指定避難所</b>	災害の危険性がなくなった後に、ご自宅が被災された方々や、災害により帰宅が困難となった方々が一時的に滞在することを目的とした施設。
<b>自然的土地利用</b>	農地、山林、水面、砂浜、岩礁、河川敷などのその他の自然地を指す。
<b>自然動態</b>	出生・死亡に伴う人口の動き。
<b>社会動態</b>	転入・転出に伴う人口の動き。
<b>スマートインターチェンジ</b>	高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリア、バスストップから乗り降りができるように設置されるインターチェンジであり、通行可能な車両（料金の支払い方法）を、ETCを搭載した車両に限定しているインターチェンジ。
<b>生活利便施設</b>	銀行、郵便局、病院、スーパーマーケット、商店街など、住宅の周辺にある生活に必要な諸々の施設。
<b>ソーラーシェアリング</b>	農業と太陽光発電による発電事業を同じ農地内で両立し、収入を安定化させる事業のこと。

## た 行

<b>脱炭素社会</b>	地球温暖化の原因と考えられる二酸化炭素の排出量を実質ゼロにする社会。
--------------	------------------------------------

<b>地域地区</b>	都市計画法に基づく都市計画の種類のひとつで、都市計画区域内の土地をその利用目的によって区分し、建築物などについての必要な制限を課すことにより、地域又は地区を単位として一体的かつ合理的な土地利用を実現しようとするもの。
<b>地球温暖化対策</b>	大気中の温室効果ガスの量が人為的な活動によって増え続けることにより、地球の平均気温が少しずつ上昇していく現象。寒冷地の氷の流失と海面上昇、異常気象、動植物の生息域の変化などが既に観測されており、地球温暖化がもたらす地球環境や生態系などへの影響は非常に大きいものとされる。
<b>地区計画</b>	住民の生活に身近な地区を単位として、安全で快適な街並みの形成や良好な環境の保全などを目的に、住民の意向を反映しながら、地区単位の整備目標、土地利用、地区施設、建築物等の整備に関する方針や計画を、都市計画法に基づいて定めるもの。
<b>地産地消</b>	地域で生産したものを地域で消費するという「生産」を起点とした考え方である「地産地消」に対し、「地産地消」は地域で消費するものは地域で生産するという「消費」を起点にした考え方のことである。地域の需要動向を把握した後に生産計画を立て安定的な生産体制を作ることが可能となる。
<b>地方創生</b>	東京一極集中を是正し、地方の人口減少に歯止めをかけ、日本全体の活力を上げることを目的とした一連の政策のこと。
<b>低未利用地</b>	既成市街地内の更地、遊休化した工場、駐車場等、有効に利用されていない土地。
<b>デジタルサイネージ</b>	表示と通信にデジタル技術を活用して平面ディスプレイやプロジェクタなどによって映像や文字を表示する情報・広告媒体のこと。
<b>テレワーク</b>	ICT を活用して、場所と時間を有効に活用できる柔軟な働き方。企業等に勤務する被雇用者が行う雇用型テレワーク（例：住宅勤務、モバイルワーク、サテライトオフィス等での勤務）と、個人事業者、小規模事業者等が行う自営型テレワーク（例：SOHO、住宅ワーク）に大別される。
<b>特定用途制限地域</b>	用途地域を指定していない地域において、良好な環境の形成又は保持のため、制限すべき特定の建築物等の用途を定め、地域の特性に応じた合理的な土地利用を行う制度。

<b>都市機能</b>	医療、商業、福祉、子育て、行政施設といった人々が暮らす上で必要不可欠なサービス機能をさす。
<b>都市基盤</b>	都市における人々の暮らしを支える基本的な施設。道路や鉄道などの交通施設、上下水道、電気・ガス等エネルギー関連施設、ゴミ・汚水等処理施設、情報通信施設、緑地や公園など。
<b>都市計画区域</b>	中心の市街地を核とし、一体の都市として総合的に整備、開発又は保全すべき区域。都市計画区域を指定すると、都市計画の決定、都市施設の整備、市街地開発事業の施行等を行うことができる。
<b>都市公園</b>	住民の利用に供する身近なものから広域的な利用に供するものまで様々な規模、種類のものがあり、その機能、目的、利用対象等によって住区基幹公園（街区公園、近隣公園、地区公園）、都市基幹公園（総合公園、運動公園）、大規模公園（広域公園、レクリエーション都市）、国営公園、特殊公園、緩衝緑地、都市緑地、緑道に区分される。
<b>都市施設</b>	都市の骨組みになる施設のことで、道路・駐車場などの交通施設、公園・緑地・広場などの公共空地、水道・電気供給施設・下水道などの供給施設・処理施設等を指す。都市施設のうち、特に重要なものは、あらかじめその位置を都市計画で定めておくことができる。
<b>都市的土地利用</b>	道路、住宅地、工業用地、その他の宅地などの土地利用を指す。
<b>土砂災害警戒区域</b>	土砂災害防止法により指定される区域。土砂災害が発生した場合に、住民の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められ、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域のこと。
<b>土地区画整理事業</b>	既成市街地などにおいて、公共施設の整備改善と宅地の利用増進を目的として、換地手法を用いて、土地の区画形質を整え、道路・公園等の公共施設の新設・改良を行い、健全な市街地の形成や良好な宅地の供給を行う事業。

## な 行

<b>農業振興地域</b>	市町村の農業振興地域整備計画により、農業を推進することが必要と定められた地域。
<b>農村産業法</b>	正式名称は「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」。農村地域への産業の導入や、農業従事者の導入産業への就業、農業構造の改善を促進することにより、農業と導入産業との均衡ある発展と雇用構造の高度化を図ることを目的としている。

<p><b>農地中間管理事業</b></p>	<p>地域内の分散した農地を整理し担い手ごとに集約化したり、耕作放棄地等について、農地中間管理機構が借り受け、担い手がまとまりのある形で農地を利用できるよう貸付ける事業のこと。公益社団法人埼玉県農林公社が、埼玉県知事から農地中間管理機構として指定されている。</p>
<p><b>農地バンク</b></p>	<p>農地を貸したい人と借りたい人をマッチングする仕組みのこと。</p>

## は 行

<p><b>ハザードマップ</b></p>	<p>自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所、避難経路等の防災関係施設の位置等を表示した地図のこと。</p>
<p><b>PDCA</b></p>	<p>Plan、Do、Check、Actionの4段階から成り、“Plan”では目標を設定と計画作成、“Do”では計画に沿った行動、“Check”では行動した結果の問題点の洗い出しや分析、“Action”では分析結果を受けた計画見直しを行う。これらを繰り返すことで次第に改善していく一連の流れのこと。</p>
<p><b>東日本台風</b></p>	<p>令和元年台風第19号は、10月12日に日本に上陸し、関東地方、東北地方などに甚大な被害をもたらした。このため、「令和元年東日本台風」と命名された。</p>
<p><b>房総半島台風</b></p>	<p>令和元年台風第15号は、9月9日に関東地方に上陸し、千葉県を中心に甚大な被害をもたらした。このため、「令和元年房総半島台風」と命名された。</p>

## ま 行

<p><b>ミムリン健幸ポイント事業</b></p>	<p>ミムリン健幸ポイント事業は、町民ひとりひとりが健康で幸せな毎日を送れるように、健幸づくりを応援するもの。歩数計を活用して、毎日のウォーキングや各種健診等の受診、その他イベントに参加することでポイントを獲得でき、獲得したポイントは「みさと元気チケット」と交換できる。</p>
<p><b>美力</b></p>	<p>美里町では、「美里町の魅力」を「美力」と称し、選ばれるまちづくりを進めている。</p>

## や 行

<p><b>優良農地</b></p>	<p>一団のまとまりのある農地や、農業水利施設の整備等を行ったことによって生産性が向上した農地など良好な営農条件を備えた農地。</p>
--------------------	---

<b>用途地域</b>	都市計画法に基づく地域地区の一種で、建築物の無秩序な混在を防ぎ、合理的な土地利用が行われるように定められた都市計画。住居、商業、工業など目指すべき市街地像に応じて用途別に 13 種類に分類されており、用途地域ごとに建築物の用途や容積率、建ぺい率等の制限が定められている。
-------------	---

## ら 行

<b>立地適正化計画 (制度)</b>	居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実など、都市全域を見渡した包括的なマスタープランとして機能する、都市計画マスタープランの高度化版となる計画。
<b>レジリエンス</b>	「回復力」と「しなやかさ」を合わせ持つことで、災害リスクに対応すること。
<b>6次産業化</b>	農林漁業者による農林水産物及び副産物(バイオマス等)の生産及びその加工又は販売を一体的に行う取組のこと。

---

## 美里町都市計画マスタープラン

令和5年3月発行

発行 埼玉県美里町

編集 総合政策課

〒367-0194 埼玉県児玉郡美里町大字木部 323 番地 1

TEL: 0495-76-1111 (代表) FAX: 0495-76-0909

URL: <https://www.town.saitama-misato.lg.jp/>

---